

# ユニバーサルデザイン2020行動計画における取組一覧

【参考資料1】

番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」における具体的施策	平成29年度の取組状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係開 催会議資料より)	平成30年度の施策の実施結果 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の施策の取組状況 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の施策の取組状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の取組予定	主担当 府省庁	担当 府省庁
1			1) すべての子供連に「心のバリアフリー」を指導	次期学習指導要領の改訂に向けた中央教育審議会の答申(2016年12月21日)を踏まえ、2020年(平成32年)以降順次実施される学習指導要領改訂において、道徳をはじめとして音楽、図画工作、美術、体育などの各教科や特別活動等において「障害の社会モデル」を踏まえ、「心のバリアフリー」に関する理解を深めるため指導や教科書等を充実させる。	中央教育審議会答申(平成28年12月)を踏まえ、平成29年3月、小、中学校新学習指導要領を告示。(小学校は平成32年度から、中学校は平成33年度から全面実施。) 新学習指導要領の総則において、各教科等を通じて、障害のある幼児児童生徒との交流・共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを明記し、指導の充実を図るとともに、道徳を新たに特別の教科と位置付け、「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」など内容を充実。(「特別の教科 道徳」については、小学校においては平成30年度から、中学校においては平成31年度から全面実施。) 平成29年度においては、新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導が各学校において着実に行われるよう、各都道府県教育委員会や学校関係者等を対象とした説明会等を通じて、その趣旨等の周知を徹底。	小・中学校新学習指導要領(平成29年3月告示)の趣旨を踏まえた指導が各学校において着実に行われるよう、各都道府県教育委員会や学校関係者等を対象とした説明会等を通じて、その趣旨等の周知徹底を図った。 「心のバリアフリーノート」の作成に関する有識者会議を設置し、「心のバリアフリーノート」の作成に向けて内容等の必要な検討を行い、年度末に「心のバリアフリーノート」を作成する。(予定)	「心のバリアフリーノート」の全国的な普及・活用を図る。 平成30年度に引き続き、新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導が各学校において着実に行われるよう、各都道府県教育委員会や学校関係者等を対象とした説明会等を通じて、その趣旨等の周知徹底を図る。	「心のバリアフリーノート」の全国的な普及・活用を図る。 新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導が各学校において着実に行われるよう、各都道府県教育委員会や学校関係者等を対象とした説明会等を通じて、その趣旨等の周知徹底を図った。	「心のバリアフリーノート」の全国的な普及・活用を図る。 引き続き、新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導が各学校において着実に行われるよう、各都道府県教育委員会や学校関係者等を対象とした説明会等を通じて、その趣旨等の周知徹底を図る予定。	文部科学省	
2	I. 心のバリアフリー	1. 学校教育における取組		また、幼稚園・保育所・認定こども園については、それぞれ幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、既に、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にすることは、すべての子供にとって意義のある活動であり、このような機会を設けるよう配慮する旨が記載されており、平成29年度に実施される説明会等の中で、関係者に対し、この趣旨を徹底する。	平成29年7月に幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を都道府県等の担当者に対して周知するための説明会を開催し、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にすること等も含めて、改訂の趣旨の説明を実施。	平成30年10・11月に(独)教職員支援機構において、各自治体の幼児教育関係者や国公立幼稚園・保育所・認定こども園の教職員等を対象とした「幼児教育指導者養成研修」を実施し、幼稚園教育要領等の内容の理解を深めるための講義を行った。また、平成30年12月に都道府県の担当者等を対象とした協議会を開催し、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にすること等も含めて、幼稚園教育要領等の内容の理解を深めるための説明や研究協議を行った。	令和元年10・11月に(独)教職員支援機構において、各自治体の担当者等を対象とした教育・保育の指導者向けの研修を実施し、令和元年12月には各自治体の幼稚園担当者等を対象とした中央協議会を実施する予定。それらの中で、引き続き幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容について関係者の理解推進を図り、障害のある子供と障害のない子供との交流等を推進していく予定。	令和2年11・12月に(独)教職員支援機構において、各自治体の幼児教育関係者や国公立幼稚園・保育所・認定こども園の教職員等を対象とした「幼児教育指導者養成研修」をオンラインで実施し、幼稚園教育要領等の内容の理解を深めるための講義を行った。また、令和2年12月に都道府県の担当者等を対象とした協議会を動画視聴・取組事例の共有という形で開催し、幼稚園教育要領等の内容の理解を深めるための情報提供を行った。	令和3年12月には各自治体の幼稚園担当者等を対象とした中央協議会を実施する予定。それらの中で、引き続き幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容について関係者の理解推進を図り、障害のある子供と障害のない子供との交流等を推進していく予定。	文部科学省	厚生労働省 内閣府
3				上記の学習指導要領の改訂に先行して、平成29年度中までに、これらの指導をクロスカリキュラムの中で自分事として受け止め、活きて働く知識や経験とするための「心のバリアフリーノート(仮)」の作成を含めた取組の検討を進める。	平成29今年度中に有識者検討会を設置し、「障害の社会モデル」を学べる道徳や特別活動、社会など、教科等横断的に活用可能な教材「心のバリアフリーノート(仮)」の作成や普及方策の検討を開始。平成30年度中に「心のバリアフリーノート(仮)」を作成し、都道府県教育委員会等の研修において活用できるよう情報提供を行うなど、全国的な普及・活用を図る。	小・中学校新学習指導要領(平成29年3月告示)の趣旨を踏まえた指導が各学校において着実に行われるよう、各都道府県教育委員会や学校関係者等を対象とした説明会等を通じて、その趣旨等の周知徹底を図った。 「心のバリアフリーノート」の作成に関する有識者会議を設置し、「心のバリアフリーノート」の作成に向けて内容等の必要な検討を行い、年度末に「心のバリアフリーノート」を作成する。(予定) ≪No.1再掲≫	「心のバリアフリーノート」の全国的な普及・活用を図る。 平成30年度に引き続き、新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導が各学校において着実に行われるよう、各都道府県教育委員会や学校関係者等を対象とした説明会等を通じて、その趣旨等の周知徹底を図る。 ≪No.1再掲≫	「心のバリアフリーノート」の全国的な普及・活用を図る。 新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導が各学校において着実に行われるよう、各都道府県教育委員会や学校関係者等を対象とした説明会等を通じて、その趣旨等の周知徹底を図った。	「心のバリアフリーノート」の全国的な普及・活用を図る。 引き続き、新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導が各学校において着実に行われるよう、各都道府県教育委員会や学校関係者等を対象とした説明会等を通じて、その趣旨等の周知徹底を図る予定。	文部科学省	
4				幼稚園・保育所・認定こども園における障害のある子供の受入れを円滑に実施するため、各自治体等に対する周知徹底を図る。		平成30年10・11月に(独)教職員支援機構において、各自治体の幼児教育関係者や国公立幼稚園・保育所・認定こども園の教職員等を対象とした「幼児教育指導者養成研修」を実施し、幼稚園教育要領等の内容の理解を深めるための講義を行った。また、平成30年12月に都道府県の担当者等を対象とした協議会を開催し、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にすること等も含めて、幼稚園教育要領等の内容の理解を深めるための説明や研究協議を行った。 ≪No.2再掲≫	令和元年10・11月に(独)教職員支援機構において、各自治体の担当者等を対象とした教育・保育の指導者向けの研修を実施し、令和元年12月には各自治体の幼稚園担当者等を対象とした中央協議会を実施する予定。それらの中で、引き続き幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容について関係者の理解推進を図り、障害のある子供と障害のない子供との交流等を推進していく予定。 ≪No.2再掲≫	令和2年11・12月に(独)教職員支援機構において、各自治体の幼児教育関係者や国公立幼稚園・保育所・認定こども園の教職員等を対象とした「幼児教育指導者養成研修」をオンラインで実施し、幼稚園教育要領等の内容の理解を深めるための講義を行った。また、令和2年12月に都道府県の担当者等を対象とした協議会を動画視聴・取組事例の共有という形で開催し、幼稚園教育要領等の内容の理解を深めるための情報提供を行った。 ≪No.2再掲≫	令和3年12月には各自治体の幼稚園担当者等を対象とした中央協議会を実施する予定。それらの中で、引き続き幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容について関係者の理解推進を図り、障害のある子供と障害のない子供との交流等を推進していく予定。 ≪No.2再掲≫	文部科学省	厚生労働省 内閣府

番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」における具体的施策	平成29年度の取組状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係 部会議資料より)	平成30年度の施策の実施結果 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の施策の取組状況 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の施策の取組状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の取組予定	担当 府省庁	担当 府省庁
5	I. 心のバリアフリー	1. 学校教育における取組	2) すべての教員等が「心のバリアフリー」を理解	平成29年度までに、教員養成課程、教員研修、免許状更新講習における「心のバリアフリー」の指導法や教員自身のコミュニケーションの在り方に関する内容等の充実のための方策について結論を得て、2020年度（平成32年度）までに実施する。	教員研修について、平成29年度に、独立行政法人教職員支援機構のホームページで「心のバリアフリー」に向けた汎用性のある研修プログラム』の情報提供を引き続き行うとともに、研修内容について検討を行った。 【教員養成課程】 ・平成29年11月に改正した教育職員免許法施行規則が施行される平成31年4月以降に入学の学生から、教職課程コアカリキュラム（平成29年11月作成）の内容に沿った「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目の1単位以上の履修を義務付け。また、全国すべての大学等の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示す「教職課程コアカリキュラム」を平成29年11月に作成し、そのうち「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の項目において、「インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している」を目標として設定。免許状更新講習について、講習の開設者に対して、平成29年10月に講習の認定申請等に関する要領を提出し、当該要領の中で「心のバリアフリー」を取り扱う講習の開設を促進。	【教員研修】 ・独立行政法人教職員支援機構のホームページで「心のバリアフリー」に向けた汎用性のある研修プログラム』の情報提供を引き続き行うとともに、一部の研修の受講者に「心のバリアフリー」について学ぶ機会を提供する。 【教員養成課程】 ・平成31年4月以降に入学の学生から、教職課程コアカリキュラム（平成29年11月作成）の内容に沿った「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目の単位を必ず修得することとなる。教員養成課程の科目編成の検討に資するよう、大学等に対して平成30年11月に配布した「教職課程認定申請の手引き」において、「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」に関する内容を記載し、周知を図る（令和元年度は12月配布予定）。 【免許状更新講習】 ・免許状更新講習の開設者に対して、「心のバリアフリー」を取り扱う講習の開設を促した結果、現時点で72講習が開設されている。 ・引き続き、免許状更新講習の開設者に対して、講習の認定申請等に関する要領において、「心のバリアフリー」を取り扱う講習の開設を促す（要領は毎年度10月発行予定）。	【教員研修】 ・引き続き、独立行政法人教職員支援機構のホームページで「心のバリアフリー」に向けた汎用性のある研修プログラム』の情報提供を引き続き行うとともに、一部の研修の受講者に「心のバリアフリー」について学ぶ機会を提供した。 【教員養成課程】 平成31年4月以降に入学の学生から、教職課程コアカリキュラム（平成29年11月作成）の内容に沿った「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目の単位を必ず修得することとなっている。 教員養成課程の科目編成の検討に資するよう、大学等に対して毎年度配布する「教職課程認定申請の手引き」において、「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」に関する内容を記載し、周知を図った（令和3年1月配布）。 【免許状更新講習】 ・免許状講習講習の開設者に対して、「心のバリアフリー」を取り扱う講習の開設を促した結果、現時点で71講習が開設されている。また、令和2年10月に講習の認定申請等に関する要領を提出し、当該要領の中で「心のバリアフリー」を取り扱う講習の開設を促している。	【教員研修】 ・独立行政法人教職員支援機構のホームページで「心のバリアフリー」に向けた汎用性のある研修プログラム』の情報提供を引き続き行うとともに、一部の研修の受講者に「心のバリアフリー」について学ぶ機会を提供する。 【教員養成課程】 教員養成課程の科目編成の検討に資するよう、大学等に対して毎年度配布する「教職課程認定申請の手引き」において、「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」に関する内容を記載し、周知を図る予定。 【免許状更新講習】 ・引き続き、講習の開設者に対し、講習の認定申請等に関する要領において、「心のバリアフリー」を取り扱う講習の開設を促す（要領は毎年度10月発行予定）。	文部科学省		
6			2) すべての教員等が「心のバリアフリー」を理解	「心のバリアフリー」の理解を促すため、保育士の養成を行う学校に対し周知を図る。	保育士の養成を行う学校の担当者に向けて、全国保育士養成協議会主催の「平成30年度 保育士養成研究所 第1回研修会」において、「心のバリアフリー」とサボット事例をまとめた冊子「誰もが暮らしやすい社会をめざして」（オリンピック・パラリンピック等経済界協議作成）の周知を実施した。	保育士の養成を行う学校の担当者に向けて、全国保育士養成協議会主催の「保育士養成研究所研修会」において、障害をもつ学生を含む多様な学生の学びを保障するための指導のあり方及び合理的配慮等について情報交換を行い、障害者差別解消法の理念も踏まえつつ、心のバリアフリーについて理解を深めた。	引き続き、保育士の養成を行う学校に対して、全国保育士養成協議会主催の研修会等において、心のバリアフリーの理解を深める。	引き続き、保育士の養成を行う学校に対して、全国保育士養成協議会主催の研修会等において、心のバリアフリーの理解を深める。	厚生労働省		
7			3) 障害のある人ともある「心のバリアフリー」授業の全面展開	各学校において、障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、平成29年度を目的に、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」を設置し、全国において、自治体単位で福祉部局、教育委員会、障害のある人やその支援等にかかわる社会福祉法人等の団体間のネットワーク形成を促進する方策を検討し、平成29年度中に平成30年度以降実施する具体的な取組について結論を得る。	平成28年度中の検討を経て、平成29年7月に「心のバリアフリー学習推進会議」を設置して以降、11月現在までに計4回会議を開催し、交流及び共同学習の一層の推進に向けた方策について議論を実施。平成29年度内に提言を取りまとめるとする。その後、提言を踏まえ平成30年度中に「交流及び共同学習ガイド」を改訂し、各教育委員会等に周知を図る予定。	—	—	—	—	文部科学省	厚生労働省
8				特別支援学校と交流している幼稚園・小・中・高等学校や特別支援学級を設置している小・中学校（約2万校）等を軸に、平成29年度から、障害のある人との交流及び共同学習の更なる推進のための取組を実施し、その成果を踏まえて平成30年度から全面展開を図る。	学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）推進事業（平成28年度13件採択、平成29年度23件採択）を実施しており、採択先における取組事例などについては、前述の心のバリアフリー学習推進会議」においても紹介。	学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）推進事業を20件（平成28年度：13件、平成29年度：23件）を採択して実施した。また、「交流及び共同学習ガイド」の改訂において、当該事業を実施した自治体の取組事例を掲載予定。	昨年度に引き続き、「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）推進事業」を実施しており、令和元年度は19団体（自治体：14、法人：5）と委託契約を締結。今後は、これらの委託先における取組内容をホームページで公表するなどして、障害者理解の一層の推進を図る予定。	令和2年11月に、全国各地で実施されている交流及び共同学習の事例の中から、ICTの活用や外部機関との連携、副次的な活用等、各自治体における取り組みの参考となる優れた実践事例を20分程度の動画としてまとめ「交流及び共同学習オンラインフォーラム」として公開。	「特別支援教育の推進に関する関係課長連絡会議」（令和3年9月開催予定）をはじめとする各種説明会等において、「交流及び共同学習オンラインフォーラム」の周知を含め交流及び共同学習の周知を実施	文部科学省	
9	4) 障害のある幼児・児童・生徒を支える取組	障害のある人の自立と社会参加を目指し、障害のある幼児・児童・生徒が自己の理解を深め自尊感情を高めるとともに、社会的障壁を解消するための方法等を相手にわかりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることを含め、特別支援学校等の指導内容について発達段階に応じた更なる改善及び充実を図る。指導に当たっては、児童生徒の障害の状態等に応じた個別の指導計画を作成し、当該計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努める。2020年（平成32年）以降順次実施される学習指導要領改訂を通じて、指導の充実を図る。	平成28年度、次期学習指導要領の改訂に向けた議論が中央教育審議会において行われ、平成28年12月にまとめられた答申を踏まえ、平成29年4月に新しい特別支援学校幼稚園部教育要領及び特別支援学校小・中・学部学習指導要領を公示。 これについて、平成29年7月に新しい特別支援学校幼稚園部教育要領、特別支援学校小・中・学部学習指導要領の改訂に係る説明会を開催。今後、特別支援学校高等部学習指導要領改訂に向けた準備を進めるほか、新しい学習指導要領等について周知予定。	□平成28年12月にまとめられた中央教育審議会答申を踏まえ、平成31年2月に新特別支援学校高等部学習指導要領を公示するとともに説明会を開催した。 □平成30年8月に新特別支援学校小・中・学部学習指導要領等の改訂に係る地方説明会を開催した。 □教育委員会の担当者等が参加する特別支援教育教育課程等研究協議会を平成30年10月に開催するとともに、各研究会等における行政説明等においても学習指導要領の改訂内容等に関する説明を行い、改訂の趣旨及び内容についての周知を図った。	特別支援学校学習指導要領解説を作成した。 特別支援学校高等部学習指導要領説明会（令和元年10月開催）をはじめとする各種説明会等において、今般の学習指導要領改訂の趣旨及び内容等に係る周知徹底を実施。これらの取組については今後も継続して実施していく予定。 特別支援教育教育課程等研究協議会については令和元年12月に開催予定。	特別支援教育教育課程等研究協議会（令和2年10月～11月開催）をはじめとする各種説明会等において、学習指導要領の趣旨及び内容等に係る周知徹底を実施。	特別支援教育教育課程等研究協議会（令和3年10月開催予定）をはじめとする各種説明会等において、学習指導要領の趣旨及び内容等に係る周知徹底を実施。これらの取組については今後も継続して実施していく予定。	文部科学省			

番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」における具体的施策	平成29年度取組状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係 部会議資料より)	平成30年度の施策の実施結果 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の施策取組状況 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の施策取組状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度取組予定	担当 府省庁	担当 府省庁
10				特別な支援を要する子供が社会で自立し活躍する力を育むために必要な教育を受けられるようにICTの活用を含めた環境整備を進める。	障害のある児童生徒の学習上の支援機器等教材の充実を図るため、障害のある児童生徒の在籍する小・中・高等学校又は特別支援学校等のニーズを踏まえ、ICTを活用した教材など、児童生徒の障害の状態等に応じた使いやすい支援機器等教材について、企業・大学等が学校・教育委員会等と連携して行う研究開発の支援事業を実施。	障害のある児童生徒の学習上の支援機器等教材の充実を図るため、在籍する幼児児童生徒の障害の状態や教育的ニーズ等を把握の上、対象となる幼児児童生徒を決定し、当該幼児児童生徒に関して、適切な支援機器等教材の選定方法及び指導方法について検討し、それらを盛り込んだ個別の指導計画を作成を構築するための研究を引き続き実施中。	在籍する幼児児童生徒の障害の状態や教育的ニーズ等を把握の上、対象となる幼児児童生徒を決定し、当該幼児児童生徒に関して、適切な支援機器等教材の選定方法及び指導方法について検討し、それらを盛り込んだ個別の指導計画を作成を構築するための研究を引き続き実施中。また、成果について、平成29年度まで取り組んでいた関連事業（支援機器等教材の研究開発事業）の成果物と併せて、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の展示スペースにおいて周知や、同研究所のデータベース（ポータルサイト）への掲載などの情報提供を実施している（令和元年度分は掲載準備中）。	令和元年度まで取り組んだ、障害のある幼児児童生徒に対する適切な支援機器等教材の選定・活用に関する研究事業の成果について、平成29年度まで取り組んでいた関連事業（支援機器等教材の研究開発事業）の成果物と併せて、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の展示スペースにおいて周知や、同研究所のデータベース（ポータルサイト）への掲載などの情報提供を実施している（令和元年度分は掲載準備中）。	関連事業の成果について情報発信しているデータベース（ポータルサイト）などについて、自治体や学校関係者等への周知に引き続き努める。	文部科学省	
11	I. 心のバリアフリー	1. 学校教育における取組	4) 障害のある幼児・児童・生徒を支える取組	小・中学校における通級による指導を推進するとともに、高等学校でも障害のある生徒が各教科等の学習や学校行事等において可能な限り障害のない生徒と共に学ぶことができるよう、通級指導を平成30年度から新たに制度化し、小・中・高等学校合わせて環境整備を進め、高等学校で通級指導が望まれる者の実現割合100%（2020年度（平成32年度））を目指す。	小・中学校（義務教育学校又は中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）においては、平成5年度から「通級による指導」が制度化され、平成28年5月1日現在で約10万人が対象となっていたが、これまで高等学校においては制度化されていなかった。小・中学校からの学びの連続性を一層確保しつつ、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導や必要な支援を提供する観点から、平成30年度から高等学校においても通級による指導を行うことができるよう、平成28年12月に省令改正を実施。なお、平成30年度の制度開始時に43都道府県が実施予定（平成29年8月現在）であり、平成29年度は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において研修を実施する等、引き続き全国の都道府県等における導入を促進。	平成30年度より、高等学校における通級による指導が開始され、平成30年度は45都道府県において実施。文部科学省においては、高等学校における通級による指導の充実を図るため、以下の取組を実施。 ・公立高等学校における通級による指導のための加配定数措置（平成30年度：113人分の経費を地方財政措置） ・発達障害に関する通級による指導の専門性を高めるためのモデル事業の実施 ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における教職員等を対象とした研修の実施	令和元年度も引き続き、発達障害に関する通級による指導の担当教師に対する研修体制や必要な指導方法に関する調査研究や、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における研修等の実施を通じ、各都道府県等における高等学校における通級による指導の普及を図っているところ。高校における通級による指導については、令和2年度も47都道府県全てで実施されている。「文部科学省障害者活躍推進プラン」（平成31年4月）を踏まえ、「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」を作成（令和2年3月公表）するとともに、教育委員会や各学校における校内の研修などで活用いただけるよう周知しているところ。	令和2年度も引き続き、発達障害に関する通級による指導の担当教師に対する研修体制や必要な指導方法に関する調査研究や、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における研修等の実施を通じ、各都道府県等における高等学校における通級による指導の普及を図っているところ。高校における通級による指導については、令和2年度も47都道府県全てで実施されている。「文部科学省障害者活躍推進プラン」（平成31年4月）を踏まえ、「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」を作成（令和2年3月公表）するとともに、教育委員会や各学校における校内の研修などで活用いただけるよう周知しているところ。	令和2年度まで取り組んだ、発達障害に関する通級による指導の担当教師に対する研修体制や必要な指導方法に関する調査研究の成果をとりまとめ広く周知し、引き続き、通級による指導の充実に取り組む。また、令和3年度も、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における研修を予定している。	文部科学省	
12				特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率については、現在約7割にとどまっていることから、2020年度（平成32年度）までにおおむね100%に引き上げる。	平成28年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査及び特別支援学校免許状保有率向上のための年次計画の策定状況等について調査を実施。調査結果等を踏まえ、必要な自治体に対して、特別支援学校教諭等免許状保有率向上に係る意見交換を実施した。さらに、平成28年度、平成29年度ともに特別支援学校教諭免許状の保有率向上を目的とし、教育職員免許法に基づく免許法認定講習等の実施を支援する「特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業」を実施。	□平成29年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査を実施した。 □特別支援学校教諭免許状の保有率向上を目的とし、教育職員免許法に基づく免許法認定講習等の実施を支援する「特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業」を実施した。	平成30年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査を実施した。特別支援学校教諭免許状の保有率向上を目的とし、教育職員免許法に基づく免許法認定講習等の実施を支援する「特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業」について、令和元年度も引き続き実施中。	令和元年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査の結果を令和2年9月に公表し、各都道府県教育委員会等に通知した。令和2年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査を実施した。特別支援学校教諭免許状の保有率向上を目的とし、教育職員免許法に基づく免許法認定講習等の実施を支援する「特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業」について、令和2年度も引き続き実施中。	令和3年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査を実施予定。	文部科学省	
13			(新)	障害の有無にかかわらず、児童生徒等が支障なく学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化を推進。具体的には、学校施設の施設計画・設計上の留意事項をまとめた「学校施設整備指針」に、バリアフリー化の重要性について記載するとともに、児童生徒の障害の状態や特性等を踏まえた留意事項について記載。併せて「事例集」を作成し、学校設置者に配布。さらに、スロープやエレベーター等、障害児対応に必要な事業について補助メニューを設けるとともに、国庫補助をこれまで優先して措置。	障害の有無にかかわらず、児童生徒等が支障なく学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化を推進。具体的には、学校施設の施設計画・設計上の留意事項をまとめた「学校施設整備指針」に、バリアフリー化の重要性について記載するとともに、児童生徒の障害の状態や特性等を踏まえた留意事項について記載。併せて「事例集」を作成し、学校設置者に配布。さらに、スロープやエレベーター等、障害児対応に必要な事業について補助メニューを設けるとともに、国庫補助をこれまで優先して措置。	・高等学校の施設整備指針の改訂内容について検討する有識者会議を設置し、バリアフリー化の推進も含め、検討を進めている。 ・省内外において開催された講演会・研修会等において、バリアフリー化の重要性について普及・啓発を行っている。 ・各地方公共団体が公立学校施設のバリアフリー化を行う際に必要な経費の一部に国庫補助を行った。引き続き、地方公共団体からの要望に応じ、国庫補助を行う。	・有識者会議を設置し、学校施設におけるバリアフリー化等を加速していくための方策等について検討を行い報告書として取りまとめ、公表した。 ・同報告書を踏まえ、学校施設バリアフリー化指針の改訂とともに、全国の学校設置者に通知を发出し、学校種や設置主体に関わらず学校施設のバリアフリー化を進めるよう要請した。 ・また、同報告書を踏まえ、公立小中学校等における、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化について、令和7年度未までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を定め、公立小中学校等設置者に対し、学校施設のバリアフリー化を加速するよう要請した。 ・高等学校の施設整備指針の改訂内容について検討する有識者会議を設置し、バリアフリー化の推進も含め、検討を進めている。 ・省内外において開催された講演会・研修会等において、バリアフリー化の重要性について普及・啓発を行っている。 ・各地方公共団体が公立学校施設のバリアフリー化を行う際に必要な経費の一部に国庫補助を行った。	・学校設置者が、優先順位をつけながら、着実にバリアフリー化を進めるために計画を策定できるよう、計画策定に盛り込むべき事項、記載事例、留意事項やバリアフリー化の好事例などを整理した手引き等を作成する予定である。 ・省内外において開催された講演会・研修会等において、バリアフリー化の重要性について普及・啓発を行う予定である。 ・公立小中学校等のバリアフリー化工事に対する財政支援については、令和3年度から国庫補助の算定割合を1/2に引き上げる予定である。	文部科学省		

番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」における具体的施策	平成29年度の実施状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係 部会議資料より)	平成30年度の実施結果 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の実施結果 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の実施結果 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施結果 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施結果 (令和3年3月19日時点)	主担当 府省庁	担当 府省庁
14				平成29年度に、大学における「心のバリアフリー」を広げる取組の中から事例（入学選抜を含む修学や就労など様々な場面における事例）を収集し、有識者・障害のある人の参画のもとで、好事例を選出する。同年度中に大学等の教職員が集まる会議等で、その好事例の紹介等を行い、「心のバリアフリー」に対する学生及び大学関係者の理解を促進するための各大学等の積極的な取組を促す。	「心のバリアフリー」への理解促進にむけた各大学等の積極的な取組を促すため、大学等の教職員が集まる会議等において、障害のある学生支援に関する国の取組概要や、平成29年3月に取りまとめた『障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）』等について説明を実施。さらに、（独）日本学生支援機構においては、大学等の教職員を対象としたセミナーを開催し、大学の障害学生支援担当者による事例紹介等を実施。 大学生や大学関係者、及び地域住民に対する「心のバリアフリー」に向けた意識醸成として、平成29年10月及び12月に、慶應義塾大学のワークショップ等にて、「心のバリアフリー」や共生社会に向けた政府の取組について広報活動を実施。	「心のバリアフリー」への理解促進にむけた各大学等の積極的な取組を促すため、大学等の教職員が集まる会議等において、障害のある学生支援に関する国の取組概要や、平成29年3月に取りまとめた『障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）』等について説明を実施。さらに、（独）日本学生支援機構においては、大学等の教職員を対象としたセミナーを開催し、大学の障害学生支援担当者による事例紹介等を実施。 高等教育における「心のバリアフリー」等を推進するため、平成29年度から社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業として、東京大学と京都大学がそれぞれ中心となり行っている。障害のある学生の支援手法等の研究・開発・蓄積・展開取組を支援。	（令和元年度の実施結果） 「心のバリアフリー」への理解促進にむけた各大学等の積極的な取組を促すため、大学等の教職員が集まる会議等において、障害のある学生支援に関する国の取組概要や、平成29年3月に取りまとめた『障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）』等について説明を実施。さらに、（独）日本学生支援機構においては、大学等の教職員を対象としたセミナーを開催し、大学の障害学生支援担当者による事例紹介等を実施。 高等教育における「心のバリアフリー」等を推進するため、平成29年度から社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業として、東京大学と京都大学がそれぞれ中心となり行っている。障害のある学生の支援手法等の研究・開発・蓄積・展開取組を支援。	「心のバリアフリー」への理解促進にむけた各大学等の積極的な取組を促すため、大学等の教職員が集まる会議等を通じて、障害のある学生支援に関する国の取組概要や、平成29年3月に取りまとめた『障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）』等について周知。さらに、（独）日本学生支援機構において、大学等の教職員を対象としたセミナーを開催し、大学の障害学生支援担当者による事例紹介等を実施。 高等教育における障害学生支援の充実や「心のバリアフリー」等を推進するため、先進的な取組や多くの知見を持つ大学等がプラットフォームを形成し、他の大学等がそれを活用する、障害のある学生の修学・就職支援促進事業を開始。令和2年度は、公募により東京大学と京都大学がそれぞれ中心となる2件の取組を選定。	大学等の教職員を対象とした会議やセミナー等を通じて、引き続き「障害のある学生の修学支援に関する検討会（二次まとめ）」の内容や障害のある学生の修学・就職支援促進事業等について周知するとともに、これまでの障害学生支援に係る事業の成果や（独）日本学生支援機構が実施する障害学生支援事業の成果等を周知することにより、「心のバリアフリー」を含めた学生及び大学関係者等の理解促進や障害学生支援の充実を図る。	内閣官房	文部科学省	
15	I. 心のバリアフリー	1. 学校教育における取組	5) 高等教育（大学）での取組	高等教育における「心のバリアフリー」を推進するための中核的組織として、平成29年度から、各地域において障害のある学生の修学・就労支援のセンターとなる大学を選定する。これらの大学を軸に、広く企業や地域の関係機関と連携しつつ、各大学における障害のある学生の修学・就労支援を行う取組の検討を進める。	高等教育における「心のバリアフリー」等を推進するため、社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業を開始。大学等や福祉・労働行政機関、企業等による組織的連携の土台を形成する取組を実施し、障害のある学生の支援手法等の研究・開発・蓄積・展開を図る。平成29年10月、公募により、東京大学と京都大学がそれぞれ中心となる2件の取組を選定。	高等教育における「心のバリアフリー」等を推進するため、平成29年度から社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業を実施している。公募により、東京大学と京都大学がそれぞれ中心となる2件の取組を選定し、これらの大学が中心となり行っている大学等や福祉・労働行政機関、企業等による組織的連携の土台を形成し、障害のある学生の支援手法等の研究・開発・蓄積・展開を図る取組を支援。	（今後の取組予定） 大学等の教職員を対象としたセミナー等で、引き続き「障害のある学生の修学支援に関する検討会（二次まとめ）」等の内容を周知するとともに、社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業の成果・機能等を周知することにより、学生及び大学関係者等の理解促進や障害のある学生への支援の充実を図る。	「心のバリアフリー」への理解促進に向けた各大学等の積極的な取組を促すため、大学等の教職員が集まる会議等を通じて、障害のある学生支援に関する国の取組概要や、平成29年3月に取りまとめた『障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）』等について周知。さらに、（独）日本学生支援機構において、大学等の教職員を対象としたセミナーを開催し、大学の障害学生支援担当者による事例紹介等を実施。 高等教育における障害学生支援の充実や「心のバリアフリー」等を推進するため、先進的な取組や多くの知見を持つ大学等がプラットフォームを形成し、他の大学等がそれを活用する、障害のある学生の修学・就職支援促進事業を開始。令和2年度は、公募により東京大学と京都大学がそれぞれ中心となる2件の取組を選定。	大学等の教職員を対象とした会議やセミナー等を通じて、引き続き「障害のある学生の修学支援に関する検討会（二次まとめ）」の内容や障害のある学生の修学・就職支援促進事業等について周知するとともに、これまでの障害学生支援に係る事業の成果や（独）日本学生支援機構が実施する障害学生支援事業の成果等を周知することにより、「心のバリアフリー」を含めた学生及び大学関係者等の理解促進や障害学生支援の充実を図る。	文部科学省		
16				現在までも「心のバリアフリー」に向けた取組が一部の大学において行われてきたが、平成28年度、大学生や大学関係者を対象として、有識者や障害のある人等を招いたワークショップを開催する等、東京大会を契機として「心のバリアフリー」に向けた意識醸成を図るための取組を行う。平成28年11月には、東京大学先端技術科学センターと連携して、障害のある人となない人がともにワークショップを行うイベントを開催したところであり、今後、その他の大学も含め、政府と組織委員会が連携して「心のバリアフリー」に向けた意識醸成のための取組の拡大を図る。	大学生や大学関係者、及び地域住民に対する「心のバリアフリー」に向けた意識醸成として、平成29年10月及び12月に、慶應義塾大学のワークショップ等にて、「心のバリアフリー」や共生社会に向けた政府の取組について広報活動を実施。	武蔵野大学で開催したホストタウンサミットをきっかけに、武蔵野大学がサットにて登場している山口県宇部市と協力し「身近なバリアを探る」をテーマに市内のバリアフリー調査などをおこなった。	令和元年10月に、先導的共生社会ホストタウンである世田谷区で、日本大学文理学部と連携した下高井戸商店街における街歩き点検を実施。障害のある学生が当事者目線で実地点検を行った。本点検結果について、同月開催された「心のバリアフリーシンポジウム」にて、米國車いすラビー選手団、下高井戸商店街会長と一緒に登場し、結果報告を行った。	令和3年1月に、先導的共生社会ホストタウンである世田谷区において「共生社会ホストタウンサミットin多摩川」を開催。共生社会ホストタウンの取組に参加する市民の取組発表において、日本大学文理学部の学生が令和元年に下高井戸商店街で実施した街歩き点検や心のバリアフリーシンポジウムへの参加を通じて得た気づきについて発表した。 また、他の共生社会ホストタウンにおいても、街歩きや応援動画の作成等への地元の大学生の参画を推進。	好事例を共生社会ホストタウンに広く共有することによって、大学や大学生の取組への参画拡大を図る。	内閣官房	組織委員会	
17				平成28年11月、経済界協議会と連携し、汎用性のある研修プログラムを策定するため、障害者団体や有識者等の参加する検討委員会を立ち上げた。平成28年度中を目前に、既に行われている好事例を抽出し、あるべき研修プログラムの要素について議論を行った上で、プログラム案を策定する。平成29年2月を目前に、試行的に研修を実施した上で、必要に応じて改善を加え、平成28年度中にとりまとめ、広く公開する。平成29年度以降、経済界協議会を中心として本格実施し、中小企業を含め全国の企業に広く周知を行う。このため、経済界協議会は本研修プログラムが広く様々な企業で実施されるよう、講師の育成を行い、各地域の中小企業団体等と連携しながら普及に努める。 上記検討に当たっては、障害のある人が参加し、座学に加えて実習を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討を行うとともに、経営者の率先した取組や企業人材の多様性の尊重に取り組む。この取組の第一弾として、平成29年春頃までに、経済界協議会と連携し、経営者等の参画する「心のバリアフリー」に向けた研修等を実施する。	経済界協議会参加企業92社のうち、平成29年度においてこれまでに8社に対して研修プログラムを実施。	協議会参加企業等に対する取り組み ・経済界協議会参加企業103社のうち、累計で78社が実施完了予定。 ・「心のバリアフリー」研修が広く様々な企業で実施されるよう全協議会参加企業への働きかけを行いつつ、汎用性のあるプログラム検討委員会メンバーと連携し、人事担当者向け「心のバリアフリー」研修者養成トライアルプログラムを実施。 中小企業を含めた全国展開 ・東京商工会議所「声かけサポート運動」と連携し、啓発活動を実施。 ・サービス産業を中心とした業界団体を通じた展開として、宿泊、外食、小売業界への「心のバリアフリー」研修試行。 ・地域の自治体・商工会議所と連携、これまで一部自治体で「心のバリアフリー」研修試行。 バリアフリーマップ作成に併せた展開 ・全国でバリアフリーマップ作成支援活動を実施。当活動では基本的に、各地域の社会福祉協議会や障害者団体、又は協議会企業の特例子会社等から当事者講師を招いた心のバリアフリー講話を行い、その後当事者参加型のバリアフリーマップ作成支援活動を実施。	【取組状況】 ・自治体及び中小企業団体等との連携を図り、共生社会ホストタウンサミットin飯塚を開催。 「ユニバーサルツーリズム」をテーマに心のバリアフリーの取組を周知 ・協議会イベントで冊子「誰もが暮らしやすい社会をめざして」を約2000部配布 ・東京大学と連携した講師認定制度の構築に協力 ・協議会のバリアフリー関連イベントにて心のバリアフリー講話を実施（10件） 【今後の取組予定】 ・協議会参加企業約100社のうち累計で90社が実施完了予定。年末年始にかけ調査を実施する。 ・自治体及び中小企業団体等との連携を図り、「心のバリアフリーシンポジウム」を開催する。 ・東京大学が支援する講師認定制度に引き続き協力する。 ・「協議会ボランティアプログラムの事前研修で「心のバリアフリー」研修を実施し普及させる。	令和3年1月に、先導的共生社会ホストタウンである世田谷区において「共生社会ホストタウンサミットin多摩川」を開催。共生社会ホストタウンの取組に参加する市民の取組発表において、日本大学文理学部の学生が令和元年に下高井戸商店街で実施した街歩き点検や心のバリアフリーシンポジウムへの参加を通じて得た気づきについて発表した。 また、他の共生社会ホストタウンにおいても、街歩きや応援動画の作成等への地元の大学生の参画を推進。	■企業への普及 ・経済界協議会参加企業112社のうち、累計で96社が心のバリアフリー研修を実施。 ・中小企業も参加する協議会ボランティアプログラムの事前研修で心のバリアフリー研修を実施（新型コロナウイルスの影響で研修は3回で中断）。 ・企業と連携したオンラインフォーラムにて心のバリアフリー研修を実施（2回）。 ■自治体等への普及 ・共生社会ホストタウンと連携し、心のバリアフリーシンポジウムを実施（2020年1月）。 ・コロナ禍における取組として、バラスーツ体験及び心のバリアフリー教室についてオンライン活用等による新しい運営方式を共生社会ホストタウンや共生社会ホストタウンを目指す自治体向けに提案し、2020年12月に新しい様式でのバラスーツ体験イベントを実施。 ・経済界協議会参加企業のうち、13社がホストタウンアドバイザーに登録し、希望するホストタウンに対し、取組に関する助言や提案を実施。 ・協議会のバリアフリー関連イベントにて心のバリアフリー講話を実施（3件）。 ・オンライン版心のバリアフリー研修を地方法務局に周知。 ■講師育成 ・東京大学と連携した講師認定制度を協議会に周知するなど認定講師拡大に協力	■企業への普及 ・中小企業も参加する協議会ボランティアプログラムの事前研修で心のバリアフリー研修を実施。 ・企業が連携したフォーラムの中で心のバリアフリー推進による企業価値向上を訴求予定。 ■自治体等への普及 ・コロナ禍において考案したオンライン活用等による新たな運営方式のバラスーツ体験及び心のバリアフリー教室を、引き続き国の機関や自治体等に展開。 ・バラスーツ体験及び心のバリアフリー教室の取組事例を、共生社会ホストタウン等に広く共有し、心のバリアフリーの取組の拡大とシナジーを推進。 ■講師育成 ・東京大学と連携した講師認定制度を協議会に周知するなど認定講師拡大に協力	内閣官房	経済産業省 その他経済官庁全般 経済界協議会
18	I. 心のバリアフリー	2. 企業等における「心のバリアフリー」の取組	1) 企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施	平成28年度、試行的取組として、人事院が主催する若手公務員が参加する研修において、「心のバリアフリー」をテーマとし、障害当事者の参画する研修プログラムを実施した。これを踏まえ、平成29年度以降の国家公務員の新規採用職員研修や幹部職員研修における「心のバリアフリー」研修の位置付けについて平成28年度中に結論を得る。	平成28年度から人事院と連携し、「心のバリアフリー」をテーマとした政策立案型研修を実施。平成29年度は、入省3年目及び課長補佐研修の冒頭に障害当事者等の参画のもと、策定した「心のバリアフリー」に向けた汎用性のある研修プログラムをもとに、障害当事者が講師となり心のバリアフリー研修を行うとともに、その後、受講者がチームに分かれ、「心のバリアフリー」をテーマとした政策立案を実施。その他、内閣人事局、財務省等でも心のバリアフリー研修を実施。	国家公務員に向けては、平成30年8月、9月に人事院公務員研修所と連携し、「心のバリアフリー」とテーマとし障害当事者及びその支援団体が講師等として参画する研修プログラムをそれぞれ、入省3年目の職員と課長補佐級の職員に対して実施した。また10月、11月には内閣人事局と連携し、新任幹部研修にて「心のバリアフリー」をテーマに講義を行った。地方公共団体に向けては、平成29年度に作成した「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材を障害者施策・地域生活支援事業の担当者へ紹介し、事業での活用及び職員に対する啓発を依頼した。また、全国市町村国際文化研修所と平成31年度における地方公務員への「心のバリアフリー」研修実施について協議を行った。	人事院主催の国家公務員課長補佐研修および入省3年目研修では、2017年度より3年連続で障害当事者参画のもと実施。 2019年度からは、新たに総務省自治大学校および全国市町村国際文化研修所において地方公務員を対象に実施。また、「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとなる「障害の社会モデル」の考え方の理解を徹底するなど、内容の充実を図った。	引き続き、総務省自治大学校および全国市町村国際文化研修所において地方公務員を対象とした研修を実施。	総務省自治大学校および全国市町村国際文化研修所において地方公務員を対象とした研修を実施。	内閣官房		
19				平成29年度以降、これらの国家公務員の取組を地方公共団体に向けて周知し、地方公務員にも同様の研修が実施されるよう働きかける。	平成29年度には、全国知事会オリパラ連絡調整会議、全国市長会及びホストタウン都道府県等連絡協議会において、上記「心のバリアフリー」に向けた汎用性のある研修プログラムを紹介し、各自治体における研修等での活用の検討を依頼。					内閣官房		

番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」における具体的施策	平成29年度の実施状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係 部会議員資料より)	平成30年度の実施結果 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の実施状況 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	主担当 府省庁	担当 府省庁
20				平成30年度を以て、全国で、障害のある人・高齢者等へのサポートを行いたい人々が統一マークを着用し、そのマークを見える化する仕組みを創設することとしており、当該取組に国家公務員・地方公務員も参画するよう周知啓発を行う。	より多くの人にアプローチするための入門編として、中学生以上の者を対象にアニメーション動画で心のバリアフリーを学べる教材を障害当事者等の参画のもと作成し、平成29年度中に提供予定。	全国で、障害のある人・高齢者等へのサポートを行いたい人々等のマインドを高める取り組みとして、平成29年度に作成した心のバリアフリーを学べるEラーニング教材の行政関係者等への周知徹底を実施した。具体的には、ホスダウンの各自治体の担当者や各府庁の人事担当者等へ通知や会議での説明等の形で周知啓発を実施した。	心のバリアフリーを学べるEラーニング教材について、ラグビーワールドカップ2019のボランティアや運営スタッフ等、延べ約15,000人を対象とするラグビーワールドカップ2019™日本大会公式ボランティアプログラムにおいてコンテンツの一部として採用されたほか、福祉団体等での講演において紹介し、引き続き活用を呼び掛けている。	心のバリアフリーを学べるEラーニング教材の行政関係者等への周知徹底を実施。	心のバリアフリーを学べるEラーニング教材の行政関係者等への周知徹底を実施。	内閣官房				
21			2) 接遇対応の向上 i) 交通分野におけるサービス水準の確保	平成28年4月に施行された障害者差別解消法等を踏まえ、障害のあることのみをもって乗車や搭乗を拒否することや身体障害者補助犬を同伴した人を不当に拒否するといった差別的取扱いを行うことのないよう徹底する。更に、Tokyo2020アクセシビリティガイドライン、東京大会スタッフ向けサポートガイド基礎編及び上記「1」企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施」で策定することとなっている汎用性のある研修プログラムを踏まえ、交通事業者向け接遇ガイドライン（身体障害（聴覚・視覚・内部障害、肢体不自由等）、知的障害、精神障害（発達障害を含む）等様々な障害のある人（身体障害者補助犬を同伴した人を含む）を想定したガイドライン）及びその普及方法を平成29年度にとりまとめる。このため、平成29年度に国土交通省において、有識者、障害者団体、事業者（業界団体を含む）等が参加する検討委員会を立ち上げ、交通モード毎の特性も踏まえて検討を行うこととする。平成30年度以降、業界単位で接遇ガイドラインを展開し、事業者による実施を促進する。交通事業者の行う研修について、障害のある人が参加し、座学に加えて実習を行うカリキュラム、研修教材となるようにする等の充実を図る。	交通モード毎の特性を踏まえ、また交通事業者が行う研修の充実を視野に入れ、接遇ガイドラインを本年度中に作成するための検討会を設置し、検討を進めている。身体障害者補助犬を同伴した人を社会で円滑に受け入れていただくために、厚生労働省ホームページやソーシャルネットワークサービス、内閣府政府インターネットテレビを活用し情報提供。また、リーフレット、ステッカー、ポスターを企業等を含む全国に広く配布するとともに、関係団体の協力を得て、普及啓発イベント（全国3ヶ所）で各補助犬のデモンストラーションや使用者の体験談を紹介。さらに、厚生労働省において、都道府県が行う補助犬の理解促進のための取組を助成。	交通分野における接遇の向上と職員研修の充実を図るために、平成30年5月に接遇ガイドラインを公表した。交通事業者がガイドラインに則った適切な対応が行うことができるよう、障害当事者団体等が参画する検討会において、モデルとなる研修プログラム作成の検討を行った。	今年4月に交通事業者向け接遇研修モデルプログラムを公表した。事業者等に周知を行い、「障害の社会モデル」の理解や障害当事者参画を組み込んだ接遇研修の構築の働きかけを行っている。	令和元年6月に認知症施策推進関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」が決定されたことを受け、障害当事者団体等が参画する検討会において、認知症の人対応のための公共交通事業者向け接遇ガイドライン作成の検討を行い、令和3年2月に公表した。  ※ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフトの対策を強化する改正バリアフリー法（令和2年成立）に関しては、以下、「番号74」を参照。	交通事業者向け接遇研修モデルプログラムのスパイラルアップの検討を行う予定。	国土交通省				
				平成28年4月に施行された障害者差別解消法等を踏まえ、障害のあることのみをもって入店拒否することや身体障害者補助犬を同伴した人を不当に拒否するといった差別的取扱いを行うことのないよう徹底する。更に、東京大会スタッフ向けのサポートガイド基礎編及び上記「1」企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施」で策定することとなっている汎用性のある研修プログラムを踏まえ、観光・流通・外食等関係業界において接遇マニュアル及びその普及方法を平成29年度中にとりまとめる。その検討に当たっては、有識者、障害者団体、事業者（業界団体を含む）等が参画した形で検討を進めることとする。平成30年度以降に、業界単位で接遇マニュアルを展開し、事業者による実施を促進する。具体的には、観光業については、日本観光振興協会をはじめとした関係団体が、観光庁及び厚生労働省とともに、接遇マニュアルを作成する。流通業については、フランチャイズチェーン協会及びショッピングセンター協会等が経済産業省とともに、接遇マニュアルを作成する。外食産業については、日本フードサービス協会等が農林水産省及び厚生労働省とともに、接遇マニュアルを作成する。	観光業における接遇の向上については、日本観光振興協会をはじめとした関係団体が、観光庁及び厚生労働省とともに、接遇マニュアル作成に向け検討を開始。平成29年度中にとりまとめる予定。流通業における接遇の向上については、日本フランチャイズチェーン協会及び日本ショッピングセンター協会において、接遇マニュアル作成に向け、それぞれ協会内と経済産業省を交えた形で検討を開始。平成29年度中に接遇マニュアル及びその普及方法をとりまとめる。平成30年度以降に、業界単位で接遇マニュアルを展開し、事業者による実施を促進。サービスの質を見える化するおもてなし規格認証制度の審査項目に「心のバリアフリー」を平成28年8月（開始当初）より記載。また、サービス産業に携わる現場人材のスキルを標準化・体系化した「おもてなしスキルスタンダード」を平成29年末に策定し、その一項目として「心のバリアフリー」を盛り込み。外食産業の接遇向上については、日本フードサービス協会が、接遇マニュアル作成に向け、全国飲食業生活衛生同業組合連合会及び日本補助犬協会と農林水産省及び関係省庁を交えた形で検討を開始。平成29年度中に取りまとめ、平成30年度以降に研修等を通じマニュアルを普及予定。	身体障害者補助犬普及啓発イベント、ホームページ等による情報提供、広報物の内容を更新し配付を行うとともに、都道府県が実施する補助犬に関する普及啓発の取組への助成について促進を図った。また、海外の補助犬使用者を受け入れるためのガイドラインを作成するとともに、ポータルサイトで公表し、受け入れの円滑化を図った。  «No.21再掲»	身体障害者補助犬法の普及啓発について、普及啓発イベント、ホームページ等による情報提供、広報物の配付を行うとともに、都道府県が実施する補助犬に関する普及啓発の取組への助成を行うことにより、国民の補助犬に対する理解の促進に取り組む。	身体障害者補助犬法の普及啓発について、普及啓発イベント、ホームページ等による情報提供、広報物の配付を行うとともに、都道府県が実施する補助犬に関する普及啓発の取組への助成を行うことにより、国民の補助犬に対する理解の促進に取り組む。  «No.21再掲»	身体障害者補助犬法の普及啓発について、普及啓発イベント、ホームページ等による情報提供、広報物の配付を行うとともに、都道府県が実施する補助犬に関する普及啓発の取組への助成を行うことにより、国民の補助犬に対する理解の促進に取り組む。  «No.21再掲»	身体障害者補助犬法の普及啓発について、普及啓発イベント、ホームページ等による情報提供、広報物の配付を行うとともに、都道府県が実施する補助犬に関する普及啓発の取組への助成を行うことにより、国民の補助犬に対する理解の促進に取り組む。  «No.21再掲»	厚生労働省			
22	I. 心のバリアフリー	2. 企業等における「心のバリアフリー」の取組	2) 接遇対応の向上 ii) 観光、外食等サービス産業における接遇の向上	平成28年4月に施行された障害者差別解消法等を踏まえ、障害のあることのみをもって入店拒否することや身体障害者補助犬を同伴した人を不当に拒否するといった差別的取扱いを行うことのないよう徹底する。更に、東京大会スタッフ向けのサポートガイド基礎編及び上記「1」企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施」で策定することとなっている汎用性のある研修プログラムを踏まえ、観光・流通・外食等関係業界において接遇マニュアル及びその普及方法を平成29年度中にとりまとめる。その検討に当たっては、有識者、障害者団体、事業者（業界団体を含む）等が参画した形で検討を進めることとする。平成30年度以降に、業界単位で接遇マニュアルを展開し、事業者による実施を促進する。具体的には、観光業については、日本観光振興協会をはじめとした関係団体が、観光庁及び厚生労働省とともに、接遇マニュアルを作成する。流通業については、フランチャイズチェーン協会及びショッピングセンター協会等が経済産業省とともに、接遇マニュアルを作成する。外食産業については、日本フードサービス協会等が農林水産省及び厚生労働省とともに、接遇マニュアルを作成する。	観光業における接遇の向上については、日本観光振興協会をはじめとした関係団体が、観光庁及び厚生労働省とともに、接遇マニュアル作成に向け検討を開始。平成29年度中にとりまとめる予定。流通業における接遇の向上については、日本フランチャイズチェーン協会及び日本ショッピングセンター協会において、接遇マニュアル作成に向け、それぞれ協会内と経済産業省を交えた形で検討を開始。平成29年度中に接遇マニュアル及びその普及方法をとりまとめる。平成30年度以降に、業界単位で接遇マニュアルを展開し、事業者による実施を促進。サービスの質を見える化するおもてなし規格認証制度の審査項目に「心のバリアフリー」を平成28年8月（開始当初）より記載。また、サービス産業に携わる現場人材のスキルを標準化・体系化した「おもてなしスキルスタンダード」を平成29年末に策定し、その一項目として「心のバリアフリー」を盛り込み。外食産業の接遇向上については、日本フードサービス協会が、接遇マニュアル作成に向け、全国飲食業生活衛生同業組合連合会及び日本補助犬協会と農林水産省及び関係省庁を交えた形で検討を開始。平成29年度中に取りまとめ、平成30年度以降に研修等を通じマニュアルを普及予定。	身体障害者補助犬普及啓発イベント、ホームページ等による情報提供、広報物の内容を更新し配付を行うとともに、都道府県が実施する補助犬に関する普及啓発の取組への助成について促進を図った。また、海外の補助犬使用者を受け入れるためのガイドラインを作成するとともに、ポータルサイトで公表し、受け入れの円滑化を図った。  «No.21再掲»	身体障害者補助犬法の普及啓発について、普及啓発イベント、ホームページ等による情報提供、広報物の配付を行うとともに、都道府県が実施する補助犬に関する普及啓発の取組への助成を行うことにより、国民の補助犬に対する理解の促進に取り組む。  «No.21再掲»	身体障害者補助犬法の普及啓発について、普及啓発イベント、ホームページ等による情報提供、広報物の配付を行うとともに、都道府県が実施する補助犬に関する普及啓発の取組への助成を行うことにより、国民の補助犬に対する理解の促進に取り組む。  «No.21再掲»	身体障害者補助犬法の普及啓発について、普及啓発イベント、ホームページ等による情報提供、広報物の配付を行うとともに、都道府県が実施する補助犬に関する普及啓発の取組への助成を行うことにより、国民の補助犬に対する理解の促進に取り組む。  «No.21再掲»	観光庁	厚生労働省			
				①項目の策定にあたっては、障害当事者等参画を得て、検討を行った。実際の取組については、サービス品質やサービス提供スキルの「見える化」を図り、サービス産業の生産性向上（高付加価値化を含む）を目指す両施策において、「心のバリアフリー」を審査項目等に明記することで、サービス事業者及び現場人材への理解を促進する。 【おもてなし規格認証制度】 ・認証要件項目の1つに「心のバリアフリー」を明記 ・2018年12月現在、延べ108,181件の事業者が認証取得 【おもてなしスキルスタンダード】 ・2017年12月に策定。 ・必要スキルの1つに「心のバリアフリー」を明記。 ・2018年10月より個人認定の一つであるベーシック認定を開始。  ②業界単位で接遇マニュアルを周知するとともに、障害者差別解消法等への理解を促すための記事を掲載し、障害者への対応の向上を図った。加えて、障害者の方々をサポートする関係団体との相互入会など連携体制を構築し、事業者による実施を促進した。	接遇マニュアルについて、観光関係団体及び旅行会社、ホテルグループ等が主催する研修、セミナー等では観光系の専門学校での授業等で活用されている。接遇マニュアルの利用促進に向けて、引き続き観光関係者への周知を図る。  ①同制度による取組の継続。なお、おもてなしスキルスタンダードについては、2019年9月よりアドバンス認定研修も新たに開始し、より高いレベルで、サービス現場の一人一人のスキルの見える化を進め、その価値を日本全体で高めることを目指す。 ※ベーシック認定研修がサービス産業に従事する様々な年齢、職歴の方を対象として、TPOなどの基本動作等を身に付けるものであるのに対し、アドバンス認定研修は、中堅スタッフやマネジメント層の方を対象として、職場での見本となる基本動作や潜在化した顧客ニーズを読み取る力等を身に付けるもの。 （実績） 【おもてなし規格認証制度】 ・2020年9月未現在、延べ約148,000件の事業者が認証取得 【おもてなしスキルスタンダード】 ・2020年12月未現在、約1,000名を認定  ②流通業における接遇の向上については、接遇マニュアルについて、業界において、月刊誌への掲載やセミナーでの周知を実施し、会員企業への意識の醸成を図った。加えて、障害者サービス関係の公益法人等と連携を図り、普及活動を実施した。	接遇マニュアルについて、観光関係団体及び旅行会社、ホテルグループ等が主催する研修、セミナー等での利用促進に向けて、引き続き観光関係者への周知を図る。  ①同制度による取組の継続。なお、コロナ禍においても、オンラインによる審査会・研修を実施するなど、取り組みを継続している。 （実績） 【おもてなし規格認証制度】 ・2020年9月未現在、延べ約148,000件の事業者が認証取得 【おもてなしスキルスタンダード】 ・2020年12月未現在、約1,000名を認定  ②流通業における接遇の向上については、接遇マニュアルについて、業界において、月刊誌への掲載やセミナーでの周知を実施し、会員企業への意識の醸成を図った。加えて、障害者サービス関係の公益法人等と連携を図り、普及活動を実施した。	接遇マニュアルについて、観光関係団体及び旅行会社、ホテルグループ等が主催する研修、セミナー等での利用促進に向けて、引き続き観光関係者への周知を図る。  ①同制度による取組の継続  ②引き続きこれまでの取組を継続して実施。	観光庁	厚生労働省	経済産業省				

番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」における具体的施策	平成29年度の実績状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係 部会資料より)	平成30年度の実績状況 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の実績状況 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の実績状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実績予定	担当 府省庁	担当 府省庁
22			2) 接遇対応の向上 ii) 観光、外食等サービス産業における接遇の向上			会員企業等に対してマニュアルの周知を行うとともに、平成30年9月にオリンピック・パラリンピック等経済界協議会の協力のもと、障害当事者が講師として参画する「心のバリアフリー」研修を（一社）日本フードサービス協会において実施。		策定した接遇マニュアルを業界団体等が研修等を通じ普及する。	策定した接遇マニュアルを業界団体等が研修等を通じ普及する。	農林水産省	厚生労働省
23			2) 接遇対応の向上 iii) 医療分野におけるサービス水準の確保	平成28年1月に、障害のある人（身体障害者補助犬を同伴した人を含む）が医療機関にかかった場合に適切な対応がなされるよう、障害者差別解消のための措置に関する医療従事者向けのガイドラインを作成し、障害特性に応じた合理的配慮の具体的な事例などを示しており、今後とも、その周知に努める。また障害のある人が社会参加をする上で必要な教育・福祉・労働等の支援制度を紹介したり、それぞれの分野の専門家に繋げたりする役割を果たせるように努める。	平成28年1月に、障害のある人が医療機関にかかった場合に適切な対応がなされるよう、障害特性に応じた合理的配慮の具体的な事例などを示した。障害者差別解消のための措置に関する医療従事者向けのガイドラインを作成し、周知を実施。	平成30年7月に、各都道府県宛てに本ガイドラインの周知依頼の事務連絡を发出了。2月28日に開催された平成30年度全国医政関係主管課長会議においても、各都道府県担当者に本ガイドラインの内容について説明し、管内の医療関係事業者等に対する周知について、改めて協力を依頼した。	引き続き、地方公共団体・医療関係事業者等に向けて、本ガイドラインの周知に取り組む。	引き続き、地方公共団体・医療関係事業者等に向けて、本ガイドラインの周知に取り組む。	引き続き、地方公共団体・医療関係事業者等に向けて、本ガイドラインの周知に取り組む。	厚生労働省	厚生労働省
24	I. 心のバリアフリー	2. 企業等における「心のバリアフリー」の取組		法定雇用率の見直し（平成30年度、平成35年度）を行う。なお、平成30年4月より適用される法定雇用率を検討するため、労働政策審議会障害者雇用分科会を開催し、議論を行っている。また、従来から行ってきた身体障害・知的障害のある人の職場定着の支援に加え、精神障害のある人等の職場定着の支援のため、障害者就業・生活支援センターによる支援の強化や精神科医療機関とハローワークとの連携強化、ジョブコーチの養成・研修の推進、職場における精神・発達障害者を支援する環境づくり等に取り組む。また、障害特性を踏まえた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる中小企業をはじめとする事業主への支援の充実や、テレワークによる在宅雇用の推進などICTを活用した雇用支援等を進める。	障害者団体の代表者も参画する労働政策審議会障害者雇用分科会の了承を経て、平成30年4月より民間企業の法定雇用率が2.2%（段階的に2.3%）に引き上げ、精神科医療機関とハローワークとの連携強化について、精神科医療機関とハローワークが就労支援の協定を結び、平成28年度は23箇所、平成29年度からは39箇所のハローワークでモデル事業を実施。テレワークによる在宅雇用の推進などICTを活用した雇用支援について、平成28年度に6社でモデル事業を実施し、そのノウハウをまとめた冊子を作成、企業等に配布。また、平成29年度はさらにノウハウ蓄積を進めるため7社でモデル事業を実施。	・精神科医療機関とハローワークとの連携強化については、精神科医療機関とハローワークが就労支援の協定を結び、全国47労働局、48箇所のハローワークでモデル事業を実施した。 ・テレワークによる在宅雇用の推進などICTを活用した雇用支援については、障害者の多様な働き方を推進するため、テレワークを用いたサテライトオフィス勤務の導入モデル事業を3社で実施し、そのノウハウをまとめた冊子を作成、企業等に配布した。 ・精神・発達障害に対する正しい理解を促進し、職場における精神・発達障害者を支援する環境づくりを推進するため、広く一般労働者を対象に、精神・発達障害者を温かく見守る応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成している。養成講座は全国の都道府県労働局において実施し、約41,600人（平成30年12月末現在）に受講いただいた。	・引き続き、精神科医療機関とハローワークの連携強化に向けた事業を実施する。 ・地方の障害者をテレワークで雇用した事例を収集し、今年度中にハローワーク等で周知する。 ・「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成するための講座は全国の都道府県労働局において実施、約6,000人（令和元年6月末現在）に受講いただいた。	・引き続き、精神科医療機関とハローワークの連携強化に向けた事業を実施するとともに、企業向け支援を行う精神障害者雇用トータルサポーターを配置し、具体的な応募者像を踏まえたマッチング支援や、その後の切れ目ない定着支援といった、企業に対する重点的・専門的な支援を拡充した。 ・地方の障害者をテレワークで雇用した事例を収集し、引き続きハローワーク等で周知する。 ・「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成するための講座は全国の都道府県労働局において実施、約5,000人（令和2年12月末現在）に受講いただいた。	・引き続き、企業向け支援を行う精神障害者雇用トータルサポーターを配置し、具体的な応募者像を踏まえたマッチング支援や、その後の切れ目ない定着支援といった、企業に対する重点的・専門的な支援を実施する予定。 ・障害者のテレワークによる勤務の理解促進・周知のためのフォーラムを開催し、個々の企業の取組を推進する予定。 ・「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成するための講座を全国の都道府県労働局において実施する予定。	厚生労働省	厚生労働省
25			3) 障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組	平成30年4月の改正障害者総合支援法の施行や平成30年の報酬改定を通じ、一般就労への移行や就労定着を促進する。また、地域生活を支援するための取組を一層推進するとともに、障害福祉サービスの利用者の一般就労への移行者数を平成29年度末までに平成24年度実績の2倍以上にすることを旨とする。	障害福祉サービスである「就労定着支援」を創設する改正障害者総合支援法が平成28年5月25日に成立、同年6月3日公布。平成29年度は、平成30年度からのサービス開始に向けて、社会保障審議会障害者部会や障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、当事者や事業者の団体などの関係者から御意見を伺うことにより、報酬告示や基準省令の内容について検討を実施。併せて、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的方向性を平成29年12月にとりまとめ、就労系障害福祉サービスについては「地域で自立した生活を実現することができるよう一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬（体系）を構築し、工賃・賃金向上や一般就労への移行を更に促進する」とした。就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した者の数は、平成27年度実績で14,185人となっている。平成29年度は17,985人となると推計され、第4期障害福祉計画（平成27年度から29年度）の基本指針の成果目標である「平成24年度実績（8,338人）の2倍の一般就労への移行者の達成」を満たす見込み。平成32年度末までに一般就労移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とすること、就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを旨としている。	・平成30年4月から、一般就労した障害者の職場定着を促進するため、「就労定着支援」を実施し、就労定着支援の基本報酬は就労定着率に応じた7段階の設定とした。 ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、利用者の意向及び適性に応じた一般就労への移行を推進するため、就労移行支援の基本報酬は一般就労への移行実績だけでなく、就職後6か月以上定着した者の割合に応じた7段階の設定とした。 ・就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した者の数は、平成28年度実績で、平成24年度実績の約1.7倍の14,492人となっている。	障害者がその適正に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現することができるよう、一般就労への移行・定着を引き続き推進していく。	・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討において、障害者の希望や能力、適性に応じた効果的な就労支援に向けて、平成30年度報酬改定で導入した実績に応じた報酬体系の更なる見直しを行うとともに、支援効果を高める取組の評価や多様な就労支援ニーズへの対応等を行うこととした。 ・就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した者の数は、平成30年度実績で、19,963人となっている。	・令和3年度報酬改定の内容を踏まえ、引き続き、障害者がその適正に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現することができるよう、一般就労への移行・定着を推進していく。	厚生労働省	厚生労働省

番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」における具体的施策	平成29年度の実施状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係機関協議資料より)	平成30年度の実施結果 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の実施状況 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	主担当府省庁	担当府省庁
26		2. 企業等における「心のバリアフリー」の取組	3) 障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組	企業が「心のバリアフリー」を自身の企業価値の中に取り込み、上記研修等に恒常的に取り組む体制を整えることに加え、従来からの好事例を踏まえ、各社が「心のバリアフリー」に向けて取り組むよう働きかける。具体的には、経済界全体として、人材採用や人事評価の評価基準に「心のバリアフリー」の価値基準を反映させることや、障害のある人が働きやすい職場の環境づくりを促進するため、平成29年度に、経済界協議会が公式な宣言を行う。また、同年度中に、障害者団体等とも連携の上、企業における「心のバリアフリー」に向けた好事例集を作成し、上記宣言と併せて、パンフレットの配布や同協議会ホームページでの掲示によって、広く周知する。 (好事例集で取扱う項目例) ・人材採用や人事評価の評価基準に「心のバリアフリー」の価値基準を反映させている事例 ・障害のある人の採用や中途障害の社員の職場復帰及び定着に向けて、障害のある人が働きやすい職場の環境づくりを促進している事例 ・障害のある人の就職活動に向けて情報提供を行うべく、障害のある人が働くための環境づくりについて会社パンフレット等に記載したり、大学等において障害のある学生向けの就職説明会等を実施している事例	オリンピック・パラリンピック等経済界協議会にて、日本の企業に心のバリアフリーを広げるべく、人材採用や人事評価への「心のバリアフリー」の価値基準反映等の促進に向け、行動宣言を決定。心のバリアフリーとサポート事例をまとめた冊子「誰もが暮らしやすい社会をめざして」を改版、経済界協議会HPで公開。 ・内閣官房「アニメーション動画教材」を企業各社の研修で活用できるよう経済界協議会HPにリンク先を掲載。 ・経済界協議会参加企業103社から募った「好事例」を内閣官房に提出。 ・経済界協議会HPで「好事例」を公開。	引き続き、冊子や好事例集などを活用し、企業が「心のバリアフリー」を企業価値の中に取り組みことを推進していく。	企業が連携したフォーラムの中で心のバリアフリー推進による企業価値向上を訴求。	企業が連携したフォーラムの中で心のバリアフリー推進による企業価値向上を訴求予定。	経済界協議会				
27	I. 心のバリアフリー		3) 障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組	農業分野での障害のある人の就労を支援し、障害のある人にとっての職域や収入拡大を図るとともに、農業にとっての担い手不足解消につながる農福連携を推進する等、障害のある人等が地域の担い手として活躍する取組を推進する。具体的には、農林水産省と厚生労働省が連携して取り組んでいる農福連携について、平成29年度以降についても、必要な予算を確保しつつ、両省が連携して農福連携に係る広報資料の作成やセミナー等を開催するなど農福連携の取組を支援する。	農業分野で障害のある人の就労を支援するため、平成28年度は、障害者等を対象とした福祉農園の開設を支援するとともに、障害者就労施設へ農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を行う28府県に支援を実施し、平成29年度上半期は、40道府県を支援。平成30年度までに全都道府県での実施を目指すとともに、平成30年度以降についても、必要な予算を確保しつつ、農林水産省と厚生労働省が連携して農福連携にかかる広報資料の作成やセミナー等を開催するなど農福連携の取組を支援する。また、平成28年3月には、パンフレット「福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～」を作成してホームページに掲載するとともに、地方農政局等で開催するセミナー等で、参加者に配布。平成29年5月には、同パンフレットの内容を更新し、会議等での配布を実施。	平成30年度は、農山漁村振興交付金により、障害者等が働きやすい福祉農園の整備や障害者等が農業技術を習得するための取組等への支援を行うとともに、農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を実施する42道府県を支援した。両省が連携して、パンフレット「福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～V e r . 6」(平成30年9月)を作成してホームページに掲載するとともに、会議等で配布した。また、全国9ブロックにおいて、農福連携に関心のある社会福祉法人や農業者等を対象に、農福連携の推進を図るシンポジウムを開催した。年度末に、農林水産省講堂において、両省が連携して上記シンポジウムを総括する農福連携推進フォーラムを開催した。	農福連携等の一層の推進を図るため、平成31年4月に設置された省庁横断の「農福連携等推進会議」において、今後の推進の方向性を検討し、令和元年6月に開催された第2回会議において官民挙げて実践する取組を示した「農福連携等推進ビジョン」を取りまとめた。また、農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を実施する都道府県を支援するとともに、障害のある人が働きやすい福祉農園等の環境整備の支援、農林水産研修所等による農業版ジョブコーチ等の育成、全国での普及啓発や今後の推進拡大に向けた調査、研究等を実施し、農福連携の更なる推進を図る。	【農水省】 令和元年6月に決定された「農福連携等推進ビジョン」に基づき、農福連携を国民運動として展開するため、農業団体、福祉団体、経済団体等各界の関係団体・関係者からなる「農福連携等応援コンソーシアム」を設立（令和2年3月）し、農福連携の優良事例の表彰等を実施した。また、農福連携の認知度向上を目的とした働く障害者を応援するテレビ番組放送によるプロモーション、障害者雇用等を通じ農業経営を改善・発展しようとする際に必要となる農業生産施設等の整備、農業経営体と障害者就労施設とのニーズをマッチングする仕組みや障害者の農業分野での定着を支援する専門人材である「農福連携技術支援者」の育成のための研修、都道府県段階における相談窓口の設置や農業現場への試行的な障害者の受入れ、今後の推進拡大に向けた調査、研究等を実施した。 【厚生労働省】 ・農福連携による障害者の就労支援について、全都道府県での実施に向けて、令和2年度に補助事業（農福連携による障害者の就業促進プロジェクト）の充実を図った。 ・令和2年度に、農福連携をはじめとする産業・福祉連携を推進するため、農作業の枠を超えて、林業や水産業等といった地域に根ざした第1次産業分野での地域課題解決型の障害者就労のモデル事業を実施する「農福連携等推進事業」を実施。	【農水省】 「農福連携等推進ビジョン」に定めた目標（令和6年までに新たに農福連携に取り組む主体を3,000創出）達成に向け、農福連携のみならず、林福・水福連携の全国展開を目的としたプロモーション、「農福連携等応援コンソーシアム」の活動を通じ、企業と連携した取組の促進を図る。あわせて、優良な取組の表彰、都道府県との連携による農業経営体を対象とした普及啓発及び専門人材の育成のほか、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等の雇用・就労に配慮した農林水産物生産・加工・販売施設整備への支援を行う。 【厚生労働省】 ・令和3年度以降についても、「農福連携等推進ビジョン」に基づき、関係省庁が連携し、農福連携の取組を推進していく。 ・各都道府県における農福連携の取組を引き続き後押しするため、令和3年度における補助事業（農福連携による障害者の就業促進プロジェクト）の充実を図る。	農林水産省	厚生労働省		
28		3. 地域における取組	1) 地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組	平成28年度以降、地方自治体、社会福祉協議会、障害者社会参加推進センター、障害のある人への支援等にかかわる社会福祉法人、NPO、地域に所在する学校、企業、町内会等と連携し、地域の人々に「心のバリアフリー」を浸透させるための取組を行えるよう、取組事例を地方自治体に対して周知・啓発する。	各市町村が行う「理解促進研修・啓発事業」及び「自発的活動支援事業」（地方自治体が地域の実情に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業のメニューにある事業）の取組事例について、平成28年度全国障害保健福祉関係主管課長会議の場で周知。また、平成29年度より、地域生活支援事業の都道府県事業として「心のバリアフリー」推進事業を創設し、管内市町村の実施する事業との連携により心のバリアフリーを広めるための取組を支援。今後もこれらの事業を実施する自治体数の増加を目指し、周知を図る。	・地域生活支援事業として、市町村が行う「理解促進研修・啓発事業」注1及び「自発的活動支援事業」注2による取組を支援したほか、地域生活支援促進事業として都道府県が市町村と連携しながら行う「心のバリアフリー」推進事業」注3による取組を支援。 注1) 「理解促進研修・啓発事業」… 地域社会の住民に対して障害のある方への理解を深めるための研修・啓発を行うもの 注2) 「自発的活動支援事業」… 障害のある方やその家族、地域住民が行う自発的活動（ピアサポート等）を支援するもの 注3) 「心のバリアフリー」推進事業」… 都道府県が市町村と連携しながら行う心のバリアフリーを広めるための取組を支援するもの ・また、平成31年3月7日の「障害保健福祉関係主管課長会議」において、「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「心のバリアフリー」推進事業」の地方自治体における取組事例を周知し積極的な取組を依頼。	各地方自治体の取組の推進に向けた周知・啓発に取り組む。	地域生活支援事業として、市町村が行う「理解促進研修・啓発事業」及び「自発的活動支援事業」の取組を支援したほか、地域生活支援促進事業として都道府県が行う「心のバリアフリー」推進事業」の取組を支援。「心のバリアフリー」の理解の促進に向け、周知・啓発に取り組む。	地域生活支援事業として、市町村が行う「理解促進研修・啓発事業」及び「自発的活動支援事業」の取組を支援したほか、地域生活支援促進事業として都道府県が行う「心のバリアフリー」推進事業」の取組を支援。「心のバリアフリー」の理解の促進に向け、周知・啓発に取り組む。	厚生労働省			

番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」における具体的施策	平成29年度の取組状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係関係会議資料より)	平成30年度の施策の実施結果 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の施策の取組状況 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の施策の取組状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の取組予定	担当府省庁	担当府省庁
29				東日本大震災の教訓を踏まえ制度化された「避難行動要支援者名簿」(以下「名簿」という。)について、熊本地震において安否確認に利用されるなど名簿の必要性・有効性が再認識されたことも踏まえ、平成29年度までに、避難行動要支援者の視点から避難行動支援に関する取組の内容を整理したパンフレットや事例集を作成し、これらの周知を行うことで、実質的に障害のある人等の避難支援に資するよう、各自治体における適切な名簿作成やその有効活用を促進する。	内閣府は平成28年度に、消防庁、障害者団体の協力を得て、避難行動要支援者向けのパンフレット及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集(平成29年3月内閣府(防災担当))」を作成。平成29年5月に行われた平成29年度災害救助法等担当者全国会議で上記パンフレット及び事例集を地方公共団体に周知。平成30年度も、引き続き、避難行動要支援者名簿の活用を周知していく。	平成30年5月に行われた平成30年度災害救助法等担当者全国会議をはじめとする各種会議等で左記パンフレット及び事例集を周知し、実質的に障害のある人等の避難支援に資するよう、各自治体における適切な名簿作成やその有効活用を促進した。	都道府県の防災担当者会議(R1.5.14実施)等の機会を通じて左記パンフレット及び事例集を周知し、各自治体における適切な名簿作成やその有効活用を促進した。引き続き避難行動要支援者名簿の活用について周知していく。	避難行動要支援者名簿(平成25年に作成義務化)は、約99%(R1.6.1日現在)の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者や障害のある人等が被害を受けており、避難の実効性に課題が残る。避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、避難行動要支援者(高齢者、障害のある人等)ごとに避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した個別避難計画の策定促進などについて、災害対策基本法の改正案を、第204通常国会に提出することを検討している。(R3.3.5 閣議決定・国会提出)	避難行動要支援者の個別避難計画の制度化に当たり、政府は自治体に対し、 ・法改正の趣旨等の周知 ・作成が円滑に進むよう、具体的な取組指針の提示 ・令和3年度予算によるモデル事業の実施 ・ホームページ等を通じた全国取組事例の共有などの支援を予定している。	内閣府(防災)	消防庁
30			2) 災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援の在り方	駅、空港や競技場、旅館・ホテルなどの施設について、火災や地震が発生した場合に、これらの施設を利用する障害のある人のニーズ等に配慮して、施設関係者がデジタルサイネージ等の多様な手段を活用した情報伝達や避難誘導を行うときの留意事項等について検討し、その内容等の周知を図る。	多数の外国人や障害者等が利用する施設(駅・空港や競技場、旅館・ホテルなど)で火災や地震が発生した場合に、施設関係者による情報伝達や屋外への避難誘導が効果的に行われるよう、消防庁は平成28年度に、「外国人来訪者等が利用する施設における避難誘導のあり方等に関する検討部会」を開催し、平成29年3月に「外国人来訪者等が利用する施設における災害情報の伝達・避難誘導に関するガイドライン(骨子)」をとりまとめ、公表。平成29年度は、上記検討部会の下に2つのワーキンググループを設置し、引き続き検討を実施。施設関係者が、デジタルサイネージやスマートフォンアプリ等を活用し、避難誘導等の多言語化や文字等による視覚化などを行うためのガイドラインを平成30年3月末までに策定し、各施設における避難訓練の実施等の取組を促進。	平成30年3月29日付けで発出した「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」を分かりやすく解説したリーフレットを平成30年10月に作成・周知し、駅、空港、競技場、旅館、ホテル内の外国人旅行者が火災時や地震時に円滑に避難できるよう、当該資料の活用を促進	「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」を分かりやすく解説したリーフレットの活用を促進していく。(駅・空港、競技場、旅館・ホテル等)	競技会場におけるガイドライン上のツールの導入状況、消防訓練指導予定状況の把握を実施するとともに対象施設(駅・空港、競技場、旅館・ホテル等)におけるガイドラインに基づく取組に関して、継続した普及・推進を行った。	「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」を分かりやすく解説したリーフレットの活用を促進していく。(駅・空港、競技場、旅館・ホテル等)	消防庁	
31	I. 心のバリアフリー	3. 地域における取組	(新)	総務省は競技会場において、無線LANやデジタルサイネージ等のICTを活用することで、外国人来訪者や障害者等が避難情報等に容易にアクセスできるモデルの実証事業を平成29年度以降実施することで、各施設における取組を促進。	競技会場において、ICTを利活用することにより、外国人来訪者等にも配慮した災害情報の伝達や避難誘導を可能とする仕組みを構築・実証し、その課題や解決方策を取りまとめることを目的とした調査研究を実施。本調査研究では、災害発生時の緊急時において、外国人来訪者等も含めその属性や身体的特性に応じスムーズに避難できる仕組みを競技会場の特性に応じて構築する必要があるため、複数の競技会場で実施することにより検討を行っている。実証にあたっては、障がい者については、視覚障がい、聴覚障がい、車いす使用など、様々なケースを想定したモニターによる評価を行った。	平成30年度の実証事業の報告書を総務省ホームページに公開済み。 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/02tsushin01_04000588.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/02tsushin01_04000588.html</a> 競技会場への普及展開(実装)を促すため、関係者と調整中。引き続き、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等各種競技大会の避難誘導で活用されるよう普及展開に取り組む予定。	令和元年度の実証事業の報告書を総務省ホームページに公開済み。 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/02tsushin01_04000588.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/02tsushin01_04000588.html</a> 引き続き、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等各種競技大会の避難誘導で活用されるよう普及展開に取り組んでいる。	引き続き、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等各種競技大会の避難誘導で活用されるよう普及展開に取り組む。	総務省		
32			(新)	会話に不自由な聴覚・言語機能障害者がスマートフォンなどの画面上のボタン操作や文字入力で119番通報を行えるシステム(Net119緊急通報システム)の在り方について検討を行い、平成29年3月に、全国で導入すべきシステムの標準仕様を盛り込んだ「119番通報の多様化に関する検討会報告書」をとりまとめ、サービス提供事業者や消防本部へ周知。これ以降、全国の消防本部で早期導入するよう継続的に働きかけを実施。	Net119の利便性を高め、全国導入を促進する観点から、平成29年3月に共通仕様をとりまとめるとともに、Net119の導入に係る経費について今年度から地方交付税措置を講じている。昨年12月には、全国の消防本部における導入状況及び未導入の消防本部における今後の導入予定時期を消防庁ホームページに公表したところ。併せて、全国の消防本部に対してNet119の導入状況等を公表したことを周知するとともに、未導入の本部において早期導入に取り組むよう働きかける事務連絡を発出した。	公表済みの各消防本部におけるNet119導入状況及び導入予定について、各消防本部に対して随時フォローアップ調査を行い最新の情報を更新する。全国の消防本部職員が参加する会議の場など、様々な機会を捉えてシステム導入・利用の促進を継続的に働きかける。	各消防本部におけるNet119導入状況及び導入予定について、各消防本部に対してフォローアップ調査を行い、消防庁HPに最新の情報を公表した。令和3年1月1日現在、全国726消防本部中、499本部(68.7%)が導入。各消防本部にシステム導入を促進する事務連絡を発出したほか、全国の消防本部職員が参加する会議の場など、様々な機会を捉えてシステム導入・利用の促進を働きかけを行った。	各消防本部におけるNet119導入状況及び導入予定について、各消防本部に対して随時フォローアップ調査を行い最新の情報を更新する。全国の消防本部職員が参加する会議の場など、様々な機会を捉えてシステム導入・利用の促進を継続的に働きかける。	消防庁		
33			(新)	聴覚・言語機能障害者のシステム利用を促進するため、都道府県等の障害福祉担当者や関係団体へ同報告書について周知。平成30年度以降も同様に全国でのシステム導入・利用の促進を継続的に実施。	聴覚・言語機能障害者のスマートフォンなどの画面上のボタン操作や文字入力で119番通報を行えるシステム(Net119緊急通報システム)の利用を促進するため、障害保健福祉関係主管課長会議や事務連絡において都道府県等の障害福祉担当者や関係団体へ、各消防本部における導入状況及び導入予定時期や消防防災主管部等との連携、また当該システムの積極的な利用について周知を図った。	より多くの聴覚・言語機能障害者のNet119緊急通報システムの利用が普及するよう、引き続き機会を捉えて同システムと利用登録について周知を図る。	より多くの聴覚・言語機能障害者のNet119緊急通報システムの利用が普及するよう、引き続き機会を捉えて同システムと利用登録について周知を図る。	より多くの聴覚・言語機能障害者のNet119緊急通報システムの利用が普及するよう、引き続き機会を捉えて同システムと利用登録について周知を図る。	厚生労働省		



番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」における具体的施策	平成29年度の取組状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係開 催会議資料より)	平成30年度の施策の実施結果 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の施策の取組状況 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の施策の取組状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の取組予定	主担当 府省庁	担当 府省庁
34			4) 救急現場で活用する多言語音声翻訳アプリ	(新)	近年の訪日外国人観光客の増加に伴い、救急現場で救急隊員が外国人傷病者に対して、円滑なコミュニケーションを図ることを目的として、多言語版音声翻訳アプリ「救急ボイス」を開発し、全国の消防本部に対して平成29年4月からAndroid版の提供を開始し、平成29年12月1日現在、全732消防本部のうち、223消防本部が使用を開始。話した言葉が文字として表記されるため、聴覚障害者に対してでも活用が可能。 平成30年1月からはiOS版も提供する予定であり、全国の消防本部で導入するよう継続的に働きかけを実施。	全国の消防本部に対して平成29年4月から提供を開始し、平成30年12月31日現在、728本部中376本部(51.6%)が使用開始。 全国の消防本部での導入状況、使用実績及び有効活用事例を調査。 4月に言語バリアフリー関係府省連絡会議会に参加し紹介。 平成30年版障害者白書にて紹介。	・全国の消防本部に対して平成29年4月から提供を開始し、令和元年6月1日現在、全国726消防本部中、434本部(59.8%)が導入。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、日本語の理解が十分でない訪日外国人等に適切に対応できるよう、各消防本部の積極的な取組を促す観点から、2020年まで導入の目標期限とする旨の消防庁次長通知を消防本部に発出し、導入を強力に促している。 ・全国の消防本部での導入状況及び未導入消防本部の課題を調査(令和元年6月、10月、12月に実施)。	・全国の消防本部に対して平成29年4月から提供を開始し、令和3年1月1日現在、全国726消防本部中、631本部(86.9%)が導入。 ・全国の消防本部での導入状況及び未導入消防本部の課題を調査(令和2年6月、令和3年1月に実施)。 ・活用状況の調査を実施し、各消防本部における導入実態を把握し、その結果を都道府県別に導入率を見える化し、導入の促進を図った。 ・あらゆる機会を捉えて、未導入消防本部に働きかけを実施。	・引き続き、救急用多言語音声翻訳アプリの活用状況の調査を実施し、各消防本部における導入実態を把握し、その結果を都道府県別に導入率を見える化し、導入の促進を図る。 ・引き続き、あらゆる機会を捉えて、未導入消防本部に働きかけを実施	消防庁	
35		3. 地域における取組	5) その他	地域の人権擁護委員をはじめとする法務省の人権擁護機関を「心のバリアフリー」の相談窓口として活用し、障害のある人に対する差別などの人権問題について人権相談に応じるほか、人権侵害の疑いのある事案については、速やかに法務省の人権擁護機関が救済手続きを開始する。併せて相談窓口の周知広報を行う。また、平成29年度から、人権擁護委員等の研修において、障害のある人に対する差別に関する事例紹介や「心のバリアフリー」に関する説明の充実を図る。更に、研修講師に障害のある人を招くなどして、当事者の視点を踏まえた相談対応を行うことができる人材を育成する。なお、人権擁護委員候補者の推薦にあたって、障害の有無にかかわらず、人権擁護委員法に即した適任者を積極的に推薦するよう、市町村等に対し働きかけを行う。	平成28年9月5日から11日及び平成29年9月4日から10日までの1週間を全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間とし、平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設し、多くの障害のある人等からの電話相談に対応。 人権相談等で、障害のある人に対する差別、虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じており、平成28年は障害者に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の調査救済手続を286件開始。 平成29年3月、人権擁護委員候補者の推薦に当たり、障害の有無にかかわらず、人権擁護委員法に即した候補者を選定することなどの市町村向けの留意点等を、法務局、地方法務局宛て送付し、人権擁護委員候補者の推薦依頼の際などに活用。 平成29年8月、当事者の視点を踏まえた相談対応を行うことができる人材を育成するため、人権擁護委員に対する研修において、研修講師に障害当事者を招き、講演を実施。	・介護サービス施設・事業所に所属する訪問介護員や特別支援学校との連携を図るとともに、視覚障害者に配慮した音声コード付きの人権相談所案内用リーフレットを配布するなど、相談窓口の周知・広報を行った。 ・人権相談等において、障害のある人に対する差別、虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。 ・引き続き、人権相談窓口の周知広報を図るとともに、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。 ・市区町村による人権擁護委員候補者の推薦に際し、障害の有無にかかわらず、人権擁護委員法に即した適任者の選定に関する留意点等を法務局・地方法務局から市区町村に送付した。 ・人権擁護委員に対する研修において、障害当事者等による講演を行うなどして、障害のある人に対する差別や「心のバリアフリー」に関する理解の促進を図った。	・介護サービス施設・事業所に所属する訪問介護員や特別支援学校との連携を図るとともに、視覚障害者に配慮した音声コード付きの人権相談所案内用リーフレットを配布するなど、人権相談窓口の広報・周知を行った。 ・人権相談等において、障害のある人に対する差別、虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。 ・人権相談等において、障害のある人に対する差別、虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じた。 ・市区町村による人権擁護委員候補者の推薦に際し、障害の有無にかかわらず、人権擁護委員法に即した適任者の選定に関する留意点等を法務局・地方法務局から市区町村に送付した。 ・人権擁護委員に対する研修において、障害当事者等による講演を行うなどして、障害のある人に対する差別や「心のバリアフリー」に関する理解の促進を図った。	・引き続き、人権相談窓口の周知広報を図るとともに、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。 ・市区町村による人権擁護委員候補者の推薦に際し、障害の有無にかかわらず、人権擁護委員法に即した適任者の選定に関する留意点等を法務局・地方法務局から市区町村に送付予定である。 ・人権擁護委員に対する研修において、障害当事者等による講演を行うなどして、障害のある人に対する差別や「心のバリアフリー」に関する理解の促進を図る予定である。	法務省		
36	I. 心のバリアフリー			平成28年10月7日に、リオデジャネイロ大会の日本代表選手団によるパレードを今回初めてオリンピックとパラリンピックの合同で開催したところ、報道でも多く取り上げられ、パラリンピックの認知度向上に寄与した。	平成29年10月7日に、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック日本代表選手団合同パレード実行委員会主催による合同パレードを実施。パレードには、オリンピックメダリスト58名中50名、パラリンピックメダリスト38名中37名が参加し、観衆80万人(主催者発表)を動員。	—	—	—	—	スポーツ庁	
37		4. 国民全体に向けた取組	1) 障害のある人となない人がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進	ナショナルトレーニングセンターをオリパラトップアスリートの共同利用強化活動拠点として、施設全般にわたって車椅子対応を行うなど、東京大会開催の約1年前の完成を目指して拡充整備し、パラリンピック選手の競技力向上とそれに伴う障害者スポーツへの関心の高まりへとつなげる。また、公共スポーツ施設等関係者による同施設の見学等を通じ、様々な公共スポーツ施設等の管理運営の意識改革へとつなげる。	ナショナルトレーニングセンターの拡充整備にあたり、施設仕様(通路、階段、ドア、エレベーター、避難経路、駐車場など)を「Tokyo2020アクセシビリティガイドライン(ハード編)」(平成28年1月IPC承認)の基準に原則準拠した設計とし、平成29年3月より整備工事に着手。平成31年6月末の完成を目指し、整備工事を実施中。	ナショナルトレーニングセンター(以下「N T C」)は、パラリンピック競技とオリンピック競技の共同利用化を更に推進するため、Tokyo2020アクセシビリティガイドライン(ハード編)(2016年1月国際パラリンピック委員会承認)を踏まえた「N T C 拡充棟(仮称)」を建設中。 平成30年度においては、パラリンピック・オリンピック競技団体の意見を踏まえて施設仕様及びサイン計画を確定。また、同施設に設置する見学コースについて、パラリンピック・オリンピック競技の魅力等が実感できる展示計画を検討中。	本年6月末にNTC拡充整備が完了し、「ナショナルトレーニングセンター」屋内トレーニングセンター・イーストとして供用開始。見学コースについては、11月からの運用開始を予定している。	令和元年6月に完成したNTCイーストにおいて、同年1月1日から一般の方に提供を開始した「見学コース」では、パラリンピック・オリンピック競技の魅力等が実感できる展示コーナーの設置や専門のガイドが見学者を案内し、障害者の見学にも柔軟に対応できる体制を整備するとともに、実際にパラアスリートがトレーニングを行う様子に対してガイドが解説を行うなど、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりやむを得ず休止したことと令和2年2月までの4か月間で、延べ1,552人の方が見学され(うち、公共スポーツ施設等関係者は452人)、東京大会を契機とした、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーへの取組みについて普及等を図るとともに、公共スポーツ施設等の管理運営の意識改革にも寄与した。 なお、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたパラアスリートのトレーニングは継続しており、感染症対策の徹底を図りつつ、安心・安全なトレーニング環境の確保に努めている。	トップアスリートの安全・安心なトレーニング環境の確保を優先しつつ、新型コロナウイルス感染症に係る状況等も勘案し、可能な限り速やかに「見学コース」を再開し、引き続き、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーへの取組み等について普及等に努める。	スポーツ庁	
38				障害のある人のスポーツ大会と障害のない人のスポーツ大会等の融合を推進するため、平成29年度以降、障害のある人となない人が一緒に参加して行うスポーツ大会の事例について、関係者への情報共有等を行う。	平成29年度委託事業「地域における障害者スポーツ普及促進事業(障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究)」(委託先:公益財団法人笹川スポーツ財団)において、障害のある人となない人が一緒に参加して行うスポーツ大会の事例の収集、トピックとして取り扱うべき事例としてヒアリングを実施する候補事例の選定及び一部ヒアリングを実施。なお、ヒアリング対象に3名の障害当事者がおり、当事者の関与内容やコメント等も記載する予定。	・平成29年度委託事業「地域における障害者スポーツ普及促進事業(障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究)」において、障害のある人となない人が一緒に参加して行うスポーツ大会の事例調査を実施した結果を、スポーツ庁ホームページで公表し、周知を行った。 ・平成30年10月に開催した第18回全国障害者スポーツ大会において、障害の有無にかかわらずスポーツのすばらしさや感動を共有できる大会を目指した試みとして、一部の競技を国民体育大会期間中に実施した。 ・スペシャルオリンピックスが実施するユニファイドスポーツ(知的障害のある人となない人が同一チームを組んで行うスポーツ)や、障害のある人となない人がともに参加できる駅伝大会等の各種行事について、スポーツ庁のSNS等で発信する(平成31年3月末までに実施予定)。	・令和元年度委託事業「Specialプロジェクト2020」及び「障害者スポーツ推進プロジェクト」において、特別支援学校に限らず通常学校の児童生徒も障害の有無にかかわらず参加できる大会の事例収集を行っている。 ・収集した事例について、スポーツ庁のSNS等で発信する予定。	・令和2年度委託事業「Specialプロジェクト2020」及び「障害者スポーツ推進プロジェクト」において、特別支援学校に限らず通常学校の児童生徒も障害の有無にかかわらず参加できる大会の事例収集を行っている。 ・収集した事例について、スポーツ庁のSNS等で発信する予定。	・令和3年度委託事業「Specialプロジェクト2020」及び「障害者スポーツ推進プロジェクト」において、特別支援学校に限らず通常学校の児童生徒も障害の有無にかかわらず参加できる大会の事例収集を行う予定。 ・「新しい生活様式」を踏まえた大会等を実施する事業や好事例の収集を行う調査研究事業を実施する予定。 ・収集した事例について、スポーツ庁のSNS等で発信する予定。	スポーツ庁	

番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」における具体的施策	平成29年度の実施状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係 部会議員資料より)	平成30年度の実施結果 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の実施結果 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の実施結果 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施結果 (令和3年3月19日時点)	担当 府省庁
39			1) 障害のある人となない人ともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進	2020年パラリンピック競技大会を多くの児童・生徒・学生が学校や家庭の他、様々な活動の中で観戦するなど、パラリンピックに興味関心を持っていただけるよう、平成32年度に向けて、引き続き、オリンピック・パラリンピック教育を推進し、パラリンピックとの交流や、パラリンピック競技体験等の取組を通じて、パラリンピックの認知度向上へとつなげる。	「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」において、パラリンピックとの交流やパラリンピック競技体験等の取組を行う「オリンピック・パラリンピック教育」を実施することにより、国民のパラリンピックに対する関心・興味を喚起。平成28年度は、2府10県、平成29年度は1府14県5政令市においてオリンピック・パラリンピック教育を実施。	①「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」において、パラリンピックとの交流やパラリンピック競技体験等の取組を行う「オリンピック・パラリンピック教育」を実施することにより、国民のパラリンピックに対する関心・興味を喚起。平成28年度から開始し、平成28年度は12府県、平成29年度は20府県・政令市、平成30年度は34道府県・政令市で事業を展開。 ②事業の中では、特別支援学校と公立学校の交流した取組も多く見られ、特別支援学校の生徒の感想からは、普段支援されることが多いため、交流を通じて、目が見えない中でコミュニケーションの取り方など教える側に立つ経験が出来、共助で成り立っていることの大切さを学ぶ契機となった。	実施地域を平成30年度からさらに拡大させるとともに、より多くの子どもたちが2020年のパラリンピックを競技会場で観戦できるよう、パラリンピック競技の観戦・体験事業の取組を推進。 令和元年度は45道府県・政令市で事業を展開予定。	①「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」において、パラリンピックとの交流やパラリンピック競技体験等の取組を行う「オリンピック・パラリンピック教育」を実施することにより、国民のパラリンピックに対する関心・興味を喚起。平成28年度から開始し、平成28年度は12府県、平成29年度は20府県・政令市、平成30年度は34道府県・政令市、令和元年度、令和2年度は45道府県：政令市で事業を展開。 ②新しい生活様式に対応したオリパラ教育（オンラインによるパラアスリート派遣やパラアスリートのメッセージ動画の配信等）を推進。	開催国の開催年特有の実践的なオリパラ教育を実施し、大会本番年の機運を最大限に高めるとともに、コロナ禍にあって取り組む、新しい生活様式に対応したオリパラ教育を展開する。	スポーツ庁
40	I. 心のバリアフリー	4. 国民全体に向けた取組	2) 特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施	□2020年（平成32年）に全国各地の特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を実施し、東京大会のレガシーとして残すべく、平成28年度以降、関係者の連携体制やネットワークの構築等を進める（「Specialプロジェクト2020」）。平成29年度以降、国、県において開催する実行委員会の検討結果を踏まえ、各関係機関のネットワークの構築やモデル事業等を推進する。	「Specialプロジェクト2020」において、「Special プロジェクト2020体制整備事業」、「特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業」及び「特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会開催事業」の3つの委託事業を実施。3つの委託事業について計11の団体への委託を実施し、現在事業を実施中。平成29年7月には、「特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会開催事業」の委託先の一つである一般社団法人日本ボッチャ協会によって、対象事業として「全国特別支援学校ボッチャ大会」が開催され、特別支援学校36校から選手及びチーム関係者として315名が参加。また、プロジェクトを周知し親しみを持ってもらうためのロゴマークの作成を開始。平成29年5月から9月にかけて、全国の特別支援学校の幼児、児童及び生徒を対象としてロゴマークの募集を実施。	・「Specialプロジェクト2020」の事業として、「Special プロジェクト2020体制整備事業」、「特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業」及び「特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会開催事業」の3つの委託事業を計11団体に委託して実施した。 ・「Special プロジェクト2020体制整備事業」では特別支援学校にスポーツ選手を招いての交流等、「特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業」では地域のスポーツクラブが特別支援学校に出向いての授業等、「特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会開催事業」では「全国ボッチャ選抜甲子園」等を実施した。 ・プロジェクトを周知し親しみを持ってもらうため、平成30年2月に決定した「Specialプロジェクト2020」ロゴマークの使用規約を策定し、平成30年5月に都道府県及び指定都市教育委員会、全国特別支援学校長会へ通知を発送した。 ・委託事業の実施結果について、スポーツ庁ホームページに掲載するとともに、好事例をスポーツ庁Web広報マガジン「DEPORTARE」や講演等において紹介し、周知を図った。	・令和元年度の委託事業の実施結果の周知を行うとともに、「Special プロジェクト2020体制整備事業」、「特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業」及び「特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会開催事業」を継続して実施している。 ・2020年度の取組に向けて、過去の受託地方公共団体における取組事例から、その他の特別支援学校で実施可能な要素を抽出してメニュー化し、全国特別支援学校長会に対して引き続き情報提供を行う予定。 ・全国的な祭典を開催するにあたり、どのような体制づくりや協力体制が必要かの情報収集を行う予定。	・令和2年度の委託事業の実施結果の周知を行うとともに、「Special プロジェクト2020体制整備事業」、「特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業」及び「特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会開催事業」を継続して実施している。 ・2021年度の取組に向けて、全国特別支援学校長会等に対して引き続き情報提供を行う予定。	・令和3年度の委託事業の実施結果の周知を行うとともに、「Special プロジェクト2020体制整備事業」、「特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業」及び「特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会開催事業」を継続する予定。 ・令和3年度までの取組について、全国特別支援学校長会等に対して引き続き情報提供を行う予定。	スポーツ庁
41			3) 国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動	市町村や事業者と連携し、平成28年4月に施行された障害者差別解消法の理解促進に向けたフォーラムや障害者スポーツ体験会等において「心のバリアフリー」に向けた取組を実施する。フォーラムについては、平成28年度15箇所実施し、平成29年度においても15箇所実施する予定。また、障害者スポーツ体験会等については、平成28年7月に、法務省において経済界協議会及び社会福祉協議会と連携して車椅子体験教室を実施したところであり、平成29年度以降、各地域においても、民間事業者等と連携した活動を積極的に実施する。	障害者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画」を推進するとともに、新たな基本計画（第4次計画、平成30年度～）の策定に向けた検討を実施。 障害者スポーツ体験会等について、平成28年7月に引き続き、平成29年8月にも法務省において経済界協議会及び社会福祉協議会と連携し、障害当事者による講話を含めた車椅子体験教室を実施。また、各地域においても、民間事業者等と連携して、障害者スポーツ体験を含んだ人権啓発活動を実施しており、平成29年2月以降、パラリンピックによる講演会や車椅子バスケットボール体験会を開催。	政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画である障害者基本計画（第4次）（平成30年度～）を推進するとともに、国民への理解促進のための取組として、「障害者週間」における作文・ポスターの表彰事業や障害者団体等と連携した障害者又は障害者をテーマとしたセミナー等を実施、及び障害者差別解消法の円滑な施行と理解促進のための合理的配慮の事例等の収集・整理等を実施。（内閣府） 平成29年度に引き続き、法務省においてオリンピック・パラリンピック等経済界協議会及び社会福祉協議会と連携し、障害当事者による講話を含めた車椅子体験教室を実施した。また、各地域においても、民間事業者等と連携して、障害者スポーツ体験を含んだ人権啓発活動を実施しており、パラリンピックによる講演会や車いすバスケットボール体験等を行った。（41、法務省）	政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画である障害者基本計画（第4次）を推進するとともに、国民への理解促進のための取組として、「障害者週間」における作文・ポスターの表彰事業や障害者団体等と連携した障害者又は障害者をテーマとしたセミナー等及び障害者差別解消法の円滑な施行と理解促進のための合理的配慮の事例等の収集・整理等を実施。（内閣府）	政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画である障害者基本計画（第4次）を推進するとともに、国民への理解促進のための取組として、「障害者週間」における作文・ポスターの表彰事業や障害者団体等と連携した障害者又は障害者をテーマとしたセミナー等及び障害者差別解消法の円滑な施行と理解促進のための合理的配慮の事例等の収集・整理等を実施。（内閣府）	引き続き、政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画である障害者基本計画（第4次）を推進するとともに、国民への理解促進のための取組として、「障害者週間」における作文・ポスターの表彰事業や障害者団体等と連携した障害者又は障害者をテーマとしたセミナー等及び障害者差別解消法の円滑な施行と理解促進のための合理的配慮の事例等の収集・整理等を実施予定。（内閣府）	内閣府 法務省
42			3) 国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動	平成28年度以降、人権啓発活動や障害者週間等各種キャンペーンを通じて「心のバリアフリー」に向けた啓発、広報活動を強化する。具体的には、人権啓発活動については、平成29年度以降、一般からの公募により採用したキャッチコピーを用いて障害のある人の人権をテーマとした啓発ポスターを作成するなどの啓発活動を積極的に実施する。また、障害者週間については、平成28年度、すべての命と尊厳の尊重のため、改めて真の共生社会について問うシンポジウムを開催したところであり、平成29年度においても引き続き啓発活動を実施する予定。	国民への理解促進のための取組として、「障害者週間」における作文・ポスター表彰事業及びセミナー等を実施。障害者差別解消法の円滑な施行においては、合理的配慮の事例等の収集・整理や、法の理解促進に向けたフォーラムを全国で開催するなど、各種啓発等を実施。 平成29年8月には障害のある人の人権をテーマとしたキャッチコピーコンテストを実施するなど、「心のバリアフリー」に向けた啓発、広報活動を推進。	障害のある人々に対する偏見や差別をなくすとともに、障害のある人が活躍するために必要なこと、私たちが意識すべきことについて人々を考えてもらうことを目的とした啓発DVD及び冊子を作成し、全国の法務局・地方法務局で冊子の配布や啓発DVDの貸出を行った。（42、法務省）	政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画である障害者基本計画（第4次）を推進するとともに、国民への理解促進のための取組として、「障害者週間」における作文・ポスターの表彰事業や障害者団体等と連携した障害者又は障害者をテーマとしたセミナー等及び障害者差別解消法の円滑な施行と理解促進のための合理的配慮の事例等の収集・整理等を実施。（内閣府）	政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画である障害者基本計画（第4次）を推進するとともに、国民への理解促進のための取組として、「障害者週間」における作文・ポスターの表彰事業や障害者団体等と連携した障害者又は障害者をテーマとしたセミナー等及び障害者差別解消法の円滑な施行と理解促進のための合理的配慮の事例等の収集・整理等を実施。（内閣府）	引き続き、各地域において、オリンピック・パラリンピック等経済界協議会等と連携した障害者スポーツを通じた人権教室を実施するほか、啓発冊子等を用いて「心のバリアフリー」に向けた啓発、広報活動を実施する。（法務省）	内閣府 法務省

番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」 における具体的施策	平成29年度の実施状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係開 催会議資料より)	平成30年度の実施結果 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の実施状況 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	主担当 府省庁	担当 府省庁
43				平成29年度以降、政府の広報の一環として、「心のバリアフリー」の理解促進に向けた広報を行うことを検討する。また、総理大臣官邸の記者会見室において内閣官房長官又は内閣総理大臣が記者会見を行う際には、原則として、手話通訳者が会場内で対応しており、記者会見の様子をインターネット、テレビ等を通じて放送・送信する際には、技術的問題やその他の問題がない場合、必ず手話通訳者が同一画面の中に映り込み、誰でも見てわかる放送となることについて、障害当事者から要望のあったことを民間放送事業者等に対し情報提供を行う。	官邸の会見放送における手話通訳者の同一画面への映り込みに係る障害当事者からの要望について、放送事業者に説明を実施。	—	—	—	—	—	内閣官房		
44	I. 心のバリアフリー	4. 国民全体に向けた取組	3) 国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動	平成30年度を目的に、全国で、障害のある人・高齢者等へのサポートを行いたい人々等が統一のマークを着用し、そのマインドを見える化することで、「心のバリアフリー」に向けて賛同する人々の連帯を促進し、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるための仕組みを創設する。このため、平成29年度には幅広い関係者による協議会を立ち上げ、既存の取組や大会ボランティア、都市ボランティア等と連携する形で、制度の具体化を図る。その際、既存の障害のある人に関連するマークとこの統一マークの位置づけについても整理する。また、検討に際しては、上記の学校教育における取組、企業等における取組、地域における取組と相乗効果を上げる形で、全国への普及促進を図るものとする。	より多くの人にアプローチするための入門編として、中学生以上の者を対象にアニメーション動画で心のバリアフリーを学べる教材を障害当事者等の参画のもと作成し、平成29年度中に提供予定。(No.20再掲)	全国で、障害のある人・高齢者等へのサポートを行いたい人々等のマインドを高める取り組みとして、平成29年度に作成した心のバリアフリーを学べるEラーニング教材の行政関係者等への周知徹底を実施した。具体的には、ホストタウンの各自治体の担当者や各省庁の人事担当者等へ通知や会議での説明等の形で周知啓発を実施した。 《No.20再掲》	心のバリアフリーを学べるEラーニング教材について、ラグビーワールドカップ2019のボランティアや運営スタッフ等、延べ約15,000人を対象とするラグビーワールドカップ2019™日本大会公式ボランティアプログラムにおいてコンテンツの一部として採用されたほか、福祉団体等での講演において紹介し、引き続き活用を呼び掛けている。 《No.20再掲》	心のバリアフリーを学べるEラーニング教材の行政関係者等への周知徹底を実施。 《No.20再掲》	心のバリアフリーを学べるEラーニング教材の行政関係者等への周知徹底を実施。 《No.20再掲》	心のバリアフリーを学べるEラーニング教材の行政関係者等への周知徹底を実施。 《No.20再掲》	内閣官房		
45				国際的な障害者スポーツ大会の招致は、障害者スポーツの普及や国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動の一環として有効であるため、関係団体や自治体からの具体的な相談内容に応じて、その招致に向けた適切な支援を行う。	関係団体や自治体からの相談等に応じた障害者スポーツを含めた国際競技大会の招致・開催に向けた支援として、平成29年3月に札幌市で開催された「2017 IPCパラディックスキーワールドカップ 札幌大会」について、市からの相談に応じ、円滑に大会が開催できるよう助言を実施。	関係団体や自治体からの相談等に応じて、障害者スポーツを含めた国際競技大会の招致・開催に向けた支援を行っている。例えば、世界パラ陸上選手権大会(2021年)やINASグローバルゲームズ(2023年)において、招致活動を推進している各団体からの相談に応じ、円滑に招致活動が進められるよう助言を行った。	関係団体や自治体からの相談等に応じて、障害者スポーツを含めた国際競技大会の招致・開催に向けた支援を行っている。国際ブラインドラグビーマッチ(2019年)や世界パラ陸上選手権大会(2021年)において、主催団体からの相談に応じ、助言等を行った。引き続き、国際競技大会の招致等を希望している各団体からの相談に応じる等適切な支援を行う予定。	関係団体や自治体からの相談等に応じて、障害者スポーツを含めた国際競技大会の招致・開催に向けた支援を行っている。世界パラ陸上選手権大会(2022年)において、主催団体からの相談に応じ、助言等を行った。引き続き、国際競技大会の招致等を希望している各団体からの相談に応じる等適切な支援を行う予定。	国際競技大会の招致を希望している各団体からの相談に応じる等適切な支援を行う予定。	スポーツ庁			
46			(新)	ハード・ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する優れた取組について、内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣による「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰」を実施。	「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰」については、平成30年4月に、関係省庁、都道府県、政令指定都市から候補者の募集を行い、33団体の推薦があった。8月、10月にバリアフリー・ユニバーサルデザインに関して知見のある有識者からなる選考委員会を開催し、意見を聴取した上で、内閣総理大臣表彰1件、内閣府特命担当大臣表彰(優良賞)3件、内閣府特命担当大臣表彰(奨励賞)2件、合計6件の表彰を決定し、12月に表彰式を開催した。さらに、表彰内容を事例集としてとりまとめ、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する優れた取組を広く地方公共団体や国民一般等に情報提供し、更なる普及・啓発を行った。	「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰」については、令和元年5月に、関係省庁、都道府県、政令指定都市から候補者の募集を行い、現在審査中。	「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰」については、令和2年5月に、関係省庁、都道府県、政令指定都市から候補者の募集を行い、31件の推薦があった。9月、11月にバリアフリー・ユニバーサルデザインに関して知見のある有識者からなる選考委員会を開催し、意見を聴取した上で、内閣総理大臣表彰2件、内閣府特命担当大臣表彰(優良賞)3件、内閣府特命担当大臣表彰(奨励賞)4件、合計9件の表彰を決定し、12月に表彰式を開催した。さらに、表彰内容を事例集としてとりまとめ、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する優れた取組を広く地方公共団体や国民一般等に情報提供し、更なる普及・啓発を行った。	「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰」については、令和3年度も実施し、表彰内容を事例集としてとりまとめ、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する優れた取組を広く地方公共団体や国民一般等に情報提供し、更なる普及・啓発を行う予定。	内閣府				

番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」における具体的施策	平成29年度の実施状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係機関会議資料より)	平成30年度の実施結果 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の実施状況 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施予定	主担当 府省庁	担当 府省庁
47			4) 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実	(新)	<p>障害者が生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要であるとの認識のもと、省内に「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置するとともに、平成29年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設。</p> <p>教育、スポーツ、文化の施策全体にわたり、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援するため、学校卒業後における学びの支援、福祉・保健・医療・労働等の関係部局と連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備、障害者スポーツや障害者の文化芸術活動の振興等に関する取組を横断的かつ総合的に推進。</p> <p>平成29年4月、「特別支援教育の生涯学習化」と題した文部科学大臣メッセージを发出するとともに、地方公共団体等への協力を依頼する通知を发出し、都道府県・指定都市における担当窓口を把握。</p> <p>著名な障害者や支援者8名を「スペシャルサポート大使」に任命し、障害者の生涯学習の推進に関する広報に協力いただくことで、機運を醸成。平成29年8月に任命式を開催。</p> <p>平成29年度より初めて、障害者の生涯学習支援活動を行う個人、団体への表彰制度を創設。平成29年10月に、61件（個人14件、団体47件）（学習関係29件、スポーツ関係21件、文化関係11件）の被表彰対象者を決定・公表し、同年12月には表彰式と事例発表会を開催。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」として、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な学習プログラムや実施体制、関係機関・団体等との連携等に関する実践研究や、障害のある人が一般の生涯学習活動に参加する際の阻害要因や促進要因を把握・分析する調査研究を実施。併せて、障害の有無にかかわらずともに学び、生きる共生社会の実現に向けた啓発として、スペシャルサポート大使の協力の下、「超福祉の学校～障害をこえてともに学び、つくる共生社会フォーラム～」及び人材育成のための研修会を開催。</li> <li>障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体への文部科学大臣表彰として、2018年11月には67件（個人14件、団体53件）の被表彰対象者を決定・公表し、同年12月には表彰式と事例発表会を開催。</li> <li>「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」において、障害当事者及び関係団体、実践研究委託団体のヒアリング等を経て、障害当事者のニーズを盛り込んだ障害者の生涯学習の推進方策についての報告書を取りまとめた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる「共生社会」の実現に向けた啓発活動として、「超福祉の学校2019～障害の有無をこえて共に学び、つくる共生社会フォーラム～」を令和元年9月に開催した。</li> <li>障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体への文部科学大臣表彰として、令和元年10月に64件（個人12件、団体52件）の被表彰対象者を決定・公表し、同年12月に表彰式と事例発表会を開催予定。</li> <li>「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」を引き続き実施。特に、各地域における実践の拡大に向け、実践者同士の交流や実践研究委託先の成果・課題を共有し学びの支援充実方策を検討する、ブロック別コンファレンスをスペシャルサポート大使の協力の下、実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる「共生社会」の実現に向けた啓発活動として、スペシャルサポート大使の協力の下、「超福祉の学校2020～障害の有無をこえて共に学び、つくる共生社会フォーラム～」を令和2年9月にオンライン開催した。</li> <li>障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体への文部科学大臣表彰として、令和2年11月に73件（個人11件、団体62件）の被表彰対象者を決定・公表し、同年12月に表彰式をオンライン開催した。また、例年実施している事例発表会は動画収録後、後日ウェブ配信を行った。</li> <li>「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」を継続実施。令和2年度は新たに、都道府県を中心に大学や民間団体等と連携した地域コンソーシアム形成による地域連携体制を構築し、地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究を開始した。また、令和元年度に引き続き、各地域における実践の拡大に向け、実践者同士の交流や実践研究委託先の成果・課題を共有し学びの支援充実方策を検討する、ブロック別コンファレンス（令和2年度は全国7ブロック）を、スペシャルサポート大使の協力の下、実施した。</li> <li>障害者の学びに関する人材育成の観点から、社会教育と特別支援教育・障害者福祉をつなぐコーディネーター人材育成・確保に向けた「障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会」を継続実施する。</li> <li>障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体への文部科学大臣表彰として、令和3年12月に表彰式と事例発表会を開催予定。</li> </ul>	文部科学省	スポーツ庁 文化庁	
48	I. 心のバリアフリー	4. 国民全体に向けた取組		(新)	<p>誰もが国・地方公共団体等の提供する情報やサービスに円滑にアクセスできるよう、ホームページへのアクセシビリティの向上を促進するため、平成28年度には全国11カ所で公的機関の担当者向け講習会の実施し、平成29年度は国・地方公共団体等のホームページのアクセシビリティ確保状況を調査・分析し、改善ポイントの明確化、ランキング化を実施。平成30年度はホームページのアクセシビリティ調査について独立行政法人、国公立の教育機関等に対象を拡大して実施予定。</p>	<p>平成30年度は平成29年度の調査結果を踏まえ、各公的機関の担当者に向けたホームページのアクセシビリティ向上のための講習会を全国8ヶ所で実施したほか、各公的機関の取組状況に係るアンケート調査や独立行政法人等のホームページのアクセシビリティ調査を実施。</p> <p>また、スマートフォンに代表される近年技術進歩の著しい電気通信機器のアクセシビリティ向上を図るためJISを改正。</p>	<p>令和元年度は、引き続き各公的機関の担当者に向けたホームページのアクセシビリティ向上のための取組の普及啓発を進めるほか、平成30年度の調査結果等を踏まえた対応やJIS規格改正の必要性を含めて動向調査等を実施予定。</p>	<p>令和2年度は、公的機関を対象とした取組状況に関するアンケート調査及び市町村を除いた地方公共団体の公式ホームページのJIS対応状況調査を実施中。</p>	<p>令和3年度より「デジタル活用共生社会」の実現のための施策をパッケージ化した「デジタル活用共生社会推進事業」により、IoT・AIなどテクノロジーの進展を踏まえた新たな共生社会の実現に向けて情報アクセシビリティの確保、地域ICTクラブの普及促進に向けた取組等を実施。</p>	総務省	経済産業省
49			5) 情報バリアフリーの促進	(新)	<p>障害者向けのICTサービスを提供する中小企業、NPO法人や障害者向けの新たなICTサービスの研究開発を行う民間企業等に対する助成を行うとともに、字幕番組、解説番組及び手話番組の制作を行う者への制作費の一部助成を実施。</p> <p>平成30年度は、字幕が付与されていない放送番組に対してスマートフォンやタブレットのアプリで字幕を自動生成するための技術等の実用化に対する助成も実施予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>…身体障害者の利便の増進に資する通信・放送役割の提供を行う者に対し、その費用の一部を助成。平成30年度は5者に助成金を交付。</li> <li>…デジタル・デバイド解消に向けた技術等研究開発</li> <li>…高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの充実に向けた、新たなICT技術等の研究開発を行う者に対し、その費用の一部を助成。平成30年度は4者に助成金を交付。</li> <li>…字幕番組、解説番組等制作促進助成金</li> <li>…字幕番組、解説番組及び手話番組を制作する者に対し、その制作費の一部を助成。平成30年度は放送事業者127者に助成金を交付。</li> <li>…手話翻訳映像提供促進助成金</li> <li>…手話翻訳映像制作する者に対し、その制作費の一部を助成。平成30年度は1者110番組に対し助成金を交付。</li> <li>…字幕付きCM番組普及促進助成金</li> <li>…CM素材への字幕付与のチェックを行う機器の整備を行う者に対し、その費用の一部を助成。平成30年度は放送事業者5者に助成金を交付。</li> <li>…視聴覚障害者等のための放送視聴支援事業</li> <li>…字幕が付与されていない放送番組に対してスマートフォンやタブレットのアプリで字幕を自動生成するための技術等の実用化に対する助成を実施。技術の評価に当たっては、聴覚障害者へのアンケートを実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>…令和元年度は、平成30年度に引き続き、障害者向けのICTサービスを提供する中小企業、NPO法人や障害者向けの新たなICTサービスの研究開発を行う民間企業等に対する助成事業を実施し、8者に助成金の交付を決定。</li> <li>…字幕番組、解説番組及び手話番組の制作を行う者に対して、制作費等の一部助成を実施中。</li> <li>…放送番組の音声を自動で文字化し、スマートフォン等に表示させる技術の実用化等に向けた取組を実施中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>…令和2年度は、令和元年度に引き続き、障害者向けのICTサービスを提供する中小企業、NPO法人や障害者向けの新たなICT機器・サービスの研究開発を行う民間企業等に対する助成事業を実施し、9者に助成金の交付を決定。</li> <li>…字幕番組、解説番組及び手話番組の制作を行う者に対して、制作費等の一部助成を実施。</li> <li>…生放送番組に字幕を付与する機器の整備を行う者に対して、設備整備費の一部助成を実施。</li> <li>…放送番組の音声を自動で文字化し、スマートフォン等に表示させる技術の実用化等に向けた取組を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>…引き続き、障害者向けのICTサービスを提供する中小企業、NPO法人や障害者向けの新たなICTサービスの研究開発を行う民間企業等に対する助成を実施。</li> <li>…字幕番組、解説番組及び手話番組の制作を行う者に対して、制作費等の一部助成を実施予定。</li> <li>…生放送番組に字幕を付与する機器の整備を行う者に対して、設備整備費の一部助成を実施予定。</li> </ul>	総務省	

番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」 における具体的施策	平成29年度の実施状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係 懇話会資料より)	平成30年度の実施結果 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の施策の実施状況 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の施策の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	主担当 府省庁	担当 府省庁
50				(新)	学校でのプログラミング教育を通じてIoTへの興味・関心を高めた児童生徒が、障害の有無によらず、地域において発展的・継続的に学べる環境づくりに資するために、平成30年度より「地域におけるIoTの学び推進事業」を実施予定。	2018年8月23日に公表された情報通信審議会第5次中間答申「未来をつかむTECH戦略」を踏まえ、年齢、性別、障害の有無、所得等に関わりなく、誰もが多様な価値観やライフスタイルを持ちつつ、豊かな人生を享受できる「インクルーシブ」の社会の実現に向け、地域で子ども・学生、社会人、高齢者、障害者等がプログラミング等のICTを楽しく学び合う仕組み（地域ICTクラブ）の手法を検討するため実証事業を行った。実証事業においては、障害当事者が参加する地域ICTクラブを複数設置し、実証事業を実施。2019年度に策定するガイドラインにおいても、障害当事者が参加する場合について記載予定。	地域ICTクラブ実証事業を実施し、地域ICTクラブの設置・運営に係るガイドラインの充実を図る。	前年度までの実証事業の結果を踏まえ、地域ICTクラブの設立・運営に関する好事例の情報提供等を引き続き実施。	令和3年度より「デジタル活用共生社会」の実現のための施策をパッケージ化した「デジタル活用共生社会推進事業」により、IoT・AIなどテクノロジーの進展を踏まえた新たな共生社会の実現に向けて情報アクセシビリティの確保、地域ICTクラブの普及促進に向けた取組等を実施。《No.48再掲》	総務省			
51	I. 心のバリアフリー	4. 国民全体に向けた取組	6) IoT・AIなどテクノロジーの進展を踏まえた新たな共生社会の実現	(新)	平成29年11月から、総務省情報通信審議会において、2030～2040年頃を展望しつつ、日本の「未来」をつくる情報通信政策の在り方について検討を開始。その中で、IoT・AIなどのテクノロジーを駆使し、障害の有無にかかわらず、誰もが活躍できる共生社会の実現に向け、障害者等に対するICT利活用支援策等を検討中。平成30年6月頃を目処に結果をとりまとめ、必要な取組を実施予定。	平成29年11月、情報通信審議会情報通信政策部会の下に「IoT新時代の未来づくり検討委員会（主査：村井 純教授）」を設置。同委員会の下に設置された「人づくりWG」、「産業・地域づくりWG」において、2030～2040年頃の未来イメージから逆算する形で、それぞれの観点において取り組むべき情報通信政策の在り方について検討し、平成30年8月23日、「未来をつかむTECH戦略（第5次中間答申）」を答申。「人づくりWG」（及びその下の「障害者SWG）」においては、特にICT人材育成、障害者に対するICT利活用支援策を中心に議論。「未来をつかむTECH戦略」において、人づくり関連施策をパッケージ化し、「スマートインクルージョン構想」として提言。本提言を受け、ICTを活用し、誰もが豊かな人生を享受できる共生社会の実現推進に向けた方策の検討について議論するため、総務大臣政務官、厚生労働大臣政務官の共催で「デジタル活用共生社会実現会議」を開催し、ICTアクセシビリティ確保部会において、日常生活に資するIoT・AI等を活用した先端技術の開発・実証の検討、情報アクセシビリティ確保のための環境整備について議論を行っている。	障害者向けICT機器・サービス開発を促進する支援方策に関する検討を実施予定。	障害者向けICT機器・サービス開発を促進する支援方策を実施予定。	障害者向けICT機器・サービス開発を促進する支援方策に関する検討を実施予定。	総務省	厚生労働省		
51   2				(新)			民間事業者が利用者のマイナンバーカードを利用して、行政機関の保有する障害者手帳情報を参照し、公共機関の割引に活用できるようなマイナンバーのAPIを開発する。	・民間事業者が利用者のマイナンバーカードを利用して、行政機関の保有する障害者手帳情報を参照し、公共機関の割引に活用できるような自己情報取得APIを令和元年11月に公開した。 ・同APIを利用することで、令和2年6月から、（株）ミライの障害者手帳アプリとマイナンバーとのシステム間連携が開始した。	令和3年6月より、障害者手帳に記載の「乗車割引の区分」も参照できるようにする。	内閣官房 (番号制度推進室)			
52	I. 心のバリアフリー	5. 障害のある人による取組		共生社会に向けた「心のバリアフリー」の取組を加速させるためには、障害のある人自身やその家族が、「障害の社会モデル」を踏まえて自らの障害を理解し、社会的障壁を取り除く方法を相手に分かりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることが重要であり、そのために障害のある人自身やその家族を支援することも必要である。障害者団体や障害のある人を支援する社会福祉法人等の障害者支援関係団体を中心として、障害のある人自身が上記のコミュニケーションスキルを身に付けるための取組を進める地方自治体を支援する。また、ピアサポート（障害のある人自身やその家族が悩みを共有することや情報交換のできる交流）などの取組を進める地方自治体を支援する。更に、平成29年度以降、この取組を広めていくために必要な周知啓発を障害者団体に対して行う。	各市町村が行う「理解促進研修・啓発事業」及び「自発的活動支援事業」を支援。また、各事業の取組事例について、平成28年度全国障害保健福祉関係主管課長会議の場で、周知・啓発し、事業を推進。また、平成29年度より、地域生活支援事業の都道府県事業として「心のバリアフリー」推進事業を創設し、管内各市町村の実施する事業との連携により心のバリアフリーを広めるための取組を支援。今後ともこれらの事業を実施する自治体数の増加を目指し、周知を図る。 《No.28再掲》	・地域生活支援事業として、市町村が行う「理解促進研修・啓発事業」注1及び「自発的活動支援事業」注2による取組を支援したほか、地域生活支援促進事業として都道府県が市町村と連携しながら行う「心のバリアフリー」推進事業注3による取組を支援。 注1) 「理解促進研修・啓発事業」… 地域社会の住民に対して障害のある方への理解を深めるための研修・啓発を行うもの 注2) 「自発的活動支援事業」… 障害のある方やその家族、地域住民が行う自発的活動（ピアサポート等）を支援するもの 注3) 「心のバリアフリー」推進事業… 都道府県が市町村と連携しながら行う心のバリアフリーを広めるための取組を支援するもの ・また、平成31年3月7日の「障害保健福祉関係主管課長会議」において、「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「心のバリアフリー」推進事業」の地方自治体における取組事例を周知し積極的な取組を依頼。 《No.28再掲》	各地方自治体の取組の推進に向けた周知・啓発に取り組む。 《No.28再掲》	地域生活支援事業として、市町村が行う「理解促進研修・啓発事業」及び「自発的活動支援事業」の取組を支援したほか、地域生活支援促進事業として都道府県が行う「心のバリアフリー」の理解の促進に向け、周知・啓発に取り組む。	地域生活支援事業として、市町村が行う「理解促進研修・啓発事業」及び「自発的活動支援事業」の取組を支援したほか、地域生活支援促進事業として都道府県が行う「心のバリアフリー」の理解の促進に向け、周知・啓発に取り組む。	厚生労働省	内閣官房		
53				平成28年11月以降、企業等における汎用性のある「心のバリアフリー」社員教育の研修プログラム検討委員会において、企業内の障害のある社員が講師等として参加できるよう、講師用テキストも作成する。	企業内の障害のある社員が講師等として参加できるよう、「心のバリアフリー」に向けた汎用性のある研修プログラム検討委員会において講師用のシナリオ・教材などテキストを作成し公開。	—	—	—	—	内閣官房	経済界協議会		

番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」における具体的施策	平成29年度の実施状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係 部会議員資料より)	平成30年度の実施結果 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の実施状況 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施予定	主担当 府省庁	担当 府省庁
54	Ⅱ.ユニバーサルデザイン の街づくり	1.東京大会に向けた重点的なバリアフリー化	1) 競技会場におけるバリアフリー化の推進	新国立競技場については、「新国立競技場の整備計画」(平成27年8月28日 新国立競技場整備計画再検討のための関係部会協議決定)の基本理念の一つである「世界最高のユニバーサルデザイン」を踏まえ、事業者において、車椅子使用者、高齢者、障害者団体及び子育てグループ等と「ユニバーサルデザイン・ワークショップ」を開催し、多様な利用者ニーズを把握しながら整備事業を進め、平成31年11月末に完成させる。	新国立競技場の整備におけるユニバーサルデザイン・ワークショップ(以下「UDWS」という。)を設計段階から施工段階において開催することとしている。UDWSは、車椅子使用者、高齢者、障害者団体及び子育てグループ等14団体で構成され、設計段階においては、平成28年2月23日から計12回実施。車椅子席の配置や外部・内部の移動空間への配慮、トイレ計画等について議論し、可能な限りUDWSの要望を設計に反映。施工段階においては、UDWSを平成29年4月12日からこれまでに計6回実施。設計段階の内容を実際に利用しやすいものとするため、実物大の検証模型(モックアップ)、サンプル等を作成し、細部にわたって検証を行い、可能な限りUDWSの要望を反映させるための改善・修正を実施。	ユニバーサルデザイン・ワークショップ(以下「UDWS」という。)は、設計段階から施工段階において開催することとしており、車椅子使用者、高齢者、障害者団体及び子育てグループ等14団体で構成している。UDWSは、設計段階では平成28年2月から計12回、施工段階では平成29年4月から計8回、合計で20回開催し、課題等については概ね合意され設計図に反映した。平成30年度は、工事として製作・施工をしていく段階において、UDWSで検証した内容が現場へ反映されるよう事業者と共に細部にわたってビクトサイン及び誘導サイン等について製作図・施工図等の確認及び現場確認及び検証等を実施した。	これまで、細部にわたって障害者団体等と共に検証してきた内容の現場反映状況について、令和元年9月にUDWSで報告し適切に整備されていることを確認した。 なお、施工段階のUDWSは計9回となり、合計21回の開催となった。 今後は、令和元年11月末の工事完成に向け、引き続き整備する。	計画通り、令和元年11月末に工事完成。 その後、令和2年1月より、東京2020大会に向け、大会組織委員会による準備が進められている。 UDWSの成果をまとめ、JSCのHPにおいて公開した。	東京2020大会に向け、大会組織委員会による準備を着実に進める。	スポーツ庁	内閣官房(新国立)
55			国の所管するその他の競技会場についても、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインに従ったバリアフリー化を進める。	代々木第一体育館について、会場及び敷地内にスロープ、手すり等を設置するなどバリアフリー化等の改修工事に向けた設計を実施。	・国立代々木競技場第一体育館はTokyo2020オリンピック・パラリンピック競技大会時には、それぞれ、ハンドボール(オリンピック)及びバドミントン・ウィルチェアラグビー(パラリンピック)の競技会場となる予定であり、耐震改修工事に着手し、併せて、「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」に対応した通路や観客席等のバリアフリー化工事等を実施中。	・国立代々木競技場第一体育館は、バリアフリー化工事等を実施。これらの工事は2019年9月に完了。	—	—	—	スポーツ庁	内閣官房
56			大会で使用するその他の競技会場についても、組織委員会等と連携して、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインに従ったバリアフリー化に向けて、施設管理者等への働きかけを行う。	大会で使用するその他の競技会場について、組織委員会にて、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインに従ったアクセシブルな環境整備を目的とした、車いす用観客席の増設、多目的トイレの増設、エレベーターおよびスロープの改修・増設、表示サインの見直し等の改修工事を実施。	大会で使用するその他の競技会場について、組織委員会にて、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインに従ったアクセシブルな環境整備を目的とした、車いす用観客席の増設、多目的トイレの増設、エレベーターおよびスロープの改修・増設、表示サインの見直し等の改修工事を実施。	大会で使用するその他の競技会場について、組織委員会にて、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインに従ったアクセシブルな環境整備を目的とした、車いす用観客席の増設、多目的トイレの増設、エレベーターおよびスロープの改修・増設、表示サインの見直し等の改修工事を実施。	大会で使用するその他の競技会場について、組織委員会にて、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインに従ったアクセシブルな環境整備を目的とした、車いす用観客席の増設、多目的トイレの増設、エレベーターおよびスロープの改修・増設、表示サインの見直し等の改修工事を実施。	レガシーとして残る会場では、関係者のご協力のもと、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインを踏まえた既存施設の改修や新設会場の建設が進んでいる。 また、大会本番の会場内の車いす観客席や動線の確保については、引き続きガイドラインに従ったアクセシブルな環境づくりに向け、組織委員会が各施設所有者等と個別の協議を行っている。	レガシーとして残る会場では、関係者のご協力のもと、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインを踏まえた既存施設の改修や新設会場の建設が進んでいる。	レガシーとして残る会場では、関係者のご協力のもと、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインを踏まえた既存施設の改修等を実施。	内閣官房
57	1) 競技会場におけるバリアフリー化の推進	車椅子使用者の駐車場整備については、新国立競技場はTokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を満たした整備を行う。国の所管するその他の競技会場についても、車椅子使用者の駐車場の設置数、配置、運用方法等について検討を行う。	新国立競技場および国立代々木競技場における車いす使用者の駐車場においては、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を満たした整備を行うよう設計を実施。	新国立競技場及び国立代々木競技場については、設計に基づき、車椅子使用者の駐車場整備のための工事を実施済み。 整備後の駐車場は、東京2020大会のテストイベントその他の大会主催者の利用等に供する予定。	新国立競技場については、令和元年11月末に工事完成。 その後、東京2020大会のテストイベントその他の大会主催者の利用等に供している。	引き続き、東京2020大会のテストイベントその他の大会主催者の利用等に供する予定。	引き続き、東京2020大会のテストイベントその他の大会主催者の利用等に供する予定。	内閣官房	内閣官房(新国立)	スポーツ庁	
58	Ⅱ.ユニバーサルデザイン の街づくり	1.東京大会に向けた重点的なバリアフリー化	2) 競技会場周辺エリア等におけるバリアフリー化の推進	競技会場や観光施設の周辺駅、都内の主要ターミナル駅を対象に選定し、駅前広場、自由通路、生活関連施設へのアクセス道路について、バリアフリー化の実態を調査する。	平成28年度に競技会場や観光施設の周辺駅、都内の主要ターミナル駅周辺における道路について、バリアフリー化の実態調査を行い、平成29年5月から実態調査結果の公表に向けたデータの精査を実施中。	平成31年2月にバリアフリー化の実態調査結果を公表。 平成30年12月に重点整備区間を決定し、鉄道との結節点における駅前広場等において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備等に対して防災・安全交付金を重点的に配分。	重点整備区間のうち鉄道との結節点における駅前広場等において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備等に対して防災・安全交付金を重点的に配分。	重点整備区間のうち鉄道との結節点における駅前広場等において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備等に対して防災・安全交付金を重点的に配分。引き続き歩行空間のバリアフリー化を推進。	国土交通省		
59			i) 競技会場周辺エリア等における道路のバリアフリー化の推進	今後、国・都・区等による検討会を設置し、速やかに「重点整備区間」を決定するとともに、区間内で、特に不特定多数の利用が見込まれるためバリアフリー化を講じる必要性が高いものについて、国は重点的に支援する。 ※「重点整備区間」：東京大会のアクセシブルルート(今後、組織委員会において選定)を含む競技会場等と周辺の駅を結ぶ道路	平成29年度から国道、都道の重点整備区間については整備を促進中であり、区道等については重点整備区間の決定に向けて調整中。また、鉄道との結節点となる駅前広場等において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備等に対して防災・安全交付金を重点的に配分。	重点整備区間のうち鉄道との結節点における駅前広場等において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備等に対して防災・安全交付金を重点的に配分。	重点整備区間のうち鉄道との結節点における駅前広場等において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備等に対して防災・安全交付金を重点的に配分。	重点整備区間のうち鉄道との結節点における駅前広場等において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備等に対して防災・安全交付金を重点的に配分。引き続き歩行空間のバリアフリー化を推進。	国土交通省		
60			競技会場周辺やアクセシブルルート等において、障害のある人等の道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機や、視認性に優れた道路標識・道路標示等を整備する。	平成29年度には、競技会場周辺等のバリアフリー対応型信号機やエスコートゾーン等の整備について、国が補助を行う特定交通安全施設等整備事業として実施するための検討、選定作業を実施し、平成30年度予算案において新たにオリンピック・パラリンピック関係予算を計上。	競技会場周辺等におけるバリアフリー対応型信号機やエスコートゾーン等の整備について、国が補助を行う特定交通安全施設等整備事業として補助金を交付するなどにより計画的に推進した。	競技会場周辺等におけるバリアフリー対応型信号機やエスコートゾーン等の整備について、国が補助を行う特定交通安全施設等整備事業として補助金を交付するなどにより計画的に推進。引き続き競技会場周辺等におけるバリアフリー対応型信号機等の整備事業を計画的に推進。	競技会場周辺等におけるバリアフリー対応型信号機やエスコートゾーン等の整備について、所要の予算措置を行い、国が補助を行う特定交通安全施設等整備事業として補助金を交付するなどにより令和元年度までに行った。	引き続き、各都道府県の実情に応じてバリアフリー化の推進を図っていくこととしている。	警察庁		
61			2) 競技会場周辺エリア等におけるバリアフリー化の推進	平成28年11月に国・都・区による連絡調整会議を設置し、競技会場となる都市公園や主要な観光地周辺の都市公園を平成28年度末を目途に選定した上で、バリアフリー化の実態を調査し、基本的に選定したすべての公園で2020年(平成32年)までに都市公園移動等円滑化基準への適合を図る。	平成28年11月に、国・都・区による連絡調整会議を設置。競技会場となる都市公園や主要な観光地周辺の都市公園を選定し、平成32年までにバリアフリー化を推進。	・平成28年11月に、国・都・区による連絡調整会議を設置し、平成29年3月に、競技会場となる都市公園や主要な観光地周辺の都市公園を選定した。 ・選定した公園におけるバリアフリー化の実態を調査するとともに、基本的に選定したすべての公園で2020年までに都市公園移動等円滑化基準への適合を図るよう、引き続き関係者との調整を行った。	・競技会場となる都市公園や主要な観光地周辺の都市公園について、基本的に選定したすべての公園で2020年までに都市公園移動等円滑化基準への適合を図るよう、引き続き関係者との調整を行う。	競技会場となる都市公園や主要な観光地周辺の都市公園について、選定したすべての公園で都市公園移動等円滑化基準への適合を図った。	国土交通省		
62			ii) 競技会場の周辺エリア等における都市公園のバリアフリー化の推進	更に代表的な公園(競技会場等)について、高水準のユニバーサルデザイン化が達成された全国の都市公園のモデル事例として2020年(平成32年)までに整備を図ることを検討する。	平成32年までに都市公園における高水準のユニバーサルデザイン化のモデル事例の整備を図るよう、公園の選定及び具体的な整備内容を東京都と連携して検討中。	・都市公園における高水準のユニバーサルデザイン化モデル事例に関して公園の選定及び具体的な整備内容について引き続き東京都と連携して検討を行った。	・都市公園における高水準のユニバーサルデザイン化モデル事例に関して公園の選定及び具体的な整備内容について引き続き東京都と連携して検討を進める。	東京都と連携し、競技会場となる葛西臨海公園を対象として、高水準のユニバーサルデザイン化のモデル事例としてトイレのサインの改良を行った。	国土交通省		

番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」における具体的施策	平成29年度取組状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係 部会議資料より)	平成30年度の実施結果 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の取組状況 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の取組状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の取組予定	担当 府省庁	担当 府省庁	
63	II. ユニ バーサル デザインの 街づくり	1. 東京 大会に向 けた重点 的なバ リアフリー	2) 競技会場 周辺エリア等 におけるバ リアフリー の推進 iii) 競技会 場周辺エリア 等の主要建 築物におけ るトイレ等 のバリアフ リー化、活 用促進	□競技会場周辺等における主要建築物について、都・区とも連携し、バリアフリー化の推進に向けた支援を強化するとともに、平成28年度末を目途にトイレ等のバリアフリー化実態調査を行い、バリアフリー化の促進のため、建築設計標準やホームページにおいて改修事例等を掲載することを検討する。	平成29年度当初予算において、従来は認定特定建築物の整備費用に限定していたバリアフリー環境整備促進事業の補助対象につき、2020年までの4年間に限り、競技会場へのアクセス経路等に面した区域における不特定多数の者が利用する既設の特別特定建築物で、移動等円滑化基準に適合させるために必要となるバリアフリー改修費用を追加。競技会場周辺等の専用商業施設、宿泊・遊興施設、スポーツ・興行施設、5万㎡以上の事務所ビル、博物館・美術館、駅施設、コンビニエンスストア、公共建築物を対象としたトイレのバリアフリー化の実態調査を実施するとともに、トイレのバリアフリー化のための設計の考え方や改修事例等を掲載した「高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準」を平成29年3月に改正し国土交通省ホームページ上に公表。なお、改正のための検討委員会には、障害者団体も委員として参加。また、建築設計標準の改正内容周知のため、平成29年5月末から8月末にかけて、地方公共団体の担当者や設計者等に向けた説明会及び講習会を開催したところであり、引き続き内容の周知徹底を図る。	・トイレのバリアフリー化の実態調査について、競技会場周辺等の専用商業施設、宿泊・遊興施設、スポーツ・興行施設、5万㎡以上の事務所ビル、博物館・美術館、駅施設、コンビニエンスストア、公共建築物を対象とし、実施済み。 ・トイレのバリアフリー化のための設計の考え方や改修事例等を掲載した建築設計標準について、改正したものを平成29年3月に国土交通省ホームページ上に公表した。なお、改正のための検討委員会においては委員として障害者団体にも参加していただき、設計標準の改正を実施。 ・また、建築設計標準の改正内容について周知を図るため、平成29年5月末から8月末にかけて、地方公共団体の担当者や設計者等に向けた説明会及び講習会を開催したところであり、約700名の設計者等が参加。	・引き続き、建築設計標準の周知徹底を行い、全国のバリアフリー水準の底上げを図っていく。	・「高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準」を令和3年3月に改正し、小規模店舗内部において、入口の段差解消、扉幅の確保、可動席の設置等のバリアフリー整備を進めるための考え方・留意点の追加を行った。 ・建築設計標準の周知徹底を行い、全国のバリアフリー水準の底上げを図っていく。	引き続き、建築設計標準の周知徹底を行い、全国のバリアフリー水準の底上げを図っていく。	国土交通省		
64				アクセシブルルートに係る鉄道駅をはじめとする東京大会の関連駅へのエレベーターの増設やホームドアの整備などのバリアフリー化について、都と連携し、重点支援を実施する。	東京大会までに、新国立競技場の最寄り駅である千駄ヶ谷駅、信濃町駅、青山一丁目駅等において、エレベーターの増設または大型化、ホームドアの整備等を行うなど、東京大会関連駅のより高次元のバリアフリー化に向けた整備を実施中。	「都市鉄道整備事業」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」等により、大会関連駅へのエレベーターの増設・大型化やホームドアの整備等に対する補助を実施した。	引き続き、「都市鉄道整備事業」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」等により、大会関連駅へのエレベーターの増設・大型化やホームドアの整備等に対する支援を実施する。	「都市鉄道整備事業」、「地域公共交通確保維持改善事業」等により、大会関連駅におけるエレベーターの増設やホームドアの整備などのバリアフリー化に対して支援を実施した。	引き続き、大会関連駅において、エレベーターの増設やホームドアの整備など更なるバリアフリー化を推進する。	国土交通省		
65				3) 主要鉄道 駅・ターミ ナル等にお けるバ リアフ リー化の推 進	都内主要ターミナル等（新宿、渋谷、品川、虎ノ門等）において、2020年（平成32年）の供用（暫定を含む。）を目標として都市再開発プロジェクトを実施する中で、バリアフリー化を推進する。例えばJR新宿駅においては、東西自由通路を整備し、駅周辺の移動を円滑化する。	都内の主要ターミナル等（新宿、渋谷、品川、虎ノ門等）において、2020年（平成32年）の供用（暫定を含む。）を目標として都市再開発プロジェクトを実施する中で、バリアフリー化を推進する。例えばJR新宿駅においては、東西自由通路を整備し、駅周辺の移動を円滑化する。	・都市再開発プロジェクトの中でバリアフリー化を推進（新宿、渋谷、品川、虎ノ門等） 例えばJR新宿駅においては、東西自由通路について、基本ルールの理念に合わせ整備を進めた	都市再開発プロジェクトの関係者間で取組を推進していく。（新宿、渋谷、品川、虎ノ門等） 例えば、新宿では東西自由通路について、基本ルールの理念に合わせ、令和2年の供用開始に向け整備を進めていく。	都市再開発プロジェクトの中でバリアフリー化を推進（新宿、渋谷、品川、虎ノ門等）。 例えばJR新宿駅においては、東西自由通路について、バリアフリー等に関する「新宿ターミナル基本ルール」の理念に合わせ整備を進め、2020年7月に供用開始した。	引き続き、都市再開発プロジェクトの関係者間で取組を推進していく。（新宿、渋谷、品川、虎ノ門等）	国土交通省	
66					東京都が平成31年に導入を予定している都心と臨海部を結ぶBRT事業について、都と連携し、インフラ整備を通じた利便性向上に資する新技術（正着性を高める緑石等）の導入に向けた検討を行う。国土交通省では、平成28年度に国内の営業路線での実証実験等を行い、平成29年度以降に運用上の課題等を整理・検討するなど、導入に向けた取組を推進する。	東京都が導入を予定している都心と臨海部を結ぶBRT事業での活用に向け、平成28年度に新潟市、岡山市の路線バスの営業路線において正着性を高める緑石を設置し、その有効性を検証したところ。引き続き導入に向けた取組を推進。	・導入に向け、関係者間で、運用上の課題を洗い出し、整理、検討を行った。	・引き続き、導入に向けた取組を推進していく。	これまで導入に向けた取組を推進してきた、正着性を高める緑石について、東京都が令和2年10月より運用を開始した、都心と臨海部を結ぶBRTの一部停留所において導入した。	東京都の都心と臨海部を結ぶBRTは、今後、東京2020大会後のルート拡大や本格運行が予定されており、引き続き、正着性を高める緑石の導入拡大に向けた取組を推進する。	国土交通省	
67					4) 海外との 主玄関口と なる成田空 港、羽田空 港国際線 ターミナル を中心とし た空港のバ リアフ リー化の推 進	海外との主玄関口となる成田空港、羽田空港国際線ターミナルについては、Tokyo2020アクセシビリティガイドラインや過去のパラリンピックの開催実態等を踏まえ、世界トップレベルのユニバーサルデザイン水準となるよう、平成28年度中に数値目標を設定するとともに、必要な取組を具体化する。また、これに準じ、乗継ぎに利用される羽田空港国内線ターミナルや国際線の主要な空港である関西空港、中部空港、新千歳空港、福岡空港、那覇空港等についても、平成28年度中に数値目標の設定、取組の具体化を行う。これによって、同大会のレガシーとして、誰もが自由に空港を利用できる環境とすることを旨とする。	成田空港、羽田空港、関西空港、中部空港、新千歳空港、福岡空港、那覇空港において、平成28年度にエレベーターの増設やトイレの機能分散等の数値目標を空港毎に設定し、取組の具体化を実施。	平成28年度に設定した数値目標に基づき、障害当事者等の意見も踏まえつつ、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向け、引き続き、バリアフリー化を推進した。 (例：成田空港においてトイレ全箇所フラッシュライトを設置)	・平成28年度に設定した数値目標に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向け、引き続き、障害当事者等の意見も踏まえつつ、バリアフリー化を推進しており、今後も継続して取り組む。	平成28年度に設定した数値目標に基づき、障害当事者等の意見も踏まえつつ、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向け、引き続き、バリアフリー化を推進した。 なお、数値目標の達成は2020年度末までとしていたところ、コロナ情勢等の影響で期限までに達成できないものもあるが、2021年度以降の速やかな達成に向けて引き続き取り組む。	平成28年度に設定した数値目標に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向け、引き続き、障害当事者等の意見も踏まえつつ、数値目標未達成のものについてバリアフリー化の推進に取り組む。	国土交通省

番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」における具体的施策	平成29年度の実施状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係 部会議員資料より)	平成30年度の実施結果 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の実施状況 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	主担当 府省庁	担当 府省庁
68			4) 海外との主玄関口となる成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中核とした空港のバリアフリー化の推進	「ユニバーサルデザイン」タクシー及び一般タクシーの乗り場の再配置について、障害のある人のタクシー乗り場へのアクセス改善を図るため、関係者と協議の上、平成28年度中に整備を完了する。	羽田空港国際線ターミナルのUDタクシー及び一般タクシーの乗り場の再配置について平成28年度に整備を完了。	—	—	—	—	—	—	国土交通省		
69		1. 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化	5) リフト付バス・UDタクシー車両等の導入促進	バス・タクシーのバリアフリー車両の導入促進のために必要な支援を行う。特に導入が遅れている空港アクセスバスについては、羽田・成田の両空港で実施している実証運行により得られた課題も踏まえ、リフト付バス以外の車両（例：スロープ付ダブルデッカー）等の導入、バリアフリー車両の効率的な運用等についても検討しつつ、既存の支援制度も活用したバリアフリー化を図る。また、UDタクシーについては、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日決定）に基づき、東京23区におけるUDタクシーについて、既存の支援制度を活用して、2020年（平成32年）に25%のUDタクシーの導入を目指す。	都内の路線バスについては90%以上がノンステップバス化されており、引き続き導入を促進。 平成28年度、羽田空港・成田空港への空港アクセスバスにおいて3つの系統でリフト付きバスの実証実験を開始し、平成29年12月より路線を拡充。この実証実験で得られた課題等を踏まえつつ、課題に対応した荷物室を従来より確保できる新型リフト付きバスや乗降時間が通常のバスと同じスロープ付ダブルデッカー等の普及を促進していくとともに、バリアフリー車両の効率的な運用などリフト付きバス以外の方法もあわせ空港アクセスのバリアフリー化推進策や目標について検討中。 UDタクシーについては平成29年度に新たな車種のUD認定を実施。この新たなUDタクシーを含め、既存の支援制度を活用し、東京都内のタクシーの4台に1台をUD化するなど、普及を促進。	・バス・タクシーのバリアフリー車両については、引き続き予算や税制により導入を促進。 ・UDタクシーについては平成29年度に新たな車種、平成30年度に改良型に対してUD認定を実施し普及を促進。 ・羽田空港・成田空港への空港アクセスバスにおいて、平成28年度よりリフト付きバスの実証運行を継続。この実証実験で得られた課題等を踏まえつつ、新型リフト付きバス等の普及を促進していくとともに、バリアフリー車両の効率的な運用などリフト付きバス以外の方法もあわせ空港アクセスのバリアフリー化推進策や目標について検討中。 ・UDタクシーの車いす利用者による利用については、事業者団体に対して通達を发出し、車いす利用者に対する接客向上のための取組を徹底するよう要請したほか、障害当事者や事業者、メーカーを交えた意見交換を5回実施（2月末時点）。	・バス・タクシーのバリアフリー車両について、平成31年度政府予算及び税制改正において支援が認められたところ。 ・UDタクシーの車いす利用者による利用については、障害当事者や事業者、メーカーを交えた意見交換を3回実施（9月末時点）。 ・UDタクシーの搭載スロープの耐荷重を200kgから300kgに引き上げるについて、技術的に検討中。 ・運輸局において、接遇が優良な運転者に対する表彰の実施に向けて、タクシー事業者と調整中。 ・UDタクシーや福祉車両の配車体制の構築に向けた実証実験を年度内に実施する。 ・ニーズに応じた円滑な配車が可能となるよう、車いす情報のデータベース化や当該データの閲覧を可能とするため、関係者と調整を図る。 ・東京23区内では25%のタクシーをUDタクシーとする目標について、2020年から大会までに前倒し	・バス・タクシーのバリアフリー車両について、令和3年度政府予算及び税制改正において支援が認められたところ。 ・空港アクセスバスについては、バリアフリー車両の導入促進のため、バリアフリー基準の適用除外の認定に係る基準の見直しを検討中。 ・UDタクシーの搭載スロープの耐荷重を200kgから300kgに引き上げた標準仕様UDタクシー認定要領に基づき、新たに3型式を認定。 ・運輸局において、接遇が優良な運転者に対する表彰を実施。 ・UDタクシーや福祉車両の配車体制の構築に向けた実証実験を実施し、利用者ニーズに応じた円滑な配車が可能となるよう継続して検討中。 ・バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会での議論を経て、令和3年度からのバリアフリー車両の整備目標の見直し等を実施。	バリアフリー車両の整備目標の達成に向け、利用者との意見交換等を通じて、バス・タクシー車両の更なるバリアフリー化を推進。	国土交通省				
70	II. ユニバーサルデザインの街づくり			併せて、図柄入りナンバープレート制度検討会のとりまとめ（平成28年5月）等を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートをはじめとした図柄入りナンバープレートの寄付金の活用を前提に、更なるUDタクシー、リフト付きの空港アクセスバス等の整備促進・利便性向上を図るとともに、数値目標の見直しについても検討を行う。	平成29年10月から交付を開始した2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートにおける寄付金を活用し、リフト付バス・UDタクシー等の更なる導入を促進。	平成29年10月から2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートの交付を開始。当該プレートの普及促進を通じて、寄付金を活用したリフト付きバス・UDタクシー等の更なる導入を促進。	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートの普及促進を通じて、寄付金を活用したリフト付きバス・UDタクシー等の更なる導入の促進を図っていく。	新型コロナウイルスの感染拡大を受けた大会の延期に伴い、東京2020大会特別仕様ナンバープレートの交付期間を1年延長（令和3年11月末まで）する措置を講じ、同ナンバープレートの交付に合わせて募集される寄付金を活用したUDタクシー等の更なる導入の促進を図った。	東京2020大会特別仕様ナンバープレートの普及促進を通じて、寄付金を活用したリフト付きバス・UDタクシー等の更なる導入の促進を図っていく。	国土交通省				
71				観光バス等の貸切バスのバリアフリー化については、利用者ニーズや事業者の対応状況などの実態を把握した上で、リフト付バス等のバリアフリー車両の導入促進策等について検討を行う。	貸切バスについては平成28年度より訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業においてリフト付きバスを新たに補助対象とするなど、平成29年度よりリフト付きバスの臨時営業区域の特例を設け、営業所がある都道府県から地方運輸局ブロック等に拡大した営業区域でのリフト付きバスの運行を認可。バリアフリー車両の導入推進策等を検討中。	・平成30年5月にバリアフリー法が改正され、貸切バスが同法の適用対象に追加（平成31年4月1日施行）。 ・障害当事者等が参画した「バリアフリー法及び関連施策のあり方」についての検討会において、貸切バスや福祉タクシーに関する目標値について検討を行い、目標値を設定及び改定予定。 ・平成31年度税制改正大綱において、自動車重量税と自動車取得税における税制特例措置の対象に貸切バスが追加。 ・平成31年度政府予算案において、一般財源に加えて新たに国際観光旅客税を財源とした公共交通利用環境の革新等により車両購入費用の一部を補助。	・貸切バスのバリアフリー車両について、平成31年度政府予算及び税制改正において支援が認められたところ。 ・利用者との意見交換等を通じ、さらなるバリアフリー化を推進。	・貸切バスのバリアフリー車両について、令和3年度政府予算及び税制改正において支援が認められたところ。 ・バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会での議論を経て、令和3年度からのバリアフリー車両の整備目標の見直し等を実施。	バリアフリー車両の整備目標の達成に向け、利用者との意見交換等を通じて、貸切バス車両の更なるバリアフリー化を推進。	国土交通省				
72		2. 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティガイドライン等の踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進	1) バリアフリー基準・ガイドラインの改正 i) 交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正	バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準・ガイドラインについて、公共交通分野のバリアフリー水準の底上げを図るため、平成28年10月に設置した検討委員会の下、平成28年度末までに改正内容の方向性を整理し、平成29年度はその検討結果等を踏まえ、必要な追加的検討を行うとともに、具体的な改正作業を行う。	平成28年度においては、有識者、障害当事者団体、公共交通事業者等を構成員とする検討委員会を開催し、交通バリアフリー基準等の改正について一定の方向性をとりまとめ。平成29年度においては、平成28年度に得られた一定の方向性を基に、引き続き検討委員会にて交通バリアフリー基準の具体的な改正内容の検討を行うとともに、ガイドラインについても、障害当事者団体等も参画した委員会を別途設置し、改正内容の検討を実施。平成29年度中に所要の改正を実施予定。 主な見直し内容としては、大規模駅におけるバリアフリールートの複数化、利用状況に応じたエレベーターの複数化・大型化、新幹線等鉄道車両の車椅子スペースの増設を基準化するとともに、一定の場合に鉄道車両と駅ホームの間の段差・隙間を最小化し車椅子使用者が介助なしに乗降可能にすることをガイドラインにおいて標準化。	・交通バリアフリー基準については、平成28年度に開催した有識者、障害当事者団体、公共交通事業者等を構成員とする検討委員会にて得られた一定の方向性を基に、引き続き検討委員会にて交通バリアフリー基準等の具体的な改正内容の検討を行い、その結果をとりまとめた。 ・また、ガイドラインについても、障害当事者団体等の参画も得て専門的に検討するための委員会を交通バリアフリー基準とは別に設置し、改正内容の検討を行い、その結果をとりまとめた。 ・これら委員会のとりまとめを基に、パブリックコメントの実施等、所要の経路を経て、平成30年3月に交通バリアフリー基準及びガイドラインの改正を行った。 ・平成30年度においては、交通バリアフリー基準及びガイドラインの改正内容について周知を図るため、全国において公共交通事業者に向けたセミナーを10会場で開催した。	引き続き、改正した交通バリアフリー基準及びガイドラインの周知徹底を行い、全国のバリアフリー水準の底上げを図っていく。	令和2年5月のバリアフリー法改正に基づき、令和3年1月に交通バリアフリー基準を、令和3年3月にガイドラインの改正を行うなど、全国の公共交通分野のバリアフリー水準の底上げを図っている。	引き続き、社会情勢の変化や技術向上等、公共交通機関のバリアフリーに関する環境の変化に合わせ、必要に応じて交通バリアフリー基準やガイドラインの改正を行い、全国のバリアフリー水準の底上げを図っていく。	国土交通省				
72   2				(新)				・バリアフリー法に基づく基本方針において、各種施設等の整備目標を定め、国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携してバリアフリー化を推進してきたところである。 ・平成23年には令和2年までの10年間を目標とする現行の基本方針への改正がなされ、現行の整備目標の期限が令和2年度末までになっていることから、障害当事者団体や有識者の参画する検討会において議論を重ね、令和2年11月に各施設等について地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進、聴覚障害、知的障害、精神障害及び発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化、「心のバリアフリー」の推進に留意しつつ、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進する最終とりまとめを行い、基本方針を改正して令和3年度から5年間を目標期間とする次期バリアフリー整備目標を施行する。	・新たな整備目標の達成に向けて、国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携してバリアフリー化を推進する。	国土交通省				



番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」における具体的施策	平成29年度の実施状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係 概会議資料より)	平成30年度の実施結果 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の実施結果 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の実施結果 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施結果 (令和3年3月19日時点)	主担当 府省庁	担当 府省庁
73	II. ユニバーサルデザインの街づくり	2. 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進	1) バリアフリー基準・ガイドラインの改正 ii) 建築物に係る設計標準の改正	全国の建築物のバリアフリー化を一層進めるために、平成28年9月に設置した検討委員会における議論を踏まえ、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を平成28年度内を目標に改正し、新たな課題に対応した記載を追加するとともに、改修のプロセスも含めた事例も盛り込む。また、ホテルのバリアフリー化の進捗状況について継続的に実態調査を行い、東京大会に向けてバリアフリー化を促進する。	平成28年度内に「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を改正し、国土交通省ホームページに公開。本設計標準においては、例えば、ホテル等について、バリアフリーに配慮した「一般客室」の設計標準や既存客室の合理的・効果的なバリアフリー改修方法を追加。なお、改正のための検討委員会には、障害者団体も委員として参加。建築設計標準の改正内容について周知を図るため、平成29年5月末から8月末にかけて、地方公共団体の担当者や設計者等に向けた説明会及び講習会を開催したところであり、引き続き内容の周知徹底を図る。 ホテル等客室のバリアフリー化については、障害者団体や関係団体等を交えた検討会を設置し、バリアフリー客室数の基準見直しを検討中。平成30年夏を目途に方向性を取りまとめる予定。	・平成28年度内に「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を改正し、国土交通省ホームページに公開した。 改正のための検討委員会においては委員として障害者団体にも参加していただき、設計標準の改正を実施。 ・建築設計標準の改正内容について周知を図るため、平成29年5月末から8月末にかけて、地方公共団体の担当者や設計者等に向けた説明会及び講習会を開催した。講習会は、追加の会場も含めて全7ブロック、12会場で開催し、約700名の設計者等が参加。 ・ホテル、旅館のバリアフリー客室数の基準について、平成29年12月から平成30年6月まで基準の見直しに向けた検討会を実施し、検討会の取りまとめ内容を踏まえ、車椅子利用者用客室数に係る基準の定める改正政令を平成30年10月に公布した。なお、検討会においては委員として障害者団体にも参加して頂いた。 ・同検討会の取りまとめ内容に基づき、バリアフリー客室及び一般客室に係る建築設計標準の充実・普及の取組促進に向け、平成30年9月に建築設計標準改正に向けた検討会を設置し、見直しに向けた検討を実施し、改正内容を公表。なお、検討会においては委員として障害者団体にも参加して頂いた。	・平成31年3月に作成した「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）」の内容について周知を図るため、令和元年7月10日から17日にかけて、全国4都市で地方公共団体の担当者や設計者等に向けた講習会を開催し、約600人が参加。 ・令和元年9月に施行した車椅子利用者用客室数に係る改正政令の内容と、建築設計標準の周知徹底を行い、全国のバリアフリー水準の底上げを図った。	・「高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準」を令和3年3月に改正し、「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）（平成31年3月）」の主要事項を盛り込んだ。 ・車椅子利用者用客室数に係る改正政令の内容と、建築設計標準の周知徹底を行い、全国のバリアフリー水準の底上げを図った。	・引き続き、車椅子利用者用客室数に係る改正政令の内容と、建築設計標準の周知徹底を行い、全国のバリアフリー水準の底上げを図っていく。	国土交通省	
74				(新)	平成29年3月、障害当事者も参画した「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」を設置するとともに、バリアフリー法及び関連施策の見直しに着手。6月の取りまとめを踏まえ、現在、バリアフリー法の改正法案の国会提出に向け、準備を進めているところ。 具体的には、①交通事業者等によるハード対策・ソフト対策一体となった取組の推進、②市町村が主体的に行う地域のバリアフリー化の取組の促進、③バリアフリー法の適用対象の拡大、④利用者の情報提供の推進等について検討を進めている。	「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」といった基本理念を明確化するとともに、障害者等の参画の下、バリアフリー施策の評価等を行う会議の開催を明記した改正バリアフリー法が平成30年5月に成立した。また、障害当事者も参画する「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」での議論を踏まえて、改正バリアフリー法の施行に必要な政令等の検討を行い、公布した。さらに、改正バリアフリー法による上述の会議を、「移動等円滑化評価会議」として平成31年2月に開催した。	平成31年4月に「バリアフリー基本構想等の作成に関するガイドライン」を作成・公表するとともに、9月に「移動等円滑化評価会議」を開催した。今後はバリアフリーマップ作成マニュアル策定やバリアフリー整備ガイドラインの改訂に向けた検討を進めるとともに、「移動等円滑化評価会議」を引き続き定期的に開催する。	（令和2年度改正バリアフリー法関連） ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化、国民に向けた広報啓発の取組推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大等を新たに定めた改正バリアフリー法が成立し、2021年4月の全面施行に向けて関係政省令を公布した。この改正において、市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携）、公共交通事業者等の役割の提供に関するソフト基準遵守義務、高齢者障害者等用施設等の適正利用に関する広報啓発等の努力義務、バリアフリー適合基準義務の対象拡大、等の措置を講ずることとしている。	令和3年度も、「移動等円滑化評価会議」を定期的に開催し、障害者等の参画の下でバリアフリー施策の評価を行い、施策のスパイラルアップを図ることとする。	国土交通省	
74   2				(新)	-	宿泊施設におけるバリアフリー客室の整備、共用部の段差解消や手すりの設置、多目的トイレの整備などのバリアフリー化改修等を支援する「宿泊施設バリアフリー化促進事業」を、ユニバーサルデザインの専門家の意見を踏まえた上で実施した。	・大会関係者、宿泊・飲食事業者等を構成員とする「実行推進会議」を立ち上げ、受け入れ環境改善の機運醸成を図るとともに、情報発信を推進。 ・「宿泊施設バリアフリー化促進事業」を活用した施設内飲食店のバリアフリー化の促進を宿泊業界に働きかけた。 ・「宿泊施設バリアフリー化促進事業」を障害者やユニバーサルデザインの専門家の意見を踏まえた上で実施し、宿泊施設のバリアフリー化を促進。 ・訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地の代表的な観光スポットにおける段差の解消のための支援制度を創設。	・国内外の優良事例を、「実行推進会議」の構成員をはじめとして、幅広く展開し、受け入れ環境改善の機運醸成を図るとともに、情報発信を推進した。 ・「宿泊施設バリアフリー化促進事業」を活用した施設内飲食店のバリアフリー化の促進を宿泊業界に働きかけた。 ・「宿泊施設バリアフリー化促進事業」を障害者やユニバーサルデザインの専門家の意見を踏まえた上で実施し、宿泊施設のバリアフリー化を促進した。 ・訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地の代表的な観光スポットの段差の解消を促進した。	・引き続き、「実行推進会議」を活用し、受け入れ環境改善の機運醸成を図るとともに、情報発信を推進する。 ・「宿泊施設バリアフリー化促進事業」を活用した施設内飲食店のバリアフリー化の促進を宿泊業界に働きかける。 ・「宿泊施設バリアフリー化促進事業」を障害者やユニバーサルデザインの専門家の意見を踏まえた上で実施し、宿泊施設のバリアフリー化を促進する。 ・訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地の代表的な観光スポットの段差の解消を促進する。	国土交通省	
75   1				(新)	2) 観光地のバリアフリー化 i) 観光地のバリアフリー情報提供促進	関係自治体による観光地のバリアフリー情報の自己評価・公表を促進することにより、観光客が全国の観光地のバリアフリー状況を把握し、比較できる環境整備を行う。平成28年度は国と地方自治体が連携し、全国数カ所で平成27年度に作成した評価指標を用いた観光地全体のバリアフリー状況についてのモデル的な評価を実施し、平成29年度以降、評価指標の普及を図るとともに、将来的には利用者が各観光地の評価指標を手軽に比較できるよう、ポータルサイト等による一元的な情報提供の実現を目指す。	平成27年度に「オリンピック・パラリンピックを見据えたバリアフリー化の促進に関する調査研究」で作成したバリアフリー指標を用いて、平成28年度の内閣官房「試行プロジェクト」においてモデル評価を実施。平成29年度は、地方公共団体等評価者が、当該評価指標に沿って評価を行う際の考え方・方法等を身につけるためのマニュアルを作成するとともに、利用者が各観光地のバリアフリー評価結果を手軽に比較できるよう、平成31年度からのポータルサイト等による一元的な情報提供の実現を目指す。	2019年4月に「観光地におけるバリアフリー情報の提供のためのマニュアル」を公表し、観光協会等に周知した。今後、バリアフリー化を進める観光地において、バリアフリー情報が適切に提供されるよう関係部局とも連携し、マニュアルの活用を促す。	観光施設のある方がより安全で快適な旅行をするための環境整備を推進するため、バリアフリー対応に取り組み、その情報を積極的に提供している観光施設を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を令和2年12月25日より開始した。	引き続き「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を周知し、登録施設を増加させることにより、高齢の方や障害のある方がより安全で快適な旅行をするための環境整備を推進する。	観光庁
75   2				関係自治体による観光地のバリアフリー情報の自己評価・公表を促進することにより、観光客が全国の観光地のバリアフリー状況を把握し、比較できる環境整備を行う。平成28年度は国と地方自治体が連携し、全国数カ所で平成27年度に作成した評価指標を用いた観光地全体のバリアフリー状況についてのモデル的な評価を実施し、平成29年度以降、評価指標の普及を図るとともに、将来的には利用者が各観光地の評価指標を手軽に比較できるよう、ポータルサイト等による一元的な情報提供の実現を目指す。	平成27年度に「オリンピック・パラリンピックを見据えたバリアフリー化の促進に関する調査研究」で作成したバリアフリー指標を用いて、平成28年度の内閣官房「試行プロジェクト」においてモデル評価を実施。平成29年度は、地方公共団体等評価者が、当該評価指標に沿って評価を行う際の考え方・方法等を身につけるためのマニュアルを作成するとともに、利用者が各観光地のバリアフリー評価結果を手軽に比較できるよう、平成31年度からのポータルサイト等による一元的な情報提供の実現を目指す。	2019年4月に「観光地におけるバリアフリー情報の提供のためのマニュアル」を公表し、観光協会等に周知した。今後、バリアフリー化を進める観光地において、バリアフリー情報が適切に提供されるよう関係部局とも連携し、マニュアルの活用を促す。	2019年4月に公表された「観光地におけるバリアフリー情報の提供のためのマニュアル」の普及を促進した。	バリアフリー化を進める観光地において、バリアフリーの内容が適切に提供されるよう、今後もマニュアルの普及を促進していく。	国土交通省		

番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」における具体的施策	平成29年度の取組状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係 部会議資料より)	平成30年度の施策の実施結果 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の施策の取組状況 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の施策の取組状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の取組予定	主担当 府省庁	担当 府省庁	
76	Ⅱ.ユニ バーサル デザインの 街づくり	2. 全国 各地にお いて、 Tokyo2 020アク セシビリ ティ・ガイ ドライン等 を踏まえ た高い水 準のユニ バーサル デザインを 推進	2) 観光地の バリアフリー 化 i) 観光地 のバリアフリー 情報提供促進	地域において高齢者、障害のある人等の旅行支援を行っているバリアフリー旅行相談窓口を増やすとともに、平成28年度に、既存の観光案内所へバリアフリー旅行相談窓口の機能を付加させるモデル事業を実施することにより、バリアフリー旅行の支援の充実を図る。また、上記の観光地全体のバリアフリー状況評価に加え、平成29年度に宿泊施設のバリアフリー評価制度の在り方を検討することにより、バリアフリー旅行相談窓口について、正確で分かりやすい情報発信を行う地域拠点として育成を図る。	平成28年度に、既存の観光案内所へバリアフリー旅行相談窓口の機能を付加させるスキームにて5件のモデル事業を実施。平成29年度においてはバリアフリー旅行相談窓口について、正確で分かりやすい情報発信を行える拠点として育成を図る。 ホテル等のバリアフリー情報の提供については、検討を開始。	観光庁では、有識者、障害者団体、宿泊関係団体等との協議を踏まえ、平成30年8月「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」を作成し、観光庁ホームページにおいて公表した。	複数地域の観光関係団体等を対象に、「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」も活用し、宿泊施設のバリアフリー情報発信のための相談窓口を開設する実証事業を実施。公募により新たに相談窓口を設置する5地域の観光関係団体等を選定した。今後は実証事業成果の公表等を通じたノウハウの共有化を図る。	バリアフリー旅行のための地域におけるサポート体制の強化のための実証事業や現状調査を行うとともに、全国のバリアフリー旅行相談窓口の新規設置箇所を取りまとめ、観光庁ホームページにおいて公表する。	引き続き、バリアフリー旅行相談窓口において、正確で分かりやすい情報発信が行えるよう「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」の活用を促す。	観光庁		
77			2) 観光地の バリアフリー 化 ii) 貴重な 観光資源である 文化財の活用 のためのバリア フリー化	観光名所として数多くの観光客が訪れる文化財について、障害のある人、高齢者を含むすべての人が、より快適に親しむことのできる環境づくりを目指し、文化財の活用のためのバリアフリー化の充実に努める。	文化財建造物を活用した地域活性化事業、歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業を実施。所有者等の要望に応じて、文化財の活用のため、バリアフリー化を含む施設・設備の改修等への補助を実施。具体的には、「重要文化財旧前田家本邸洋館」について、車椅子対応のエレベーター、スロープ、トイレの整備等の改修を平成27年度から行っており、平成30年度に完成予定。併せて、新たに地方財政措置を講じることにより、文化財の積極的な保存・活用を推進。	文化財的価値に配慮しつつ、観光資源としての活用に資する取組に対して補助を行い、文化財の活用のためのバリアフリー化の充実に努めるとともに、文化財建造物、史跡・名勝の活用のためのバリアフリー化について、取り組み成果の一部を「文化財の活用のためのバリアフリー化事例集」としてまとめた。 また、障害者に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税・都市計画税の税制優遇措置を創設した。	文化財の本質的価値配慮しつつ、観光資源としての活用に資する取組に対して補助を行い、文化財の特性に応じて活用するためのバリアフリー化の充実に努める。 ・障害者に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税・都市計画税の期間延長を要望を行っている。	・国宝重要文化財建造物保存修理強化対策事業、歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業、文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業を実施。 ・所有者等の要望に応じて、文化財活用のため、バリアフリー化を含む施設・設備の改修（車椅子対応のスロープ、トイレの整備等）への補助を実施。 ・障害者に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税・都市計画税の税制優遇措置を2年延長（令和3年度まで）し、民間施設への税制活用を促している。	引き続き、文化財の本質的価値に配慮しつつ、観光資源としての活用に資する取組に対して補助を行い、文化財の特性に応じて活用するためのバリアフリー化の充実に努める。 ・民間施設への税制活用を促すとともに、本税制の充実に努める。	文化庁		
78			(新)	国民が障害の有無にかかわらず文化芸術に親しむ環境を整備するため、障害者等に対応して建築物移動等円滑化誘導基準に適合するバリアフリー改修を行う劇場・音楽堂等に対し、平成30年度より固定資産税・都市計画税の税制優遇措置を創設予定。							文化庁	
79											文化庁	
80				3) 都市部等 における複合 施設（大規模 駅や地下街 等）を中心と した面的なバリア フリーの推進 i) 都市再 開発プロジェ クト等に伴うバリア フリーの推進	都内主要ターミナル等の他、全国の主要なターミナル等についても駅前広場や自由通路等のバリアフリー化を推進する。	駅前広場や自由通路等の交通結節点機能強化の中でバリアフリー化を推進。	・駅前広場や自由通路等の交通結節点機能強化の中でバリアフリー化を推進。	引き続き、駅前広場や自由通路等の交通結節点機能強化の関係者間で取組を推進していく。	駅前広場や自由通路等の交通結節点機能強化の中でバリアフリー化を推進。	引き続き、駅前広場や自由通路等の交通結節点機能強化の関係者間で取組を推進していく。	国土交通省	
81		3) 都市部等 における複合 施設（大規模 駅や地下街 等）を中心と した面的なバリア フリーの推進 ii) 全国の主 要鉄道駅周辺 のバリアフリー 化の推進	2020年(平成32年)までの完了を目標としている1700kmの道路について、引き続きバリアフリー化を進め、更に全国の主要鉄道駅や観光地周辺における道路についても、1) ② i) と同様の調査を実施するとともに、その調査結果を公表し、各市町村の積極的なバリアフリー化の取組を支援する。	平成32年度までの完了を目標としている特定道路の整備率は、平成27年度の86%に対して平成28年度は88%に上昇。平成29年度についても平成32年度の完了に向けて引き続き整備を推進中。 平成28年度に全国の主要鉄道駅や観光地周辺における道路について、バリアフリー化の実態調査を行い、平成29年5月から実態調査結果の公表に向けたデータの精査を実施中。鉄道との結節点における駅前広場等において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備等に対して防災・安全交付金を重点的に配分。  ≪一部№58, №59再掲≫	特定道路については、2020年度の完了に向けて引き続き整備を促進。 平成31年2月にバリアフリー化の実態調査結果及び取組を支援するための好事例集を公表。	2020年度までの完了を目標としている特定道路について、引き続き整備を推進。 令和元年7月に特定道路の指定を拡大し、全国の主要鉄道駅周辺等の道路のバリアフリー化を推進。	2020年度までの完了を目標としている特定道路について、引き続き整備を推進。 令和元年7月に追加指定した特定道路の区間も含め、2025年度末までの整備目標を設定し、全国の主要鉄道駅周辺等のバリアフリー化を推進。	特定道路について、2025年度末までの整備目標の達成に向けて引き続き整備を推進。	国土交通省			

番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」における具体的施策	平成29年度の実施状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係 概会議資料より)	平成30年度の実施結果 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の実施状況 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	担当 府省庁	担当 府省庁
82			3) 都市部等における複合施設(大規模駅や地下街等)を中心とした面的なバリアフリーの推進 ii) 全国の主要鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進	バリアフリー法という生活関連経路を構成する道路を中心として、障害のある人等が利用する経路を選定し、音響式信号機等のバリアフリー対応型信号機や高輝度標識、エスコートゾーン等の見やすく分かりやすい道路標識・道路標示等の整備を引き続き推進する。	バリアフリー法という生活関連経路を構成する道路を中心として、バリアフリー対応型信号機やエスコートゾーン等の整備について、国が補助を行う特定交通安全施設等整備事業として補助金を交付するなどにより計画的に推進し、平成28年度末において、主要な生活関連経路上における横断箇所のバリアフリー化率は99.5%となった。引き続き整備を推進して平成32年度までに主要な生活関連経路についてバリアフリー化率100%を目指す。	バリアフリー法という生活関連経路を構成する道路を中心として、バリアフリー対応型信号機やエスコートゾーン等の整備について、国が補助を行う特定交通安全施設等整備事業として補助金を交付するなどにより計画的に推進した。	平成30年度末において、主要な生活関連経路上における横断箇所のバリアフリー化率は98.7%となった。(バリアフリー化済み横断箇所数：平成28年度末23、316箇所、平成29年度末24,253箇所、平成30年度末24,801箇所)引き続きバリアフリー対応型信号機エスコートゾーン等の整備を推進して令和2年度までに主要な生活関連経路についてバリアフリー化率100%を目指す。	令和元年度末において、主要な生活関連経路上における横断箇所のバリアフリー化率は99.0%となった。(バリアフリー化済み横断箇所数：平成28年度末23、316箇所、平成29年度末24,253箇所、平成30年度末24,801箇所、令和元年度末24,866箇所)		バリアフリー対応型信号機、エスコートゾーン等の整備を推進して令和7年度までに主要な生活関連経路についてバリアフリー化率100%を目指す。		警察庁		
83		2. 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等	3) 都市部等における複合施設(大規模駅や地下街等)を中心とした面的なバリアフリーの推進 iii) 市町村における面的なバリアフリーを進めるためのバリアフリー基本構想の策定促進	平成28年9月に「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」を改訂し、具体的な計画策定過程(庁内の検討体制を含む)や取組内容の好事例について充実を図ったところ。本ガイドブックの周知・活用により、市町村における計画策定を促進するとともに、基本構想制度の在り方について、更なる課題の抽出および改善等の検討を行う。	平成28年度に改訂した「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」について、各地方運輸局が開催する基本構想セミナー等において周知を実施。また、障害当事者も参画した「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、基本構想制度のあり方について、課題を抽出し、本年6月に制度の見直しの方向性をとりまとめ、現在、当該方向性に沿った制度の具体的な見直しを検討中。	・障害者団体等が参画する「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」における基本構想制度の課題及び改善の検討を踏まえ、平成30年5月に成立した高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律において、移動等円滑化促進方針制度(以下、マスタープラン)を創設した。 ・改正法施行に向けて、平成30年10月に「移動等円滑化促進方針作成に関するマニュアル」を作成し、地方公共団体に周知した。 ・改正法を踏まえて、障害当事者等が参加する「基本構想等に関する検討会」において、既存のガイドラインに地方公共団体の参考となる好事例や制度を運用する上で必要な事項を追加し、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」として改訂するために検討を行った。	・改訂したガイドラインを公表するとともに、地方公共団体に周知を行った。 ・各地方運輸局が実施するプロモート活動においても周知し、マスタープラン及び基本構想の作成促進を図った。 ・引き続き、市町村へ作成の働きかけを行う。	平成30年度に作成・公表した「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」について、令和2年のバリアフリー法改正に伴い、6月19日施行分の内容を盛り込んだ追補版の作成・周知を行うとともに、令和3年度施行の「移動等円滑化に関する基本方針」の改正内容も含めた改訂版についても作成し、年度内に公表予定。	令和2年度に改訂したガイドラインの周知・活用により、市町村における計画策定を促進するとともに、移動等円滑化促進方針制度及び基本構想制度の在り方について、更なる課題の抽出および改善等の検討を行う。		国土交通省			
84		2. 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等	3) 都市部等における複合施設(大規模駅や地下街等)を中心とした面的なバリアフリーの推進 iv) ピクグラムに関する標準化の推進・普及	東京大会に向けて、JIS Z8210(案内用図記号)について移動円滑化のための新たな案内用図記号の作成及びISO規格との整合化の検討を行うとともに、案内用図記号の全国的な普及を図る。具体的には、平成28年度中にJIS Z8210の原案作成を終え、平成29年度中にJISを改正する予定。	平成28年度から29年度にかけて、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会や公益社団法人全国手をつなぐ育成会連合会等の障害者団体を含むJIS Z8210原案作成委員会を開催し審議を実施。また、既存の図記号についてISO規格との整合化を図るとともに、ヘルプマークやオストメイト用設備など、新しい図記号を追加したJIS Z8210を平成29年7月20日に改正し、経済産業省のHPや政府広報等を活用し普及を図った。	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会や公益社団法人全国手をつなぐ育成会連合会、特定非営利活動法人DPI日本会議等の障害者団体を含むJIS Z8210原案作成委員会を開催し、AED(自動体外式除動器)や加熱式たばこ専用喫煙室、授乳室等の案内用図記号に関する審議を行った。平成31年2月20日には洋風便器、和風便器、温水洗浄便座など3つの案内用図記号を追加する改正を行い、経済産業省のHP等を活用し普及を図った。	令和元年7月22日付けでAED(自動体外式除動器)及び加熱式たばこ専用喫煙室の図記号を追加する改正を行い、経済産業省のHP等を活用し普及を図った。今後は、授乳室や介助用ベッド等の図記号に関する審議を行う予定。	2020年5月20日付けで「男女共用お手洗」、「子どもお手洗」など近年の社会情勢の変化を踏まえた9つの案内用図記号を追加する改正を行い、経済産業省のHP等を活用し普及を図った。また、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会や公益社団法人全国手をつなぐ育成会連合会、特定非営利活動法人DPI日本会議等の障害者団体を含むJIS Z8210原案作成委員会を開催し、これまでの追補改正を規格本体に反映させる等の改正審議を行った。	令和2年度に作成したJIS原案について、日本産業標準調査会における審議を経て、改正を行い、経済産業省のHP等を活用し普及を図る予定。		経済産業省			
85			3) 都市部等における複合施設(大規模駅や地下街等)を中心とした面的なバリアフリーの推進 v) パーキングパーミット制度の導入促進方策の検討	障害者等用駐車スペースの適正利用に有効性が期待されるパーキングパーミット制度について、導入が進んでいない自治体の課題や他国の実態を把握し、導入促進方策の検討を行う検討会を立ち上げる。	障害者等用駐車スペースの適正利用が進むよう、障害当事者団体等をはじめとして、学識有識者、施設管理者、地方公共団体で構成される「パーキングパーミット制度の導入促進方策検討会」を平成29年3月に立ち上げ、これら委員からの意見聴取にあわせて、制度に知見の深い有識者や個別の事業者へのヒアリングを実施し、制度の導入促進方策の議論を実施。近とりまとめを行い、当該とりまとめに沿った導入促進に向けた取組を実施予定。	・平成29年度に開催した「パーキングパーミット制度の導入促進方策検討会」のとりまとめにおいて、制度の導入促進方策として未導入の地方公共団体における制度の導入に向けた機運の醸成や制度の抱える課題の解消による魅力向上などが必要とされたことを踏まえ、障害当事者等が参加する「パーキングパーミット制度の導入促進に向けた障害者等用駐車区画の適正利用に関する検討会」において、事例集等の作成に向けた検討を行った。	・作成した事例集を公表するとともに、地方公共団体に周知を行った。 ・引き続き、本事例集を活用して、障害者等用駐車区画の適正利用の促進を図る。	平成30年度に作成・公表した「パーキング・パーミット制度事例集」を周知するとともに、令和2年10月時点での都道府県における制度導入状況調査を実施した。令和3年4月の改正バリアフリー法施行の前後でポスター等を用いた車椅子使用者用駐車施設等の適正利用推進に係るキャンペーンを実施予定。	令和3年4月の改正バリアフリー法施行の前後でポスター等を用いた車椅子使用者用駐車施設等の適正利用推進に係るキャンペーンを実施予定。		国土交通省			

番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」における具体的施策	平成29年度の実施状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係 概会議資料より)	平成30年度の実施結果 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の実施状況 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施予定	担当 府省庁	担当 府省庁
86	II. ユニバーサルデザインの街づくり	2. 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進	4) 公共交通機関等のバリアフリー化 i) 鉄道にかかわるバリアフリー化 a) 鉄道における車椅子利用環境の改善	車椅子使用者が鉄道を利用する際の待ち時間や、多数の車椅子使用者が集中して鉄道車両に乗りしよとする際の対応などについて、関係者の意見を調整するための検討会を平成28年度中に立ち上げ、車椅子利用環境の改善を図る。	平成29年3月に障害当事者の参画のもと、鉄道における車椅子利用環境改善のための実務調整会議を立ち上げ、議論を行っているところ、車椅子利用者の乗車の際や予約の際の待ち時間の短縮等車椅子利用環境の改善に向けた検討を進め、年度内を目途に結論を得る。	・障害当事者等が参画する「鉄道における車椅子利用環境改善に向けた実務調整会議」におけるとりまとめを受け、予約時の利便性向上など、車椅子利用環境改善に向け鉄道事業者と検討を進めた。	・引き続き、車椅子利用環境改善に向け鉄道事業者と検討を進める。	・世界最高水準のバリアフリー環境を有する高速鉄道の実現に向け、「新幹線のバリアフリー対策検討会」(令和元年12月23日設置)において新幹線のバリアフリー対策を抜本的に見直すべく検討を進め、とりまとめを公表(令和2年8月28日) ・検討会の結果を踏まえ、車椅子用フリースペースの設置を義務化(令和2年10月改正)。 ・これにより、例えば東海道新幹線では6名の車椅子使用者が同時に利用可能。	・「新幹線のバリアフリー対策検討会」におけるとりまとめ(令和2年8月28日)を踏まえ、一部の新幹線においては、車椅子用フリースペースの導入を待たずに車椅子対応座席のウェブでの予約・購入を試行実施予定(令和2年度内に準備の上、オリパラまでに実施)。 ・令和3年7月以降に導入される全ての新幹線車両において、車椅子用フリースペースが導入予定。また、車椅子フリースペースの整備の進捗に伴って、車椅子スペースをウェブで予約から購入まで完結する利便性の高い予約システムを導入予定。	国土交通省	
87			i) 鉄道にかかわるバリアフリー化 a) 鉄道における車椅子利用環境の改善	構造の特性等の理由から現在他の車椅子とは異なる乗車要件が定められているハンドル形電動車椅子の鉄道車両等への乗車要件の見直しを検討する委員会を平成28年11月に設置し、国内外の現状・実態等も踏まえ、平成28年度末を目途に結論を得る	ハンドル形電動車椅子の鉄道車両等への乗車要件のあり方について、有識者、障害当事者及び公共交通事業者を構成員とする調査検討委員会を平成28年度に立ち上げ、乗車要件の見直しについて、車椅子使用者の人的要件を撤廃するとともに、車椅子の構造要件を大幅に緩和するとの結論を得たところ。現在、早期の運用開始に向け、国内外への周知方法等詳細について関係者と調整中。	・円滑な鉄道利用の拡大に資するため、ハンドル形電動車椅子の諸元の確認方法や、使用者に対する運転習熟の周知徹底等について、経済産業省、業界団体等と調整を実施。 ・ハンドル形電動車椅子による鉄道利用要件(人的要件、構造要件、利用可能な駅・車両、事故・トラブル時の責任等)に係る国内外への周知方法等について、鉄道事業者をはじめとする関係者と調整を行い、その結果を踏まえ、国土交通省、鉄道事業者が周知を実施。 ・併せて、鉄道事業者においては職員への周知・教育を実施。また、障害者団体においては、自己責任の原則や利用ルールについて、参加の団体・会員に周知を実施。 ・平成29年度の実施状況を踏まえつつ、平成30年4月1日より新たな鉄道利用要件の運用を開始した。	・引き続き、国土交通省、鉄道事業者、障害者団体、業界団体等の関係者が連携しつつ、ハンドル形電動車椅子の鉄道利用要件についてHPからの周知を行っている。	国土交通省、鉄道事業者、障害者団体、業界団体等の関係者が連携しつつ、ハンドル形電動車椅子の鉄道利用要件についてHPからの周知を行う等、引き続き、理解促進を図っている。	引き続き、国土交通省、鉄道事業者、障害者団体、業界団体等の関係者が連携しつつ、ハンドル形電動車椅子の鉄道利用要件についてHPからの周知を行い、理解促進を図る。	国土交通省	
88			4) 公共交通機関等のバリアフリー化 i) 鉄道にかかわるバリアフリー化 b) プラットホームと車両床面の段差・隙間の最小化	(新)	ホームドアの整備にあわせて、ホームと車両の段差・隙間の最小化を進める。また、平成30年度中に施設・車両の構造等を踏まえて車椅子での単独乗降と鉄道の安全確保を両立しうる段差・隙間の数値化を行い、その結果を踏まえ、単独乗降可能駅をマップ化する。	ホームドアの整備にあわせて、ホームと車両の段差・隙間の最小化を進める。また、平成30年度中に施設・車両の構造等を踏まえて車椅子での単独乗降と鉄道の安全確保を両立しうる段差・隙間の数値化を行い、その結果を踏まえ、単独乗降可能駅をマップ化する。	・学識経験者・障害当事者団体・鉄道事業者等で構成される「鉄道駅におけるプラットホームと車両乗降口の段差・隙間に関する検討会」を立ち上げ、車椅子利用者の単独乗降と列車の安全な走行を両立しうるプラットホームと車両の段差・隙間について、実証試験等を踏まえ、検討を進めているところ。	・単独乗降可能な駅のマップの作成に向け関係者と調整中。 ・「鉄道駅におけるプラットホームと車両乗降口の段差・隙間に関する検討会」の検討結果を踏まえ、「公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を改訂した。	・令和元年に車椅子使用者が単独乗降しやすいホームと車両の段差・隙間の目安値をとりまとめ、バリアフリー整備ガイドラインを改訂したところであり、直線ホーム等条件の整っている駅を対象に、段差・隙間を小さくする取組を推進している。 ・また、段差・隙間の目安値を踏まえ、山手線内を中心に単独乗降しやすい駅を路線図上で分かりやすく示したバリアフリーマップをインターネットにおいて公表した。	・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、引き続き、直線ホーム等条件の整っている駅を対象に、段差・隙間を小さくする取組を一層推進する。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に備え、公表したバリアフリーマップを最新情報に更新予定。	国土交通省
89	4) 公共交通機関等のバリアフリー化 i) 鉄道にかかわるバリアフリー化 c) 駅ホームの安全性向上		「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」の中間とりまとめ(平成28年12月)を踏まえ、ホームドア(新しいタイプのホームドアを含む)や内方線付き点状ブロックの整備を加速させるとともに、視覚障害者に対する駅員等による誘導案内の実施、旅客による声かけや誘導案内の促進など、ハード・ソフト両面からの総合的な転落防止対策を推進する。	「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」の中間とりまとめ(平成28年12月)を踏まえ、ホームドア(新しいタイプのホームドアを含む)や内方線付き点状ブロックの整備を加速させるとともに、視覚障害者に対する駅員等による誘導案内の実施、旅客による声かけや誘導案内の促進など、ハード・ソフト両面からの総合的な転落防止対策を推進する。 平成29年7月の第7回検討会において、各鉄道事業者の転落防止対策の進捗状況の確認を実施したところ、平成32年度末のホームドア設置駅数は882駅となり、交通政策基本計画の目標を前倒して達成する見込み。 引き続き当該検討会を活用して進捗管理等を行い、ホーム転落防止対策を推進。	・平成30年12月21日に第8回「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」を開催し、中間とりまとめのフォローアップとして各鉄道事業者による転落防止対策の進捗状況の確認と自治体等による良好事例の水平展開を図った。 ・検討会ではUD2020行動計画を踏まえ、委員として国土交通省、鉄道事業者及び鉄道関係協会に加え、視覚障害者や学識経験者等の方々にも参画いただいた。	・中間とりまとめのフォローアップとして各鉄道事業者による転落防止対策の進捗状況の確認を行った。 ・学識経験者、視覚障害者団体、鉄道事業者及び鉄道関係協会に参画いただく検討会を下期に開催し、引き続き駅ホームにおける安全性の向上を図る。	・ホームドアの整備に対する支援を実施した。 ・令和2年度までに全国約800駅にホームドアを整備するとの現行の交通政策基本計画の目標に対し、令和元年度末時点で858駅に整備され、1年前倒して目標が達成された。 ・令和2年1月にJR日暮里駅、7月にJR阿佐ヶ谷駅等において発生した転落死亡事故を受けて、ホームドアによらない安全対策を検討するために、視覚障害者・支援団体や学識経験者の方々などを委員とする「新技術等を活用した駅ホームにおける視覚障害者の安全対策検討会」を10月9日に設置し、検討を行っている。	・令和2年12月に改正された、バリアフリー法基本方針の整備目標において、優先度が高いホームでの整備を加速化することを旨とし、令和3年度以降、令和7年度末までに、鉄軌道駅全体で3000番線、うち1日当たり平均利用者数が10万人以上の駅で800番線を整備することとしており、当該目標に基づき、引き続き、ホームドアの整備を促進する。 ・ホームドアのない駅においても、前年度に設置した「新技術等を活用した駅ホームにおける視覚障害者の安全対策検討会」での検討を踏まえ、ITやセンシング技術等を活用した視覚障害者のホームからの転落防止対策に取り組む。	国土交通省		

番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」における具体的施策	平成29年度の実施状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係 概会議資料より)	平成30年度の実施結果 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の施策の実施状況 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の施策の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施予定	担当 府省庁	担当 府省庁
90	II. ユニバーサルデザインの街づくり	2. 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進	4) 公共交通機関等のバリアフリー化 i) 鉄道にかかわるバリアフリー化 d) 全国の主要鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進	2020年(平成32年)までの完了を目標としている1700kmの道路について、引き続きバリアフリー化を進め、更に全国の主要鉄道駅や観光地周辺における道路についても、1) ② i) と同様の調査を実施するとともに、その調査結果を公表し、各市町村の積極的なバリアフリー化の取組を支援する。 《No.81再掲》	平成32年度までの完了を目標としている特定道路の整備率は、平成27年度の86%に対して平成28年度は88%に上昇。平成29年度についても平成32年度の完了に向けて引き続き整備を推進中。 平成28年度に全国の主要鉄道駅や観光地周辺における道路について、バリアフリー化の実態調査を行い、平成29年5月から実態調査結果の公表に向けたデータの精査を実施中。鉄道との結節点における駅前広場等において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備等に対して防災・安全交付金を重点的に配分。 《No.81再掲》	特定道路については、2020年度の完了に向けて引き続き整備を促進。 平成31年2月にバリアフリー化の実態調査結果及び取組を支援するための好事例集を公表。	2020年度までの完了を目標としている特定道路について、引き続き整備を推進。 令和元年7月に特定道路の指定を拡大し、全国の主要鉄道駅周辺等の道路のバリアフリー化を推進。 《No.81再掲》	2020年度までの完了を目標としている特定道路について、引き続き整備を推進。 令和元年7月に追加指定した特定道路の区間も含め、2025年度末までの整備目標を設定し、全国の主要鉄道駅周辺等のバリアフリー化を推進。 《No.81再掲》	特定道路について、2025年度末までの整備目標の達成に向けて引き続き整備を推進。 《No.81再掲》	国土交通省	
91				陸上交通機関から旅客船へのシームレスな乗継ぎを可能とするため、全国の主要な旅客船ターミナルについて、旅客船の乗降口から公共バス・タクシー等の乗降場所までの連続的なバリアフリー化の対応状況を平成28年度中に点検し未対応施設の特定をする。未対応施設については、点検結果を踏まえバリアフリー化を促進する	平成28年度に、全国の主要な旅客船ターミナルについて、旅客船の乗降口から公共バス・タクシー等の乗降場所までの連続的なバリアフリー化の対応状況を点検し、すべての施設が対応していることを確認。	・平成28年度に、全国の主要な旅客船ターミナルについて、陸上交通機関から旅客船への連続的なバリアフリー化の対応状況を点検した。点検の結果、未対応の施設はないことを確認した。 ・平成30年度に、全国の主要な旅客船ターミナルにおいて、バリアフリー化を促進するよう働きかけを実施。	・令和元年度以降も、引き続き、全国の主要な旅客船ターミナルにおいて、バリアフリー化の促進を図る。	令和2年度も、全国の主要な旅客船ターミナルにおいて、バリアフリー化の促進を図った。	バリアフリー法改正等を踏まえ、令和3年度以降も全国の主要な旅客船ターミナルにおいて、バリアフリー化の促進を図る。	国土交通省	
92				4) 公共交通機関等のバリアフリー化 ii) 全国の主要な旅客船ターミナル及び船旅メジャールート等のバリアフリー化の促進	船旅メジャールート（東京の舟運や瀬戸内海航路等）における新造船の先進的なバリアフリー化を推進するため、今後新造される旅客船について先進的なバリアフリー化を促すとともに、各地域においてもバリアフリー化を促し、その状況を踏まえ、旅客船を利用するための陸上交通機関からのバリアフリー化を利用者に情報発信する。	船旅メジャールート（東京の舟運や瀬戸内海航路等）において、今後新造される旅客船の一層のバリアフリー化への協力依頼を行うとともに、平成29年度以降、バリアフリー化が設定可能な場合には、各社のホームページへの掲載等の情報発信を行うことを要請。	取組状況について、フォローアップを実施し、バリアフリー化の設定状況の確認を行うとともに、引き続きバリアフリー化の設定が進むよう働きかけを行った。	バリアフリー化の設定・公表状況のフォローアップを実施したところ、瀬戸内海周辺航路における3航路について、新たにバリアフリー化の設定・公表の取組を確認した。 今後も、引き続きバリアフリー化の設定が進むよう働きかけを行い、バリアフリー化の事例が揃い次第、国土交通省海事局のホームページでも紹介してバリアフリー化の促進を図る。	バリアフリー化の設定・公表状況のフォローアップを実施したところ、長距離フェリー航路の3航路において新たにバリアフリー化の設定・公表の取組を確認した。	引き続き、バリアフリー化の設定が進むよう働きかけを行い、バリアフリー化の事例が揃い次第、国土交通省海事局のホームページでも紹介してバリアフリー化の促進を図る。	国土交通省
93			旅客船全体のバリアフリー化を推進するため、平成28年度中にバリアフリー優良事例を収集し周知する。	平成29年3月に、旅客船事業者のバリアフリー化の優良事例を収集し、公表するとともに旅客船事業者にも周知を実施。	平成29年度に、全国の主要な旅客船ターミナルにおいて、バリアフリー化を促進するとともに、船旅メジャールートの旅客船事業者に対してはバリアフリー化の設定状況、各社のホームページへの掲載等の状況等の確認を行い、バリアフリー化の設定及び設定したバリアフリー化について各社のホームページへの掲載等働きかけを実施。 バリアフリー化の設定については、取組状況について、フォローアップを実施し、バリアフリー化の設定状況の確認を行うとともに、引き続きバリアフリー化の設定が進むよう働きかけを行った。	バリアフリー化の設定・公表状況のフォローアップを実施したところ、瀬戸内海周辺航路における3航路について、新たにバリアフリー化の設定・公表の取組を確認した。 今後も、引き続きバリアフリー化の設定が進むよう働きかけを行い、バリアフリー化の事例が揃い次第、国土交通省海事局のホームページでも紹介してバリアフリー化の促進を図る。 《No.92再掲》	東京オリバの延期を利用し、1年前に当たる令和2年7月に、平成29年3月公表の優良事例についてフォローアップ調査を実施し最新の情報を収集した。	平成31年4月からバリアフリー法の対象に旅客不定期航路事業の用に供する船舶が追加され、また令和3年4月から改正バリアフリー法が施行される。これらの状況を踏まえて、新たな優良事例の収集の必要性について検討を開始する。	国土交通省		

番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」における具体的施策	平成29年度の取組状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係開 催会議資料より)	平成30年度の施策の実施結果 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の施策の取組状況 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の施策の取組状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の取組予定	主担当 府省庁	担当 府省庁
94				交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正内容に合わせて、「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」(空港のバリアフリーに関するガイドライン)の改訂に向けた検討を行い、更なるバリアフリー化を促進する。	空港のバリアフリーに関するガイドラインの改訂に向けた作業を実施中。	障害当事者等が参画する検討委員会、現地視察・調査等を経て2018年10月に「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」(空港旅客施設のバリアフリーに関するガイドライン)を改定・公表し、施策を完了した。	—	—	—	国土交通省	
95			4) 公共交通機関等のバリアフリー化 iii) 航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化の推進	成田空港、羽田空港の他、国際線の主要な空港である関西空港、中部空港、新千歳空港、福岡空港、那覇空港等についても、平成28年度中に数値目標の設定、取組の具体化を行う。 «一部No.67再掲»	成田空港、羽田空港、関西空港、中部空港、新千歳空港、福岡空港、那覇空港において、平成28年度にエレベーターの増設やトイレの機能分散等の数値目標を空港毎に設定し、取組の具体化を実施。 «No.67再掲» タラップや搭乗橋を含め、ターミナルビルから航空機搭乗口まで、切れ目ない、円滑な移動経路を確保する。	平成28年度に設定した数値目標に基づき、障害当事者の意見も踏まえつつ、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向け、引き続き、バリアフリー化を推進した。 (例：成田空港においてトイレ全箇所にフラッシュライトを設置)	・平成28年度に設定した数値目標に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向け、引き続き、障害当事者等の意見も踏まえつつ、バリアフリー化を推進しており、今後も継続して取り組む。 «No.67再掲»	平成28年度に設定した数値目標に基づき、障害当事者等の意見も踏まえつつ、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向け、引き続き、バリアフリー化を推進した。 なお、数値目標の達成は2020年度末までとしていたところ、コロナ情勢等の影響で期限までに達成できないものもあるが、2021年度以降の速やかな達成に向けて引き続き取り組む。 «No.67再掲»	平成28年度に設定した数値目標に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向け、引き続き、障害当事者等の意見も踏まえつつ、数値目標未達成のものについてバリアフリー化の推進に取り組む。 «No.67再掲»	国土交通省	
96		2. 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進		航空旅客ターミナルにおいて、障害者差別解消法に基づく障害のある人への不当な差別の禁止等に係る対応方針を平成28年度中に策定し、策定後はターミナル事業者への対応指針の遵守及びターミナル内の他の事業者との連携を図るよう働きかけを行う。	障害者差別解消法に基づく障害のある人への不当な差別の禁止等に係る対応方針を平成28年度に策定、周知を実施。	障害当事者等が参画した検討会において作成した「交通事業者向け接遇ガイドライン」(平成30年5月作成)や「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」(平成30年10月改定)をターミナル事業者等に周知し、障害者に対する合理的配慮等に対応する接遇や施設整備における具体的な取組を示した。	引き続き、ターミナル事業者への対応指針の遵守等に向けた働きかけを行っており、今後も継続して取り組む。	引き続き、ターミナル事業者への対応指針の遵守等に向けた働きかけを行っており、今後も継続して取り組む。	引き続き、ターミナル事業者への対応指針の遵守等に向けた働きかけを行っており、今後も継続して取り組む。	国土交通省	
97	II. ユニバーサルデザインの街づくり	セシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進	4) 公共交通機関等のバリアフリー化 iv) リフト付バス・UDタクシー車両等の導入促進 (一部再掲)	バス・タクシーのバリアフリー車両の導入促進のために必要な支援を行う。特に導入が遅れている空港アクセスバスについては、羽田・成田の両空港で実施している実証運行により得られた課題も踏まえ、リフト付バス以外の車両(例：スロープ付ダブルデッカー)等の導入、バリアフリー車両の効率的な運用等についても検討しつつ、既存の支援制度も活用したバリアフリー化を図る。	都内の路線バスについては90%以上がノンステップバス化されており、引き続き導入を促進。 平成28年度、羽田空港・成田空港の空港アクセスバスにおいて3つの系統でリフト付きバスの実証実験を開始、平成29年12月より路線拡充を実施。実証実験で得られた課題等を踏まえつつ、課題に対応した、荷物室を従来より確保できる新型リフト付きバスや乗降時間が通常のバスと同じスロープ付ダブルデッカー等の普及を促進していくとともに、バリアフリー車両の効率的な運用などリフト付きバス以外の方法もあわせ、空港アクセスのバリアフリー化推進策や目標について業界と検討中。 UDタクシーについては平成29年度に新たな車種のUD認定を実施。この新たなUDタクシーを含め、既存の支援制度を活用し普及を促進。	・バス・タクシーのバリアフリー車両については、引き続き予算や税制により導入を促進。 ・UDタクシーについては平成29年度に新たな車種、平成30年度に改良型に対してUD認定を実施し普及を促進。 ・羽田空港・成田空港への空港アクセスバスにおいて、平成28年度よりリフト付きバスの実証運行を継続。この実証実験で得られた課題等を踏まえつつ、新型リフト付きバス等の普及を促進していくとともに、バリアフリー車両の効率的な運用などリフト付きバス以外の方法もあわせ空港アクセスのバリアフリー化推進策や目標について検討中。 ・UDタクシーの車いす利用者による利用については、事業者団体に対して通達を发出し、車いす利用者に対する接遇向上のための取組を徹底するよう要請したほか、障害当事者や事業者、メーカーを交えた意見交換を5回実施(2月末時点)。	・バス・タクシーのバリアフリー車両について、平成31年度政府予算及び税制改正において支援が認められたところ。 ・UDタクシーの車いす利用者による利用については、障害当事者や事業者、メーカーを交えた意見交換を3回実施(9月末時点)。 ・UDタクシーの搭載スロープの耐荷重を200kgから300kgに引き上げることに伴って、技術的に検討中。 ・運輸局において、接遇が優良な運転者に対する表彰の実施に向けて、タクシー事業者と調整中。 ・UDタクシーや福祉車両の配車体制の構築に向けた実証実験を年度内に実施する。 ・ニーズに応じた円滑な配車が可能となるよう、車いす情報のデータベース化や当該データの閲覧を可能とするため、関係者と調整を図る。 ・東京23区内では25%のタクシーをUDタクシーとする目標について、2020年から大会まで前倒し ・今後も利用者との意見交換等を通じ、さらなるバリアフリー化を推進。 «No.69再掲»	・バス・タクシーのバリアフリー車両について、令和3年度政府予算及び税制改正において支援が認められたところ。 ・空港アクセスバスについては、バリアフリー車両の導入促進のため、バリアフリー基準の適用除外の認定に係る基準の見直しを検討中。 ・UDタクシーの搭載スロープの耐荷重を200kgから300kgに引き上げた標準仕様UDタクシー認定要件に基づき、新たに3型式を認定。 ・運輸局において、接遇が優良な運転者に対する表彰を実施。 ・UDタクシーや福祉車両の配車体制の構築に向けた実証実験を実施し、利用者ニーズに応じた円滑な配車が可能となるよう継続して検討中。 ・バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会での議論を経て、令和3年度からのバリアフリー車両の数値目標の見直し等を実施。 【No.69再掲】	バリアフリー車両の数値目標の達成に向け、利用者との意見交換等を通じて、バス・タクシー車両の更なるバリアフリー化を推進。 【No.69再掲】	国土交通省	
98				併せて、図柄入りナンバープレート制度検討会のとりまとめ(平成28年5月)等を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートをはじめとした図柄入りナンバープレートの寄付金の活用を前提に、更なるUDタクシー、リフト付きの空港アクセスバス等の整備促進、利便性向上を図るとともに、数値目標の見直しについても検討を行う。	平成29年10月から交付を開始した2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートにおける寄付金を活用し、リフト付きバス・UDタクシー等の更なる導入を促進。	平成29年10月から2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートの交付を開始。当該プレートの普及促進を通じて、寄付金を活用したリフト付きバス・UDタクシー等の更なる導入の促進を図っていく。 《No.70再掲》	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートの普及促進を通じて、寄付金を活用したリフト付きバス・UDタクシー等の更なる導入の促進を図っていく。 《No.70再掲》	(自動車) 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた大会の延期に伴い、東京2020大会特別仕様ナンバープレートの交付期間を1年延長(令和3年11月末まで)する措置を講じ、同ナンバープレートの交付に合わせて募集される寄付金を活用したUDタクシー等の更なる導入の促進を図った。 《No.70再掲》	(自動車) 東京2020大会特別仕様ナンバープレートの普及促進を通じて、寄付金を活用したリフト付きバス・UDタクシー等の更なる導入の促進を図っていく。 《No.70再掲》	国土交通省	

番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」における具体的施策	平成29年度の実施状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係 部会資料より)	平成30年度の実施結果 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の実施状況 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の実施状況 (令和3年3月19日時点)	主担当 府省庁	担当 府省庁
99			4) 公共交通機関等のバリアフリー化iv) リフト付バス・UDタクシー車両等の導入促進(一部再掲)	観光バス等の貸切バスのバリアフリー化については、利用者ニーズや事業者の対応状況などの実態を把握した上で、リフト付バス等のバリアフリー車両の導入促進策等について検討を行う。	貸切バスについては平成28年度より訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業においてリフト付きバスを新たに補助対象とするとともに、平成29年度よりリフト付きバスの臨時営業区域の特例を設け、営業所がある都道府県から地方運輸局ブロック等に拡大した営業区域でのリフト付きバスの運行を認可。バリアフリー車両の導入促進策等を検討中。	・平成30年5月にバリアフリー法が改正され、貸切バスが同法の適用対象に追加(平成31年4月1日施行)。 ・障害当事者等が参画した「バリアフリー法及び関連施策のあり方」についての検討会において、貸切バスや福祉タクシーに関する目標値について検討を行い、目標値を設定及び改定予定。 ・平成31年度法制改正大綱において、自動車重量税と自動車取得税における税制特例措置の対象に貸切バスを追加。 ・平成31年度政府予算案において、一般財源に加えて新たに国際観光旅客税を財源とした公共交通利用環境の革新等により車両購入費用の一部を補助。 【NO.71再掲】	・貸切バスのバリアフリー車両について、平成31年度政府予算及び法制改正において支援が認められたところ。 ・利用者との意見交換等を通じ、さらなるバリアフリー化を推進。 【NO.71再掲】	・貸切バスのバリアフリー車両について、令和3年度政府予算及び法制改正において支援が認められたところ。 ・バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会での議論を経て、令和3年度からのバリアフリー車両の数値目標の見直し等を実施。 【NO.71再掲】	バリアフリー車両の数値目標の達成に向け、利用者との意見交換等を通じて、貸切バス車両の更なるバリアフリー化を推進。 【NO.71再掲】	国土交通省			
100		2. 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進	5) ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援 i) 歩行者のための移動支援サービスの実現に向けた取組	GPSが使えない屋内・地下における測位環境を構成する機器について、公衆に開放された「パブリックタグ」としていくため、標準仕様を平成28年度末までに作成するとともに、パブリックタグの登録・設置を推進し、オープンデータとして公開する。	障害者を含むすべての人が、屋内外を問わず、自分の現在位置や、目的地までの経路等の情報を容易に入手できるような、GPSの電波が届かない地下街や公共の施設内におけるインフラ(屋内電子地図、測位機器)の整備、施設のバリアフリー情報を含む各種データのオープンデータ化等を推進。屋内等の測位機器をパブリックタグとするため、登録に関する品質情報について、実証実験参加者等へのヒアリングをはじめとする調査・検討を行い、標準仕様書を作成するとともに、実証実験で設置されたパブリックタグを登録及び公開。	・2020年東京オリンピック・パラリンピックの円滑な開催のため、屋内外シームレスなナビゲーション等のサービスの実現を目指し、国土政策局国土情報課が実施している高精度測位社会プロジェクトと連携して、パブリックタグの普及を促進した。	・パブリックタグの登録・設置の推進 ・標準仕様・ガイドラインの普及啓発	東京2020オリンピック・パラリンピックの円滑な開催のため、屋内外シームレスなナビゲーション等のサービスの実現を目指し、不動産・建設経済局情報活用推進課が実施している高精度測位社会プロジェクトと連携して、パブリックタグの普及を促進した。	東京2020オリンピック・パラリンピックの円滑な開催のため、屋内外シームレスなナビゲーション等のサービスの実現を目指し、引き続きパブリックタグの普及を促進する。	国土交通省			
101	II. ユニバーサルデザインの街づくり			歩行者の移動支援サービスの提供にあたって必要な歩行空間の段差や勾配等の情報や沿道施設のバリアフリー設備に関する情報について、情報を収集する際の仕様を平成28年度に改訂するとともに、多様な主体による効率的データ整備・更新手法について平成30年度を目標に検討を進める。これらの成果等を踏まえ、競技会場周辺エリアにおいてバリアフリー情報を収集してオープンデータとして公開する。	施設や経路のバリアフリー情報に関する仕様について当事者団体等の意見や現地検証を踏まえて改訂し、併せて、同仕様に基づき競技会場周辺エリア(国立代々木競技場、横浜国際総合競技場)において、バリアフリー情報を収集しオープンデータ化。また、多様な主体によるデータ整備・更新手法に関する検討に着手し、簡易にデータを整備・更新できるツールを作成し提供。	施設や経路のバリアフリー情報等の移動に必要なデータを継続的に収集する方法、効率的に整備・更新する手法の検討を実施。検討にあたっては、障害当事者を含む多くの方の参加により、施設や経路のバリアフリー情報の収集や情報の更新に関する実証実験を実施。また、主要ターミナル駅(東京駅周辺、新宿駅周辺、池袋駅周辺等)において、歩道等の経路のバリアフリー情報をオープンデータ化した。	・新国立競技場周辺における現地調査を実施し、歩道等経路のバリアフリー情報のオープンデータ化に向け、データ整備を実施中。 また、データを効率的、継続的に整備・更新する手法および実証実験について検討を実施中。	障害のある人を含むすべての人が、目的地までの経路等の情報を詳細に入手できるようなサービスが、民間事業者等により整備される環境を創出するため、競技会場周辺のエリア等において、バリアフリー情報を収集してオープンデータとして公開した。	引き続き歩行空間におけるバリアフリー情報の収集を進めるとともに、歩行空間情報のさらなる利活用促進に向けて、周知広報や民間事業者等が多様なサービスを提供できる環境づくりを推進する。	国土交通省			
102				東京駅周辺、新宿駅周辺、成田空港、及び日産スタジアム(横浜国際総合競技場)をモデルケースとして、平成28年度に車椅子利用者等に対応した移動支援サービスの実証実験を実施する。平成29年度以降は、視覚障害者への対応等サービス内容の充実を図るとともに、民間事業者との連携を強化し、移動支援サービスの普及を促進する。	東京駅周辺、新宿駅周辺、成田空港、日産スタジアム(横浜国際総合競技場)において、事務局にて作成したナビゲーションにて段差回避ルートの案内など実証実験を実施し、車椅子利用者の方などにもモニターとして意見聴取を実施。	・災害時における屋内外位置情報利活用のモデルケースとして、東京駅周辺エリアにおいて過年度に整備した高精度な屋内電子地図を活用し、防災情報を関係者間で共有する俯瞰型情報共有サービスの実証実験を実施した。 ・移動支援サービスの普及を促進するため、過年度に整備した屋内電子地図をG空間情報センターより公開した。	・2020年東京オリンピックパラリンピック競技大会開催時を想定したナビゲーション実証を実施するため、関係者と調整中。 ・屋内地図の民間事業者主体による整備・更新を行うための検討を実施中。	屋内空間における高精度測位環境の整備により、高齢者や障害者など誰もがストレスを感じることなく円滑に移動・活動できる社会を実現するため、産学官連携により、主要交通ターミナルにおけるナビゲーションサービス等の創出・普及に向けた環境づくりを促進した。	大規模イベント時において、高齢者、障害者等を含めた人々を対象としたナビゲーションサービス提供等の活用検証を行うとともに、民間事業者との連携を強化し、移動支援サービスの普及を促進する。	国土交通省			
103			5) ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援 ii) 個人の属性に応じた最適なサービスの提供に向けた取組	交通系ICカードやスマートフォンと共通クラウド基盤を連携活用することにより、情報提供やサービス連携を行い、高齢者、障害のある人等個人の属性に応じたサービスを提供する。例えば、障害のある人等が登録した属性情報に応じた最適な経路のデジタルサインへの表示等、誰もが利用しやすいバリアフリー情報の提供を目指し、2020年(平成32年)までの社会実装に向け取組を推進する。	共通クラウド基盤に訪日外国人、高齢者や障害のある人等のアクセシビリティの属性を含めた個人の属性情報を登録し、スムーズな移動、観光等の実現に向け、スマートフォン、交通系ICカードやデジタルサイン等を活用して多様なサービス連携(個人の属性・言語等に応じた情報提供や施設への入場手続の簡略化等)を行う実証を、IoTおもてなしクラウド事業として、複数地域で実施。	共通クラウド基盤の利用者の増加に向け、地方の事業者を含めた多様なサービス提供者の参画・事業展開を推進する。	引き続き、地方の事業者を含めた多様なサービス提供者の参画・事業展開を推進。	引き続き、地方の事業者を含めた多様なサービス提供者の参画・事業展開を推進。	引き続き、地方の事業者を含めた多様なサービス提供者の参画・事業展開を推進。	総務省			

番号	大項目	中項目	小項目	「ユニバーサルデザイン行動計画2020」における具体的施策	平成29年度取組状況 (平成30年1月23日ユニバーサルデザイン2020関係 部会議員資料より)	平成30年度の施策の実施結果 (平成31年3月31日時点)	令和元年度の施策の取組状況 (令和元年10月31日時点)	令和2年度の施策の取組状況 (令和3年3月19日時点)	令和3年度の取組予定	担当 府省庁	担当 府省庁
104	II. ユニバーサルデザインの街づくり	2. 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進	5) ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援	車椅子利用者等のためのバリアフリールートや所要時間に関する情報を提供する乗換検索システムの実現を目指し、有識者、障害のある人、関係交通事業者等を委員とする検討会を速やかに設置し、平成28年度末までに対応方針をとりまとめ、平成29年度以降は対応方針に基づき、早期の実現に向けた関係者への働きかけを行うことにより、事業者のシステム開発を促進する。	車椅子利用者等のための乗換検索システムの実現を目指し、平成28年度に有識者、障害当事者、関係交通事業者を委員とする検討会を開催し、情報のオープンデータ化に向けた動き等も踏まえ、民間事業者による取組を促進していくと対応方針をとりまとめ。	障害者のための交通バリアフリー情報を提供するシステム（5くらおでかけネット）の構築に向けた検討会に参画し、エコジーン・モビリティ財団や障害当事者等と連携して検討を行った。平成31年4月から利用者向けに提供予定。	引き続き、構築されたシステムについて障害者団体等への周知を図る。	引き続き、構築されたシステムについて障害者団体等への周知を図るとともに、必要となる交通バリアフリー情報について、障害当事者等との意見交換等を通じて最新情報を収集しているところ。	引き続き、公共交通機関における情報提供サービスの利便性向上に向け推進を図っていく。	国土交通省	
105			iii) 交通機関の利用にあたっての情報提供サービスの実現に向けた取組	視覚障害のある人、聴覚障害のある人向けに、鉄道車両内で、走行位置が音声や文字情報により案内可能なスマートフォンアプリの導入実現に向け、平成28年度に有識者、障害当事者、関係交通事業者を委員とする検討会を開催し、技術調査結果をとりまとめ、平成29年度以降は調査結果を踏まえて早期の実現に向けた関係者への働きかけを行うことにより、事業者のアプリ開発を促進する。	視覚障害者や聴覚障害者向けの鉄道車両内における走行位置等の案内アプリの導入実現に向け、平成28年度に有識者、障害当事者、関係交通事業者を委員とする検討会を開催し、技術調査結果をとりまとめ。	スマートフォンアプリによる文字情報等での走行位置等の情報提供について、平成30年12月より東京の主要鉄道会社6者による連携が開始された。なお、障害者団体等が参画して検討した交通バリアフリー基準やガイドラインの改正（平成30年3月）により、鉄道車両内における音声及び文字での情報提供の充実・強化を図ったところであり、その内容を関係事業者等に周知した。	引き続き、鉄道車両内における音声及び文字での情報提供を促進する。さらに、民間企業の先進事例のヒアリングを行っている。	引き続き、鉄道車両内における音声及び文字での情報提供を促進しているところ。さらに、事業者からの先行事例についてヒアリングを実施するなど、障害当事者等と意見交換を行い、最新情報を収集しているところ。	引き続き、公共交通機関における情報提供サービスの利便性向上に向け推進を図っていく。	国土交通省	
106			6) トイレの利用環境の改善	全国の建築物のバリアフリー化を一層促進するために、平成28年9月に設置した検討委員会における議論を踏まえ、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を平成28年度内を目途に改正し、新たな課題に対応した好事例を盛り込むことにより、トイレ環境の整備をはかる。また、公共交通機関のトイレ環境の整備に向けて交通バリアフリー基準・ガイドラインを平成29年度中を目途に改正する。【検討項目例】 ・トイレについて、多様な障害のある人に対する配慮や介助者等を含めた個別のニーズに対応することを目的として、障害のある人が必要な機能の充実や小規模施設・既存建築物における整備・改修を進めるための記述の充実（再掲）	トイレのバリアフリー化のための設計の考え方や改修事例等を掲載した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を平成29年3月に改正し国土交通省ホームページ上に公表。なお、改正のための検討委員会においては委員として障害者団体にも参加していただき、設計標準の改正を実施。また、建築設計標準の改正内容について周知を図るため、平成29年5月末から8月末にかけて、地方公共団体の担当者や設計者等に向けた説明会及び講習会を開催したところであり、引き続き内容の周知徹底を図る。交通バリアフリー基準について、平成28年度は、有識者、障害当事者団体、公共交通事業者等を構成員とする検討委員会を3回開催し、旅客施設におけるトイレ整備のあり方を含む交通バリアフリー基準の改正について一定の方向性をとりまとめ、平成29年度においては、引き続き検討委員会にて交通バリアフリー基準の具体的な改正内容の検討を実施するとともに、ガイドラインについても、障害当事者団体等も参画した委員会において改正内容の検討を実施。平成29年度中に所要の改正を実施予定。トイレについては、機能分散を進める方向で見直しを行う。	・トイレのバリアフリー化のための設計の考え方や改修事例等を掲載した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」について、改正したものを平成29年3月に国交省ホームページ上に公表した。なお、改正のための検討委員会においては委員として障害者団体にも参加していただき、設計標準の改正を実施。 ・また、建築設計標準の改正内容について周知を図るため、平成29年5月末から8月末にかけて、地方公共団体の担当者や設計者等に向けた説明会及び講習会を開催し、追加の会場も含めて全7ブロック、12会場で開催し、約700名の設計者等が参加。 ・交通バリアフリー基準については、平成28年度に開催した有識者、障害当事者団体、公共交通事業者等を構成員とする検討委員会にて得られた一定の方向性を基に、引き続き検討委員会にて交通バリアフリー基準等の具体的な改正内容の検討を行い、その結果をとりまとめた。 ・また、ガイドラインについても、障害当事者団体等の参画も得て専門的に検討するための委員会を交通バリアフリー基準とは別に設置し、改正内容の検討を行い、その結果をとりまとめた。 ・これら委員会のとりまとめを基に、パブリックコメントの実施等、所要の手続きを経て、平成30年3月に交通バリアフリー基準及びガイドラインの改正を行った。 ・平成30年度においては、交通バリアフリー基準及びガイドラインの改正内容について周知を図るため、全国において公共交通事業者等に向けたセミナーを10会場で開催した。	引き続き、構築されたシステムについて障害者団体等への周知を図る。	引き続き、構築されたシステムについて障害者団体等への周知を図る。	・「高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準」を令和3年3月に改正し、大型の電動車椅子等にも配慮したトイレの設計等に関する考え方・留意点の充実を行った。 ・引き続き、構築されたシステムについて障害者団体等への周知を図る。	・引き続き、建築設計標準の周知徹底を行い、全国のバリアフリー水準の底上げを図っていく。 ・R2年度に実施したトイレの環境整備に関する調査検討の結果をガイドラインへ反映することを検討。	国土交通省
107	ii) トイレ利用の改善	多機能トイレをはじめとするトイレの利用に係るマナー改善に向けて、公共交通事業者や障害者団体等と連携しながら、利用マナーの啓発を行うポスターやチラシを作成し配布するなどのキャンペーンを実施するとともに、高齢者、障害者等の移動等円滑化に対する国民の理解増進を図る取組である「バリアフリー教室」においてトイレ利用のマナー改善に取り組む等、「心のバリアフリー」を意識しつつ、多様な利用者がそれぞれのニーズに応じたトイレを円滑に利用できるようなトイレ環境の整備を図る。	バリアフリー教室や各種シンポジウム等において、利用マナーの啓発を行うとともに、ポスター・チラシを作成し、マナーキャンペーンを行うため、所要の準備を進めている。	・障害者団体等のご意見を踏まえて作成した多機能トイレの利用マナー啓発のポスター及びチラシを活用し、公共交通事業者等の協力の下、キャンペーンを実施。 ・バリアフリー教室や各種シンポジウムにおいてトイレの利用マナーを啓発するポスターやチラシを配布した。	引き続き、鉄道車両内における音声及び文字での情報提供を促進する。さらに、民間企業の先進事例のヒアリングを行っている。	令和2年11月から12月にかけて、トイレの利用マナー啓発キャンペーンを実施し、公共交通事業者等の協力の下、ポスターの掲示、チラシの配布、SNSを活用した声かけを行うとともに、「バリアフリー教室」において講義を行うことにより、マナー啓発を行った。 また、「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究」において検討会の開催等を行い、外出等の移動の際に重要な公共的なトイレの適正利用や利用集中を解消するため、障害当事者や乳幼児連れの方等の多様な利用実態に即したトイレの整備のあり方や適正な利用に関する今後の取組方針（高齢者、障害者等の利用に配慮が必要な高齢者障害者専用便所（バリアフリートイレ）について、「多機能トイレ」、「多目的トイレ」等ではなく、機能分散の効果が現れるような表記等による周知、広報啓発・教育活動の充実等）をとりまとめた。	令和3年4月の改正バリアフリー法施行後、令和2年度の「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究」における取組方針の内容も踏まえ、ポスター等を用いたトイレの利用に関する広報啓発、「バリアフリー教室」における講義を通じた教育活動等を引き続き実施予定。	国土交通省			
108	II. ユニバーサルデザインの街づくり	7) 地域における取組	i) 共生社会ホストタウン制度の立ち上げ	(新)	パリンピアンとの交流をきっかけに共生社会の実現のための取組を実施する共生社会ホストタウンの制度を立ち上げ、これにより地域主導の共生社会に向けたきめ細かい取り組みを加速すると共に、パリンピックに向けた機運を全国に波及。平成29年11月に募集開始、12月に先行的な取組事例として6自治体を発表。	平成30年5月に7件を共生社会ホストタウンに追加登録した。平成31年2月に全共生社会ホストタウンと共に、パリンピアンとの受け入れや交流、共生社会に向けた施策の推進にかかる情報交換、情報発信を目的として「共生社会ホストタウン連絡協議会」を立ち上げた。	平成31年5月に、共生社会ホストタウンの中で、他地域のモデルとなるような「ユニバーサルデザインの街づくり」や「心のバリアフリー」に取り組んでいる自治体を「先導的共生社会ホストタウン」として認定する制度を創設。現在12件が認定されている。また令和元年10月に共生社会ホストタウンを17件追加発表し、現在37件まで拡大。今後更なる拡大を目指す。	東京大会を契機として全国各地で共生社会を実現するため、共生社会ホストタウンや共生社会ホストタウンを目指す自治体のモデル的な取組を支援。令和3年2月末現在、共生社会ホストタウンは98件、102自治体に拡大。うち、15件が先導的共生社会ホストタウンに認定されている。	共生社会ホストタウン間の更なる拡大を目指すとともに、共生社会ホストタウン間における情報共有と連携を促進し、パリンピアンとの交流を契機としたユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの取組が大会のレガシーとなるよう、取組をサポートする。また、先導的共生社会ホストタウンについても、更なる拡大を目指すとともに、けん引役としてさらにレベルアップを促進。	内閣官房	
109			ii) 共生社会ホストタウン制度の立ち上げ	(新)	2020年通常国会（第201回国会）において、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフトの対策を強化する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、2021年4月の全面施行に向けて関係政省令を公布した。	共生社会ホストタウンの取組が東京大会のレガシーとなるよう、バリアフリー法のマスタープラン・基本構想制度における心のバリアフリーの取組の強化を検討中。	改正法の趣旨を共生社会ホストタウンに周知するとともに、マスタープラン・基本構想作成の作成を促進し、共生社会ホストタウンのみならず全国の市町村での作成促進・横展開を図る。	国土交通省			